

平成20年 第29回定例会

あわらし議会会議録

平成20年 2月29日 開会

平成20年 3月21日 閉会

あわらし議会

平成20年 第29回あわらし議会定例会 会議録目次

第 1 号 (2月29日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	4
諸般の報告	5
行政報告	5
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	8
議案第7号から議案第15号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	8
議案第16号から議案27号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	16
議案第28号から議案第36号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	29
議案第37号、議案第38号の上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	35
議案第39号から議案第41号の一括上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	36
議案第42号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	37
請願第1号 後期高齢者医療制度に関する請願	38
請願第2号 米価の安定と生産調整に関する請願	38
散会の宣言	38
署名議員	39

第 2 号(3月7日)

議事日程	40
出席議員	40
欠席議員	40
地方自治法第 121 条により出席した者	40
事務局職員出席者	41
開議の宣告	42
会議録署名議員の指名	42
一般質問	42
篠崎 巖 君	42
一般質問	49
牧田 孝男 君	49
一般質問	53
穴田 満雄 君	53
一般質問	61
笹原 幸信 君	61
一般質問	69
向山 信博 君	69
一般質問	75
宮崎 修 君	75
一般質問	85
山川 知一郎 君	85
一般質問	95
北島 登 君	95
散会の宣言	105
署名議員	105

第 3 号 (3 月 2 1 日)

議事日程	106
出席議員	108
欠席議員	108
地方自治法第 121 条により出席した者	108
事務局職員出席者	108
開議の宣告	109
会議録署名議員の指名	109
議案第 7 号から議案第 3 8 号の委員長報告・質疑・討論・採決	109
請願第 1 号、請願第 2 号の委員長報告	
・質疑・討論・採決	144
議案第 4 3 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	147
議案第 4 4 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	148
発議第 1 号、発議第 2 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	149
教育厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件	152
閉議の宣言	152
議長閉会挨拶	152
市長閉会挨拶	153
閉会の宣告	154
署名議員	155

第29回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成20年2月29日(金)

午前9時30分開議

1. 開会の宣告

1. 市長招集あいさつ

1. 開議の宣告

1. 諸般の報告

1. 行政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 7号 平成19年度あわら市一般会計補正予算(第7号)

日程第 4 議案第 8号 平成19年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)

日程第 5 議案第 9号 平成19年度あわら市老人保健特別会計補正予算
(第4号)

日程第 6 議案第10号 平成19年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算
(第3号)

日程第 7 議案第11号 平成19年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予
算(第3号)

日程第 8 議案第12号 平成19年度あわら市モーターボート競走特別会計補正
予算(第2号)

日程第 9 議案第13号 平成19年度あわら市公共下水道事業会計補正予算
(第3号)

日程第10 議案第14号 平成19年度あわら市水道事業会計補正予算(第4号)

日程第11 議案第15号 平成19年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予
算(第2号)

日程第12 議案第16号 平成20年度あわら市一般会計予算

日程第13 議案第17号 平成20年度あわら市国民健康保険特別会計予算

日程第14 議案第18号 平成20年度あわら市老人保健特別会計予算

日程第15 議案第19号 平成20年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算

日程第16 議案第20号 平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計予算

日程第17 議案第21号 平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算

日程第18 議案第22号 平成20年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算

- 日程第 1 9 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度あわら市モーターボート競走特別会計予算
- 日程第 2 0 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度あわら市公共下水道事業会計予算
- 日程第 2 1 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度あわら市水道事業会計予算
- 日程第 2 2 議案第 2 6 号 平成 2 0 年度あわら市工業用水道事業会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 7 号 平成 2 0 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 8 号 ふるさとあわらサポート条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 9 号 あわら市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 3 0 号 あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 3 1 号 あわら市防犯隊設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 3 2 号 あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 3 3 号 あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 3 4 号 あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 3 5 号 あわら市学校体育館の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 3 6 号 芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 3 7 号 福井県自治会館組合規約の変更について
- 日程第 3 4 議案第 3 8 号 福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 3 5 議案第 3 9 号 あわら市公平委員会委員の選任について
- 日程第 3 6 議案第 4 0 号 あわら市公平委員会委員の選任について
- 日程第 3 7 議案第 4 1 号 あわら市公平委員会委員の選任について
- 日程第 3 8 議案第 4 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 3 9 請願第 1 号 後期高齢者医療制度に関する請願
- 日程第 4 0 請願第 2 号 米価の安定と生産調整に関する請願

(散 会)

出席議員（21名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	穴田満雄
17番	山川豊	18番	海老田州夫
19番	見澤孝保	20番	東川継央
22番	杉田剛		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	市長室長	長谷川賢治
総務部長	神尾秋雄	市民福祉部長	毛利純雄
経済産業部長	出店学	会計管理者	山口博行
芦原温泉上水道財産区次長	土守善美	市民福祉部理事	石田喜一
土木部理事	田崎震太郎		

事務局職員出席者

事務局長	圓道信雄	事務局長補佐	中林敬雄
書記	渡邊清宏		

議長開会宣告

議長（東川継央君） ただ今から、第29回あわら市議会定例会を開会いたします。
(午前9時30分)

市長招集挨拶

議長（東川継央君） 開会にあたり、市長より招集のごあいさつがございます。
(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 第29回あわら市議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月を明日に控え、長かった冬もようやく終わりを告げようとしておりますが、議員各位には、ご健勝にてお過ごしのこと、心よりお慶び申し上げます。

先の市議会臨時会では、議員各位のご英断により、2中学校の存続をお認めいただきましたことに、改めまして、厚くお礼を申し上げます。

まずは、芦原中学校の耐震診断を行い、その結果につきましては、一日も早く議会にお示しいたしたいと思っております。

また、その他、諸問題につきましても解決あるいは実現に向け、全力を傾注する所存でございますので、議員各位のさらなるご理解とお力添えをお願いする次第であります。

さて、あわら市誕生から丸4年が経過いたします。当時、3,135であった市町村数も、現在では1,795にまで減少したとありますが、ここ1、2年は、この減少数も落ち着きを見せ、合併を終えたすべての自治体が、再編後の新しいまちづくりに力を注いでいるところであります。

本市におきましても例外ではなく、これまでに総合振興計画をはじめとする各種の基本計画を策定するなど、自治体としての基礎固めを行ってまいりました。これからが、まさに、合併の真価が問われる重要な時期になるものと考えております。

本定例会は、新年度予算をご審議いただき、最も重要な議会でございます。提出いたします議案は、平成19年度補正予算及び平成20年度当初予算に関するもの21議案、条例の制定又は一部改正に関するもの9議案、一部事務組合の規約等の変更に関するもの2議案及び人事に関するもの4議案であります。

各議案の内容、提案の主旨につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ、慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。招集のごあいさつといたします。

開議の宣告

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、21名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告

議長（東川継央君） 諸般の報告を事務局長より行ないます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 事務局長。

○局長（圓道信雄君） 諸般の報告をいたします。

平成19年12月3日招集の第26回定例会において議決されました議案につきましては、12月4日付け及び12月21日付けで、1月29日召集の第27回臨時会において議決されました議案につきましては、1月31日付けで、2月21日付け召集の第28回臨時会において議決されました議案につきましては、2月22日付けでそれぞれ市長充てに会議結果の報告を行なっております。

今、定例会までに受理いたしました請願につきましてはお手元に配布してあります請願文書表のとおり2月25日に2件を受理いたしております。

次に、本定例会への付議事件は、市長提出議案36件であります。

本定例会の説明出席者は市長以下12名であります。

なお、竹田芦原温泉上水道財産区管理者より体調不良のため欠席の届出が出ております。代理として土守次長が出席しております。

以上でございます。

行政報告

議長（東川継央君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、市民福祉部関係でございますが、市民課所管では、昨年9月より取り組んでまいりました「あわら市・永平寺町ICカード標準システム構築業務」について申し上げます。

このシステムにつきましては、今月、機器等の整備を終え、2月15日から住民基本台帳カードの交付を実施しているところであります。明日、3月1日には、福井市のアオッサにおいて、オープニングセレモニーを行い、自動交付機による証明書の交付を開始することとなっております。

また、確定申告の時期にあたることから、住基カードを利用した国税等の電子申

告のPRがなされており、住基カードの交付申請も順調に伸びております。

議員各位におかれましても、これを機会に住基カードを所持していただき、自動交付機の利用促進にご協力いただきますようお願いいたします。

次に、福祉課所管では、暖房期にあたり、原油価格の高騰による低所得者の方々の負担を軽減するため、灯油購入費の一部を助成する「福祉灯油購入費助成事業」を2月1日から実施しいたしております。

具体的には、住民税の非課税世帯のうち、生活保護世帯や重度心身障害者のみの世帯、母子・父子・寡婦世帯、高齢者のみの世帯計1,100世帯に、民生委員児童委員の協力を得て、5,000円の灯油券を交付したものであります。

なお、灯油券は今月31日まで市内24の灯油取扱い業者で使用できることになっております。

次に、雲雀ヶ丘寮所管の増築工事について申し上げます。同工事につきましては、昨年9月14日に入札を執行し、三越建設工業株式会社・巴建設株式会社 雲雀ヶ丘寮増築工事共同企業体が5億7,204万円で落札しております。

工事の進捗でございますが、12月には鉄骨建屋、1月にはコンクリート工事が概ね完了し、現在は建物内部の工事に入っております。また、増築部と接続する棟の耐震補強改修工事にも取りかかっているほか厨房設備、家具調度類、特殊浴槽、電動ベッド等についても既に発注を済ませており、年度内の完成を予定しております。

次に、土木部関係でございますが、建設課所管では、北陸新幹線の建設促進に向けた取り組みについて、ご報告をいたします。

中央では、整備新幹線の建設促進に向け、年末年始を挟んで各種の委員会が頻繁に開催されております。特に、昨年12月14日には、政府・与党整備新幹線検討委員会が開催され、この中で、未着工区間の着工のための財源確保を始めとする諸課題について、検討を開始することと、実質的な議論を行う政府・与党ワーキンググループの設置が、政府と与党で合意されております。

この検討委員会の合意を受け、1月23日に第1回目の整備新幹線に係る政府・与党ワーキンググループが開催され、整備財源等についての本格的な議論が開始されたと聞いております。

この様な国政レベルの動きに合わせ、福井県、県議会、駅設置が予定されている沿線市さらに経済界が連携して要請活動を行っています。1月29日には、整備新幹線等鉄道調査会と整備新幹線建設促進議員連盟の合同会議に合わせ、未着工区間を抱える、長崎県・北海道と福井県が同一フロアで要請活動を行うなど、既に地域間のし烈な競争が始まっております。今後、より一層、強く北陸新幹線の延伸をアピールしていくことが極めて重要になっていきますので、ご支援とご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、芦原温泉駅周辺整備事業について、ご報告いたします。市では、平成17年度に策定を致しました「芦原温泉駅周辺整備基本計画」の中から、優先して機能

強化が必要な事業として、「西口アクセス道路」の一部、西口駐車場、東口駐車場の3事業を選定し、3カ年で、まちづくり交付金を活用した整備を行う計画となっております。

この中で、本年度においては、2億2千8百万円で「芦原温泉駅東口駐車場」が完成しております。

規模としましては、障害者用の4台分を含め、164台分を確保しており、料金については、12月議会でご承認いただきましたとおり、月極制と時間制にしております。

3月5日から試行的に時間制のみでの供用を始め、4月から正式な供用を行う予定であります。

今後、パークアンドライド用の駐車場として、通勤で利用していただくことにより、地球温暖化防止に寄与するとともに、出張や旅行の際に、あわら市内はもとより坂井地区や奥越地区からも利用していただくことで、芦原温泉駅の乗降客が増加することを期待しているところでございます。

最後に教育委員会関係でございますが、教育総務課所管では、小学校の耐震補強工事の入札を去る2月14日及び2月28日に執行をいたしました。

これは、昨年度実施しました耐震診断の結果、補強工事が必要と診断された7小学校13棟のうち、北潟、本荘、金津、伊井、金津東小学校の5小学校の屋内運動場並びに吉崎小学校の校舎及び屋内運動場の耐震補強工事を発注させていただいたものでございます。

今後も、昨年6月の市議会定例会で決議されました「学校耐震補強工事の早期完成に関する決議」に沿い、子どもたちが安心して学べる環境とするため、学校施設の耐震化を進めて参りたいと考えています。

次に文化学習課所管の金津創作の森では、1月19日から3月2日まで「第4回・酒の器展」をミュージアム - 1にて開催いたしました。

本展は、全国公募により応募いただいた362作品から、審査による入選作品147点を展示いたしましたもので、2月10日には、入賞者と審査員を展覧会場に集め、表彰式を行っております。

関連事業といたしまして、福井市の地域産業創造会議の協力により、キッチン回りのデザイナー商品統合ブランド「おいしいキッチン」の商品を2月11日まで展示、販売いたしました。

また、2月16日からは韓国伝統の手工芸「ポジャギ」の作品展を県内で初めて開催しているところであります。3月2日までの開催となっておりますので、議員各位におかれましても、ご覧いただければと思います。

以上で行政報告を終わります。

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、山川知一郎君、5番、山口峰雄君の両名を指名します。

会期の決定

議長（東川継央君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの22日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より3月21日までの22日間と決定しました。なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

議案第7号から議案第15号の一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第3、議案第7号、平成19年度あわら市一般会計補正予算（第7号）、日程第4、議案第8号、平成19年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第5、議案第9号、平成19年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第4号）、日程第6、議案第10号、平成19年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第3号）、日程第7、議案第11号、平成19年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、日程第8、議案第12号、平成19年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第2号）、日程第9、議案第13号、平成19年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第14号、平成19年度あわら市水道事業会計補正予算（第4号）、日程第11、議案第15号、平成19年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第2号）

以上の議案9件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第7号「平成19年度あわら市一般会計補正予算（第7号）」から議案第15号「平成19年度芦原温泉上水道財産

区水道事業会計補正予算（第2号）」までの9議案について、概要の説明を申し上げます。

これら9議案は、工業用水道事業会計を除く全ての会計の補正予算であります。議案第7号の一般会計補正予算（第7号）につきましては、1億1,597万7千円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億7,279万5千円とするものであります。

今回の補正につきましては、年度末補正でございますので、その多くが、各歳出項目において、事業費の確定や精算等により生じた不用額を減額したものとっております。また、これらの余剰の財源が生じたことから、財政調整基金の取り崩しを2億9,000万円減額いたしております。

それでは、歳出の主なものからご説明いたします。

まず議会費では、議会交際費40万円、県市議会議長会負担金68万8千円を減額しております。

次に総務費関係では、秘書広報費で交際費100万円を減額したほか、企画費で事務費に係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金140万8千円、情報化推進費で電算共同利用に係る同組合負担金418万8千円を減額いたしております。

また、賦課徴収費では固定資産課税客体異動修正業務委託料123万円を、公共交通対策費では、コミュニティバス運行事業に係る委託料376万6千円を減額したほか、京福バス路線に係る広域生活路線維持対策等事業補助金1,059万円を計上いたしております。

民生費関係では、障害者福祉費で介護給付費2,000万円を、老人福祉総務費では、介護保険会計分の介護保険広域連合負担金1,370万8千円を減額したほか、老人保健特別会計繰出金1,050万1千円を追加計上し、また、地域支援事業費では、介護予防委託料628万4千円、家族介護継続支援費849万6千円などを減額しております。

児童福祉総務費では、放課後児童健全育成事業に係る食糧費130万円、児童扶養手当支給費148万5千円を、児童措置費では児童手当支給費879万円をそれぞれ減額したほか、母子福祉費では母子父子医療費助成費150万円を追加計上しております。

このほか保育所費では、私立保育園に係る措置委託料671万5千円を追加したほか、幼稚園費でも736万3千円を追加しております。

衛生費関係では、保健費でがん検査委託料306万5千円を追加したほか、環境衛生費で水道事業会計補助金200万円を減額しております。

また、塵芥処理費でゴミ袋などの事業用消耗品528万4千円を、清掃センターに係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金1,681万1千円などを減額いたしております。

農林水産業費関係では、農業振興費で坂井北部丘陵地農業経営体育成モデル事業補助金418万6千円を、農地費では、農地・水・環境保全向上活動支援負担金323万

3千円などをそれぞれ減額いたしております。

土木費関係では、県事業費の確定に伴い道路橋りょう新設改良費で県営道路改良事業負担金1,319万円を、河川総務費で県営河川改良事業負担金381万4千円を、都市計画総務費で都市計画決定資料作成業務委託料202万円などをそれぞれ減額しております。

また、除雪作業委託料については、契約内容変更により、除雪対策費で725万円を追加計上しております。

消防費では、常備消防費で嶺北消防組合負担金141万8千円を、消防施設費で消火栓新設維持管理負担金325万2千円を追加計上しております。

教育費では、小学校費の学校管理費で燃料費230万円を追加したほか、中学校の学校管理費で中学校耐震診断業務委託料123万6千円を、教育振興費で生徒通学費補助金400万円を減額しております。

公債費関係では、地方債償還及び一時借入金に係る利子で2,900万円を減額しております。

次に、歳入でございますが、財政調整基金の取り崩しの減額等により、繰入金で2億8,623万9千円を、地方交付税で1億5,071万6千円を、保育所保育料等の減により分担金及び負担金1,766万6千円を減額する一方、市税で1億7千万円、繰越金で9,576万2千円、市町村合併特別交付金などの県支出金4,176万1千円をそれぞれ追加計上いたしております。

次に、繰越明許費でございますが、農林水産業費の経営体育成基盤整備事業に係る負担金20万5千円、商工費の産業団地整備事業測量設計業務1,094万円、土木費の県営急傾斜地事業に係る負担金230万円、教育費の小学校施設整備事業1億9,198万7千円及び幼稚園施設整備事業275万8千円の5事業で、それぞれ所要額を翌年度に繰り越して使用できる経費として定めております。

最後に地方債の補正でございますが、事業費の確定などに伴い、芦原温泉駅周辺整備事業債をはじめ11件についてそれぞれ所要の変更措置を行っております。

議案第8号の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、1億4,148万円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億7,966万7千円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費等1億8,650万円を追加計上し、老人保健拠出金では3,428万8千円を減額しております。

また、介護納付金では1,182万6千円を追加、共同事業拠出金では高額医療費、保険財政共同安定化事業に係る拠出金2,381万9千円を減額しております。

歳入につきましては、主なものとして、国庫支出金で国庫負担金8,393万7千円、退職者医療に係る療養給付費等交付金5,579万2千円、繰越金2,334万8千円などを追加し、高額療養費や保険財政共同安定化事業に係る共同事業交付金2,382万1千円を減額いたしております。

議案第9号の老人保健特別会計補正予算(第4号)につきましては、1億3,437万9千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億7,941万8千円とするものであります。

歳出といたしましては、医療諸費で医療給付費1億2,350万円、医療費支給費1,120万円など1億3,437万9千円を追加計上するものであります。

これに伴う歳入につきましては、支払基金交付金6,693万2千円、国庫支出金4,200万5千円等を計上しております。

議案第10号の金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算(第3号)につきましては、1億8,210万6千円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,714万4千円とするものであります。

歳出といたしましては、養護老人施設費で、基金に874万5千円を積み立てるほか、雲雀ヶ丘寮増築に係る事業費の確定等に伴い、指定介護老人福祉施設費で工事費1億7千万、土地購入費2,178万5千円、備品購入費2,205万円を減額したほか、基金に2,474万6千円を積み立てております。

歳入につきましては、増築に係る事業費の減額に伴い、指定介護老人福祉施設債2億7千万円を減額したほか、繰越金2,859万円、基金繰入金5,716万3千円等を追加計上いたしております。

議案第11号の農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、65万3千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,751万3千円とするものであります。

内容につきましては、総務費の一般管理費で消費税148万4千円を追加計上する一方、事業費の農業集落排水維持管理費で施設修繕料の不用額など83万1千円を減額しております。

歳入においては、繰越金113万9千円を追加計上したほか繰入金で128万7千円を減額いたしております。

議案第12号のモーターボート競走特別会計補正予算(第2号)につきましては、190万3千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億9,695万3千円とするものであります。

内容につきましては、競艇事業費で全国モーターボート競走施行者協議会分担金162万7千円などを追加計上いたしたものであり、歳入では基金繰入金160万円などを計上いたしております。

議案第13号の公共下水道事業会計補正予算(第3号)につきましては、収益的収入で下水道使用料268万8千円を追加計上したほか、収益的支出で流域下水道費350万円、消費税及び地方消費税1,561万1千円を追加する一方、各費目の不用額を減額し、補正後の収益的支出予定額を11億9,729万7千円とするものであります。

また、資本的収入では、下水道事業債8,320万円を減額、資本的支出においては建設改良費で下水道管渠実施設計委託料や流域下水道事業建設負担金など1,129万

円を減額し、補正後の資本的支出予定額を19億6,345万8千円とするものであります。

議案第14号の水道事業会計補正予算(第4号)につきましては、収益的収入で、一般会計からの消火栓維持管理負担金150万4千円を追加し、高料金対策補助金200万円を減額しております。

一方、収益的支出では、営業費用で消火栓修繕費150万4千円を追加し、営業外費用で企業債利息215万7千円を減額したもので、補正後の収益的支出予定額を8億9,313万9千円とするものであります。

また、資本的収入では、一般会計からの消火栓設置負担金174万8千円を追加計上するとともに、資本的支出において、配水設備改良費の工事請負費に同額を計上したもので、補正後の資本的支出予定額を4億1,584万2千円とするものであります。

議案第15号の芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的収入で、営業外収益の罹災共済金など220万8千円を追加し、収益的支出では営業費用の修繕費65万円などを追加したほか不用額を減額し、補正後の収益的支出予定額を1億7,323万9千円とするものであります。

以上が補正予算の概要でございます。これら9議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長(東川継央君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(東川継央君) 質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) ただ今、市長の方から一般会計の補正の提案理由の説明を受けました。その中で、私、ちょっと引っかかる点がありますので、質疑をしてみたい、とこのように思います。まず、一般会計の23ページ、これは、保育園、保育所の措置委託料ですけれどもこれ、妙安寺の方から7つの保育所、保育園の減額あるいは、増額の補正が出ております。こんな中で平成19年度、今、671万5千円ですかね、増額補正となっております。この増額補正をした結果、平成19年度、これらが決算ではございませんけれども、総額で約4億3,500万円ぐらいになると、そうすると平成18年度と比較してやりますと平成18年度は4億2,000万円ほどのやね、措置委託料を計上してあったと、そうしますと、単純な計算になるかも分かりませんが、1,500万円ほどの増額になってくるともちろん、こういう保育所、保育園含めた教育関係に金を使うことに対しては、私は、何も文句言いません。ですが、この措置委託料というのは、おそらく、保育所、保育園の入所者、あるいは、国からそういう定めがあると、規定があると、そういうことも存じております。そんな中で、今ほど言いました、平成19年度は1,500万円程の増額になってきていると平成18年度と比較してやりますと、何故、このよう

に措置委託料が増えてきたのかと、これに対して答弁方お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長 毛利君

市民福祉部長(毛利純雄君) ただいまの穴田議員のご質問にお答えさせていただきます。保育所のあるいは、幼稚園の措置費の増減ということでございますが、これ、主な原因といたしましては、途中、入所の増加あるいは、当初、思っておりました予定よりも入所児の減と、また、単価改正等が毎年あるというなかでの増減があるということでございますのでご理解をいただきと思います。

議長(東川継央君) ほかに質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) 次に一般会計補正予算の33ページをお願いします。この中に、教育振興費目の中にですね、生徒通学費の補助金と、こういう項目があります。これは、多分、金津中学校の生徒に対する補助金、あるいは、助成ではないかと、このように理解しているんですけども、これもですね、平成18年度は、830万の予算計上をしてあったと、ですが、決算では、530万、約300万のやね、減額となってきている、とこういう減額になることは、大変、結構なことなんですけれども冒頭に申しておきますが、これは、一般的に言えることなですが、ただ、不要額さえ増やせばそれでいいんだ、と私は、こういう、捉えかたをしております。不要額そのものの枠をやね、これは地方自治法等にも出ておりませんけれども、やっぱり、それなりのやね、最初、当初予算を組むにあたってそれなりの把握をしておくと、例えば、今ほど、言いましたように、生徒の通学に対する助成金でしたら、平成19年度は、大体、何名ぐらいが対象になるんだと、おそらくこういう計算は、当然、理事者側はしてあると思うんですけども、今、言いましたように、平成18年度では、830万計上してあったやつがやね、300万の減額で530万と、平成19年度、今回、400万の減額補正をしております。平成19年度は、当初、どれくらいの予算を計上してあったかと言いますと、これも平成18年度と同じく830万円の計上をしてあったと、ですから、今回、400万円の減額補正ですから、最終的には430万円がいいと、このようなやね、数字になってくるのではないかと思うんですけども、これも、今ほど言いましたように、やっぱり、当初予算を組むにあたって当然、何名の生徒が対象になるんだと、こういうやね、大体、概要、ある程度の数字の把握はしていると思いますけれどもあまりにも大きな減額になってきております。これは、例えばですね、途中でやね、そういう生徒、バス通学あるいは、JRを使った通学、こういう生徒が大幅に減ったんだとそういう理由があるんならひとつ答弁かたお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長、平田幸一君

教育部長(平田幸一君) ただ今の、穴田議員のご質問にお答えいたします。教育振

興費の生徒通学費補助金400万円の減額でございますけれど、この補助金につきましては、金津中学校、生徒通学に要する補助金条例に基づきまして補助をしているわけでございます。先ほど、穴田議員も申された通り金津中学校の生徒の通学補助金でございます。JRまたは京福バス、コミュニティバス、また、吉崎地区におけます北鉄バスの交通機関を利用する生徒に対する補助金でございます。当初830万の予算計上をさせていただきました。この地区にかかります集落といえますと52集落ございまして19年度そこの通学生徒215名が対象になっているわけでございます。その内、現に通学定期を購入し、またそれに基づく申請に基づきまして補助金を交付しているわけでございまして、平成19年におきましては、90名の申請がございました。それに基づきます清算ということで今回、400万の減額をさせていただいたところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、保護者の送り迎え等々につきましては、この補助対象外としてございましてよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（東川継央君） ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 16番、穴田満雄君

16番（穴田満雄君） 16番、穴田満雄 もう一点だけ質疑をしてみたいと思ひます。

特別会計の方ですけれども、雲雀ヶ丘の特別会計の方で質疑をしてみたいと思ひます。これ、雲雀ヶ丘の7ページ、ここに指定介護老人福祉施設の事務費が計上してありますけれど、この中で、もちろん、市長は行政報告の中でも述べておりました。雲雀ヶ丘の増築工事、これが、5億7,000万円ほどでやね、入札したと落札したとこういう行政報告の中にもありましたけれども、私、これちょっとやね、自分なりに納得ができない面がありますので、と言ひますのは、まず工事費、これは、補正等も含めて7億9,560万円の予算計上をしてあったと、ですけれども、今回の補正を見ますと約1億7,000万円の減額補正をしてきていると、それから、土地購入費ですかね、これに関しましては、当初予算で出ておりました。5,000万の当初で計上してあったやつが今回2,178万5千円の減額補正をしてきていると、それから備品の購入費、これも補正等で1億400万の予算計上してあったやつがやね、今回、約220万の減額補正をしてきていると、先ほども言ひましたように、こういう差額、差金がでることは誠に結構なことでございます。それと、この雲雀ヶ丘に関しましては、昨年6月の入札の時にですね、終わった時点で市長の方からやね、落札率が72%くらいの入札率であったと、こういうことは、あわら市始まって以来のことじゃないかと、確かそういう言葉を使ったことを覚えておりますけれども、確かにやね、今ほど言ひましたように、不要額を出せばいい、あるいは、差金が多くなればいいと、私、こういうやね、発想はちょっとおかしいんじゃないかと、言ひますのは、その差金なり不要額がたくさん出るといひるのは、設計の段階でちょっと問題があるんじゃないかと、もちろん、これは専門の方にやね、設計監理の委託をやっておりますからその人らが出してくれた数字をみなさんは

やね、あくまでも素人ですから、私を含めて素人ですから、それなりに鵜呑みをするにはある程度は理解できます。ですけれどもやね、もう少し最初の段階でやね、こういうことをしなければこれは恐らく、一時借入金でもって処置していると思うでんよ、借入金、お金を借りれば、それなりの利子がついてくると、そうすれば利子の分だけ余分に払わないといけないと、こういう論法にもなってくるじゃないかと思えます。ですからやね、そういう観点で今回、工事請負費あるいは土地購入費、備品購入費に関してやね、何故、これだけの差金が出たのかと、こういうことについて答弁かたお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長、毛利純雄君

市民福祉部長(毛利純雄君) ただ今の、穴田議員のご質問にお答えをさせていただきます。指定介護老人福祉施設の事務費の中でまず、工事請負費が1億7,000万円の減額と、先程、市長の提案理由の中でもございましたように、また、今ほど、穴田議員のお話もございましたように、まず、特養40床の増床工事が当初は7億9,560万円と、この設計の根拠につきましては、コンサルの方にお願いしているわけですが、これらの基礎的になる部分は、県の建築基準の単価でございます。それらに基づきながら出したところでございますので、我々としては、それが一番、今日までもいろんな工事につきましてもそういう基準に基づいてやっているということが一番ベターな価格が出たんじゃないかな、ということで、たまたま、これは、一般競争入札という中で業者の方、7JV参加していただきましてそこで先ほど穴田議員も言われましたように請負率が72.227%ですか、かなり、低い価格で落札していただいたということでの入札差金が出たわけでございます。また、その増築工事の厨房の横に既存の建物があるわけですが、これが、接続しているところでこの建築確認の中におきまして、接続している建物は、耐震補強をなささい、というような条件がついてございまして、その耐震補強工事も並びに一部改修もございまして、それも、入札をいたしましたところ、設計価格が5,704万円程あったわけですがこれも請負率が55.532%と大変、半額近い値段で落札されたということでの多くの入札差金が生じたということでございます。続きまして、17番の公有財産購入費、当初5,000万が減額の2,178万5千円とこれにつきましては、特養の増床工事、現在の北側に建っているわけですが、ここの用地買収を予定してございました。これで、面積的に4,420平米ですが、これを、いろいろ用地交渉しまして、その内、12筆ございまして10名の地権者がおったわけでございます。用地交渉の結果、2名方、4筆ございましたが、面積的に4,420平米の内1,450平米でございますが、これについては、買収には応じられないと、しかしながら、借地でお貸しするということになりまして、多くの減額措置になったというわけでございます。それと、2番の事業費の中の、失礼いたしました、18番の備品購入費減額の2,205万円でございますが、これは、新しい厨房の備品関係をこれも、入札をした

とろこでございます。これも、落札価格が65%と大変、低い率での落札ということことでの入札の差金ということでご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（東川継央君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっています議案第7号から議案第15号までの9議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案16第から議案第27号の一括上程

・提案理由説明・質疑・討論・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第12、議案第16号、平成20年度あわら市一般会計予算、日程第13、議案第17号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計予算、日程第14、議案第18号、平成20年度あわら市老人保健特別会計予算、日程第15、議案第19号、平成20年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算、日程第16、議案第20号、平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計予算、日程第17、議案第21号、平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算、日程第18、議案第22号、平成20年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算、日程第19、議案第23号、平成20年度あわら市モーターボート競走特別会計予算、日程第20、議案第24号、平成20年度あわら市公共下水道事業会計予算、日程第21、議案第25号、平成20年度あわら市水道事業会計予算、日程第22、議案第26号、平成20年度あわら市工業用水道事業会計予算、日程第23、議案第27号、平成20年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算

以上の議案12件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第16号「平成20年度あわら市一般会計予算」から議案第27号「平成20年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算」までの平成20年度12会計予算につきまして、予算編成の基本方針を申し上げます。

政府は、昨年12月に「平成20年度予算編成の基本方針」を閣議決定しております。

この中において、20年度予算は、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であり、歳出全般にわたって削減を行うとともに、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる「希望と安心」の国を実現するために、予算の重点化・効率化を行うとしています。

地方財政については、地方が自立出来るよう、国・地方の財政状況を踏まえながら、国庫補助負担金、地方交付税交付金、税源移譲を含めた税源配分の見直しを検討するとしています。

平成20年度の地方交付税については、「地方と都市の共生」の考えのもと、地方税の偏在是正により生ずる財源を活用して、「地方再生対策費」を創設することとした結果、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は、昨年度に比べて、2.2%の増としています。

このような状況の中、本市におきましては、あわら市行政改革大綱に基づき、経費の削減に努めるとともに、国や県の施策の動向を注視しつつ、財源の計画的かつ重点的配分に努めてまいりました。

特に、私が公約に掲げた「若者が住み、産み、育てたくなるまちづくり」に向けた子育て環境あるいは教育環境の充実、あるいは「市民と行政との協働」や「市民の安全・安心」にも意を払うとともに、実質公債費比率などの財政指標の改善を図るため、合併特例債の有効活用による一般起債の抑制や特別会計繰出金の低減措置等も講じたところであります。

また、古屋石塚地係における工業団地の造成に向け、新たに、産業団地整備事業特別会計を設け、円滑な事業実施を図ることにいたしております。

以上が予算編成の基本方針でございます。なお、各会計予算の内容につきましては、副市長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 副市長、北島善雄君

副市長(北島善雄君) 私のほうから、当初予算に關しましての内容概要説明をさせていただきます。議案第16号の平成20年度あわら市一般会計予算及び議案第17号から第27号までの各特別会計予算についての概略を説明を申し上げます。

まず、議案第16号でございますけれども、平成20年度あわら市一般会計予算についてでございますが、本案は、歳入歳出それぞれ112億8,000万円と定めるもので、前年度当初予算に比べますと1億1,000万円、率にしまして1.0%の増となっております。

退職職員の最小限の補充等により人件費が2億円余り、減となっているにも拘わ

らず予算総額が増となりました主な要因でございますけれども、生活保護費の扶助費や合併特例債の元金償還がはじまることによる公債費の増加のほか、後期高齢者医療広域連合負担金の増などによるものであります。

それでは、主な歳入について申し上げます。

第1款、市税は、総額45億8,083万4千円で、税源移譲による個人市民税や新増築に係る固定資産税の増などにより、前年度と比較しまして1億4,395万9千円、率にしまして3.2%の増となっております。

第2款、地方譲与税から第8款、自動車取得税交付金までは、前年度における調定の状況や県の見込額等を勘案しまして計上いたしております、合計で前年度比4.9%の減ということで6億4,500万円を計上させていただいております。

第9款、地方特例交付金でございますけれども、恒久的減税による減収を補てんするために交付されていた特別交付金が縮小されるものの、税源移譲に係ります住宅借入金等特別税額控除額の減収補てん分が追加されるため、前年度と同額の3,600万円を計上いたしております。

第10款、地方交付税は、26億200万円で、前年度と比較しまして2,600万円、率にしまして1.0%の増となっております。

平成19年度の普通交付税の決定額は、21億4,228万4千円でありましたが、地方税の偏在是正による財源を活用した地方再生対策費が創設されることを踏まえて、前年度比1.2%増の23億2,000万円を計上させていただいております。

また、特別交付税は、前年度比0.4%減の2億8,200万円を計上させていただいております。

第12款、分担金及び負担金は、保育所・幼稚園の保育料や学校給食費負担金など、前年度比1.6%の減となる3億2,723万9千円を計上させていただいております。

第13款、使用料及び手数料は、市営住宅使用料、一般廃棄物処理手数料など、前年度比3.9%増の1億8,691万6千円を計上いたしております。

第14款、国庫支出金でございますけれども、前年度比13.6%の増となります7億3,853万3千円を計上させていただいております。

増加の主な要因といたしましては、生活保護費負担金の増、芦原温泉駅周辺整備等の実施によるまちづくり交付金の増、公営住宅ストック総合改善事業の実施によります、地域住宅交付金の増、並びに、小学校の耐震補強の実施による補助金の増等による理由でございます。

第15款、県支出金は、前年度比17.3%増の7億780万円を計上させていただいております。

増加の主な要因といたしましては、制度の創設に伴い新たに後期高齢者医療保険基盤安定負担金を計上したほか、農地集積実践事業補助金をはじめとする農業関係補助金の増によるものであります。

なお、市町村合併特別交付金については、7,100万円を計上いたしております。

第18款、繰入金は、前年度比24.5%の減となっております。金額的には、3億

8,143万9千円を計上いたしております。

内容としましては、財政調整基金繰入金3億3,000万円、産業団地整備事業特別会計繰入金2,800万円、南部土地区画整理基金繰入金1,500万円等となっております。

第20款、諸収入は、前年度比1.6%の減となる3億7,700万7千円を計上しております。

内容といたしましては、各種貸付制度に係る預託金等の貸付金元利収入1億9,051万円でございます。それから、地域支援包括的支援・任意事業受託費などの受託事業収入が6,350万9千円、雑入1億2,109万4千円なのでございます。

第21款、市債でございますけれども、前年度比12.6%減となります、6億5,990万円を計上させていただきます。

内容といたしましては、臨時財政対策債3億5,200万円のほか、土木債2億7,170万円、農林水産業債1,980万円等となっております。

なお、このうち合併特例債としましては、1億4,220万円を予定をいたしております。

次に、歳出でございますけれども、まず、性質別の状況を申し上げます。

人件費等の義務的経費は、総額で52億8,060万7千円、構成比で46.8%、前年度と比較しまして1.0%の減であります。

また、義務的経費以外のその他の経費でございますけれども、総額で59億9,939万3千円、構成比では53.2%で、前年度と比較しまして2.8%の増ということになっております。

増減の主な内容を申し上げますと、人件費で、一般職員の17名減等により2億664万3千円の減ということでございます。扶助費で、重度障害者医療費助成費の増、私立保育所・幼稚園への措置委託料の増、生活保護費の増などにより7,247万4千円の増額でございます。公債費で、合併特例債の元金償還がはじまることによりまして、8,287万3千円の増となっております。物件費でございますけれども、賃金が7,118万5千円の増となったことにより1億468万7千円の増額となっております。補助費等でございますが、後期高齢者医療広域連合負担金の新規計上及びセントピアあわら運営補助金の増等により2億5,500万6千円の増ということでございます。繰出金でございますけれども、老人医療制度が後期高齢者医療制度に移行されることに伴いまして老人保健特別会計繰出金が大幅に減額となっております。1億8,864万2千円の減ということでございます。普通建設事業費でございますけれども、地方道路臨時交付金事業におきまして、金津・三国線は事業終了したものの新たに重義・国影線の事業を開始するなどのため、ほぼ前年度並みの計上となっております。

次に、目的別の概要を申し上げます。

第1款、議会費は、1億7,725万9千円でございます。前年度と比較しまして727万5千円、率にしまして、3.9%の減ということになっております。

これは、議員1名が欠員となっていることなどによるものでございます。

第2款、総務費でございますけれども、9億9,077万5千円で、前年度と比較しまして7,665万3千円、率にしまして7.2%の減となっております。

内容としましては、第1項、総務管理費で、地方公営企業等金融機構出資金280万円、公有財産台帳整備業務委託料430万円、第2項、徴税費で固定資産路線価評価業務委託料850万円、土地評価細分化業務委託料480万円なのでございます。第7項、諸費で、コミュニティバス運行業務委託料5,223万4千円、えちぜん鉄道株式会社経営支援補助金2,161万8千円などをそれぞれ計上いたしております。

第3款、民生費でございますけれども、33億2,600万円で、前年度と比較しまして1億8,871万9千円、率にしまして6.0%の増ということでございます。

その主な内容でございますけれども、第1項、社会福祉費で、国民健康保険特別会計繰出金1億2,926万2千円、重度心身障害者医療費助成費1億5,000万円、障害者自立支援給付事業2億9,525万3千円、地域生活支援事業2,006万4千円、坂井地区介護保険広域連合負担金3億4,349万2千円、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金2億8,568万円、老人保健特別会計繰出金2,599万4千円、老人保護施設措置費8,553万1千円でございます。第2項、児童福祉費で、放課後児童健全育成事業2,637万1千円、乳幼児医療費助成費4,500万円、児童扶養手当支給費8,000万円、児童手当支給費2億1,597万円、母子家庭等自立支援費事業1,379万4千円、私立保育所・幼稚園措置委託料5億4,800万円、地域子育て支援センター運営費1,705万8千円などでございます。第3項、生活保護費でございますけれども、生活保護給付費1億8,000万円などをそれぞれ計上いたしております。

第4款、衛生費でございますけれども、10億392万7千円でございまして、年度と比較しまして4,735万7千円、4.5%の減ということでございます。

主な内容といたしましては、第1項、保健衛生費でございますけれども、予防接種事業で2,404万3千円、健康診査事業で1,145万8千円、坂井地区環境衛生組合負担金5,877万7千円、三国あわら斎苑組合負担金1,830万6千円、高料金対策等に係る水道事業会計補助金2億700万円、第2項、清掃費でございますけれども、一般廃棄物収集委託料5,850万円、資源ゴミ収集委託料2,584万3千円、清掃センター費などに係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金4億4,754万9千円、資源回収奨励事業補助金1,100万円などの計上となっております。

第5款、労働費でございますけれども、8,812万2千円の計上でございまして、前年度並みの計上となっております。

第6款、農林水産業費でございますが、5億6,256万8千円で、前年度と比較しまして7,078万9千円、率にしまして、14.4%の増となっております。

主な内容としたしましては、第1項、農業費で、農地集積実践事業補助金1,490万円、明日の地域農業を支える担い手条件整備事業補助金で4,760万8千円、被害米除去対策事業補助金2,828万円、農地・水・環境保全向上活動支援事業負担金で3,073万2千円、県営かんがい排水事業負担金で1,240万円、土地改良事業償還金補助金1億1,291万7千円、農業集落排水事業特別会計繰出金3,698万2千円でございます。第2項、林業費でございますけれども、松食い虫被害総合対策委託料666万3千円、県営広域基幹林道劔ヶ岳線整備事業負担金で1,410万円の計上となっております。

次に、第7款、商工費でございますが、3億6,137万1千円で、前年度と比較しまして3,530万2千円、率にしまして10.8%の増となっております。

主な内容としたしましては、市民コミュニティ活性化事業委託料300万円、商工会活動事業補助金1,809万5千円、中小企業振興資金預託金1億円、観光事業補助金1,270万円、地域ブランド創造活動推進事業補助金500万円、セントピアあわら管理委託料2,750万円、花菖蒲園護岸改修工事1,000万円、セントピアあわら運営補助金6,619万9千円などを計上いたしております。

第8款、土木費でございますけれども、16億1,592万6千円、前年度と比較しまして1億3,270万円、率にしまして7.6%の減ということでございます。

主な内容でございますけれども、第2項、道路橋りょう費で、一般市道に係ります舗装補修工事費などで2,300万円、改良工事費で7,000万円のほか、地方道路交付金事業の十日・嫁威線2,000万円、滝・高塚線6,000万円、重義・国影線6,000万円、県営道路改良事業負担金で3,500万円、除雪作業委託料1,300万円を計上いたしております。第3項、河川費で、宮谷川河川改修事業費としたしまして3,500万円の計上をさせていただいております。第4項、都市計画費でございますけれども、国土基本図作成業務委託料3,300万円、芦原温泉駅周辺整備及び都市公園整備に係ります、まちづくり交付金事業で1億9,750万円、継続費の湯のまち駅前多目的用地取得費で3,931万円、公共下水道事業会計負担金・補助金で6億3,882万3千円でございます。第5項の住宅費で、公営住宅ストック総合改善事業としまして、1億1,116万3千円などを計上しております。

第9款、消防費でございますけれども、5億2,409万2千円で、前年度と比較しまして238万2千円の増ということで、率にしまして0.5%の増となっております。

主な内容としたしましては、嶺北消防組合負担金4億9,610万2千円、消火栓新設維持管理負担金で1,350万円、防災無線整備調査等委託料660万円などを計上させていただいております。

第10款、教育費でございますけれども、11億5,796万3千円で、前年度と比較しまして1,058万7千円、率にしまして0.9%の減となっております。

主な内容でございますけれども、第1項、教育総務費で、カウンセリング事業で650万4千円、国際交流派遣事業で728万5千円、第2項、小学校費で、複式学級解消等に係る臨時講師賃金2,013万5千円、小学校耐震補強計画及び設計委託料3,300万円、小学校スクールバス運行委託料1,919万2千円、第3項、中学校費で、芦原中学校耐震診断業務委託料650万円、スクールバス運行委託料1,469万7千円、生徒通学費補助金700万円、第4項、幼稚園費で、放課後児童健全育成事業743万5千円、第5項、社会教育費で、金津創作の森管理委託料6,682万7千円、金津創作の森アートコア監視カメラ設置工事で230万円、金津創作の森財団運営補助金1,230万円、あわら北潟湖畔観月の夕べ開催補助金550万円、第6項の保健体育費で、生涯スポーツ育成事業運営委託料304万円、体育協会活動事業補助金454万円、スポーツ少年団活動事業補助金337万円、トリムマラソン開催経費348万2千円などを計上いたしております。

第11款、災害復旧費でございますけれども、130万円で、前年度と同額を計上させていただいております。

第12款、公債費でございますが、14億4,933万7千円で、前年度と比較しますと8,287万3千円、率にしまして、6.1%の増となっております。

内容でございますけれども、市債の償還元金12億4,018万1千円、償還利子2億915万6千円で一時借入金利子100万円を含んでおります。

第13款、諸支出金ですけれども、1,136万円で、前年度と比較しまして374万5千円、率にしまして49.2%の増となっております。内容としては各基金の利子分等の積立金であります。

第14款、予備費でございますが、1,000万円で前年度と同額、計上させていただいております。

次に、特別会計でございますけれども、予算内容に入る前に、議案第17号から議案第19号の医療関係予算に係ります、平成20年度からの大幅な医療制度改革について触れさせていただきと思っております。

詳細については所管課の説明に任せますけれども、概略を申し上げますと、今回の制度改革は、後期高齢者医療制度の創設に関わるものでございます。

これまでとの大きな違いでございますが、今までの老人保健法によります老人医療制度が他の健康保険等の被保険者資格を有したまま老人医療の適用を受けていたのに対しまして、これからの後期高齢者医療は、独立した医療保険制度であるという点でございます。75歳以上の老人被保険者は国民健康保険から離脱をしまして、後期高齢者医療へ移行する、ということと同時に老人保健医療は廃止になるというものでございます。

それでは、議案第17号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計予算に

ついて申し上げます。

後期高齢者医療制度の創設に関連しまして、被保険者数においては75歳以上の老人被保険者、約3,100人が減となっております。従来の退職者医療制度適用年齢が64歳までとなります。

また、歳入においては、新たに後期高齢者支援金分の保険税が賦課されるほか、65歳から74歳までの保険給付分を各保険者の加入者数に応じて調整する制度が創設され、国保としましては前期高齢者交付金として歳入計上されます。

また、歳出におきましては老人保健拠出金が減となりますけれども、新たに後期高齢者支援金が発生をいたします。

平成20年度の国民健康保険特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ29億9,200万円で前年度と比較しまして、8,570万円、率にしまして2.9%の増となっております。

主な内容でございますが、歳入におきましては、国民健康保険税7億710万円、国庫支出金5億9,144万5千円、前期高齢者交付金7億8,493万1千円、療養給付費等交付金2億8,100万4千円、共同事業交付金3億7,563万6千円などを計上いたしております。

なお、一般会計からの繰入金は、1億2,926万2千円となっております。

また、歳出におきましては、保険給付費に20億6,093万1千円、後期高齢者支援金2億8,915万2千円、介護納付金1億5,050万円、共同事業拠出金3億7,564万1千円などを計上いたしております。

議案第18号、平成20年度あわら市老人保健特別会計予算について、申し上げます。

この会計におきましては、医療制度改正により平成20年3月分、1ヶ月分の予算計上となっており、昨年と比較しますと大幅な減額となっております。予算総額は歳入歳出それぞれ3億2,060万円で、前年度と比較して31億8,540万円、率にしまして90.9%の減となっております。

主な内容でございますが、歳入におきましては、支払基金交付金1億6,466万8千円、国庫支出金1億388万5千円などを計上となっております。

なお、一般会計からの繰入金は、2,599万4千円となっております。

また、歳出では、医療諸費において、医療給付費及び医療費支給費など3億2,051万7千円を計上しております。

次に、議案第19号、平成20年度あわら市後期高齢者医療特別会計について、申し上げます。

この会計は、先程ご説明いたしましたけれども、後期高齢者医療制度に伴う特別会計でございます。主に75歳以上の後期高齢者の方の保険料徴収に係るものでございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3億2,800万円であります。

主な内容であります。歳入におきましては、後期高齢者医療保険料2億6,900万円、繰入金5,887万8千円などを計上いたしております。

なお、繰入金の内訳でございますけれども、保険料軽減分としまして5,500万円、事務費分としまして3,877万8千円となっております。

また、歳出では、保険料納付金に伴う後期高齢者医療広域連合納付金3億2,400万円を計上いたしております。

議案第20号、平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計予算でございますが、予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,000万円で、前年度と比較して9,890万円、率にしまして24.1%の増となっております。

これは、前年度におきまして実施しました増築工事により、指定介護老人福祉施設いわゆる特別養護老人ホームにおいて定員を40人から80人へ40床増床し、短期入所生活介護施設において3人から15人へ12床の増床をしたことが主な要因でございます。

主な内容でございますけれども、歳入におきまして、措置費収入1億4,340万円、介護保険収入2億7,706万6千円、利用料収入7,501万1千円などとなっております。

また、歳出では、養護老人施設費1億5,055万2千円、指定介護老人福祉施設費2億3,118万5千円、通所介護事業費5,242万4千円、短期入所生活介護事業費2,234万6千円などとなっております。

議案第21号、平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算でございますけれども、予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,500万円でございまして、前年度と比較しまして300万円、率にしまして、4.4%の減ということでございます。

これは、地方債償還が一部完了したことにより、公債費が減額となったことによるものでございます。

主な内容でございますけれども、歳入につきましては、使用料及び手数料1,372万7千円、一般会計繰入金3,698万2千円などを計上いたしております。

また、歳出では、事業費1,845万2千円、公債費4,005万9千円などを計上いたしております。

次に、議案第22号、平成20年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算でございますけれども、本会計は、古屋石塚地係におきまして約5ヘクタールの産業団地を整備するもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,800万円となっております。

主な内容でございますけれども、歳入におきましては、県補助金3億4,540万円、財産売払収入7億4,260万円を計上させていただいております。

また、歳出でございますけれども、事業費10億5,882万円、公債費785万円などを計上いたしております。

次に、議案第23号、平成20年度あわら市モーターボート競走特別会計予算

でございますけれども、予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億4,200万円で、前年度と比較しまして1億5,100万円、率にしまして、5.6%の減となっております。

内容としましては、予算の基本となる勝舟投票券売上額について、一日平均売上額を1億375万円と見込み、所要の経費を計上させていただいております。

なお、売上金の減少に伴い、競艇基金の取り崩しによる繰入金2,300万円を計上させていただいております。

また、平成20年度よりあわら市開催分に係ります、他場での発売の予定をいたしております。

議案第24号、平成20年度あわら市公共下水道事業会計予算についてでございますけれども、まず、「収益的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度当初予算に比較して、1.3%の減となります、11億7,875万円を計上いたしております。

これに対しまして、「支出」におきましても、前年度当初予算に比較しまして、2.1%減となります、11億6,851万8千円を計上いたしております。

次に、「資本的収入及び支出」の「収入」につきましてはでございますけれども、前年度当初予算に比較しまして、13.5%減となります、9億5,132万3千円を計上いたしております。

また、「支出」におきましても、6.4%の減となります、12億6,236万円を計上させていただいております。

なお、平成20年度の建設事業は、国庫補助事業分で5億2,000万円、市単独事業分で1億円を予定いたしております。また、「収益的収入及び支出」の営業外収益で、一般会計からの高料金対策補助金1億1,974万5千円を計上させていただいております。

議案第25号、平成20年度あわら市水道事業会計予算についてでございますけれども、まず、「収益的収入及び支出」の「収入」についてでございますが、前年度当初予算に比較しまして、1.0%の減となります、8億8,917万4千円を計上させていただいております。

これに対しまして、「支出」におきましても、前年度当初予算に比較して、1.6%減となります、8億8,326万5千円を計上させていただいております。

次に、「資本的収入及び支出」の「収入」につてでございますけれども、前年度当初予算に比較しまして、6.3%の増となります、1億4,620万円を計上させていただいております。

また、「支出」におきましても、4.6%の増となります、3億5,166万8千円を計上させていただいております。

主な内容としては、老朽管の布設替えなどの配水設備改良費1億3,500万

円、企業債償還金1億5,500万3千円であります。

なお、「収益的収入及び支出」の営業外収益で、一般会計からの高料金対策補助金2億700万円を計上させていただいております。

次に、議案第26号、平成20年度あわら市工業用水道事業会計予算でございますけれども、まず、「収益的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度当初予算に比較しまして、0.3%の減となります、1,073万1千円を計上させていただいております。

これに対しまして、「支出」におきましても、前年度当初予算と比較しまして、0.4%の増となります、996万6千円を計上させていただいております。

なお、平成20年度は建設改良等の予定がございませんで、本会計は収益的収支の計上のみとなっております。

次に、議案第27号、平成20年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算でございますけれども、まず、「収益的収入及び支出」の「収入」につきましてはでございますが、前年度当初予算と比較して、4.8%の増となります、1億7,474万7千円を計上させていただいております。

これに対しまして、「支出」におきましては、前年度当初予算と比較しまして、1.3%の減となります、1億7,200万1千円を計上させていただいております。

次に、「資本的収入及び支出」の「収入」につきましてはでございますが、前年度当初予算に比較しまして、92.6%の減となります、22万6千円を計上いたしております。

また、「支出」におきましては、21.5%の減となります、3,992万3千円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、配水設備改良費1,581万7千円、事務費2,280万6千円でございます。

以上、あわら市各会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業会計に係ります、平成20年度当初予算の概要を申し上げます。

十分なるご審議をいただきまして、妥当なるご決議をいただきますようお願いを申し上げます、概略の説明とさせていただきます。

議長（東川継央君） 暫時休憩いたします。

（午前11時15分）

（午前11時26分）

議長（東川継央君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 2番、笹原幸信君

2番（笹原幸信君） それでは、質疑させていただきます。一般会計の当初予算です、ね、予算書の9ページですけれども、平成20年度の予算書の歳入では、市税が

前年度より1億4,000万円増額されまして、45億8,000万円となっています。内容につきましては、個人市民税で5,000万円、法人市民税で3,000万円、これの8,000万円とですね、固定資産税で6,000万円、トータル1億4,000万円が増額されているわけです。これは、財政課に問い合わせしましたところ、先程、補正予算の中でも出てまいりましたが、3月補正で歳入が補正をされて、大体、19年度の市税が46億円になっていると、そういうことから、45億8,000万という市税の見込みを出している、という回答を得たところでございますけれども、19年度と比較して1億4,000万円、増額されて、45億8,000万円になってもですね、昨年10月に長期財政計画を出されております。20年度の歳入予定の市税は、49億2,000万円となっております。この、長期財政計画と比較しますと3億4,000万円も市税が少ないわけです。昨年10月頃ですね、これの提示をいただいたのは4ヶ月、5ヶ月で、これだけ、3億4,000万円の歳入見込みが変わったのかと、そういうことについて質疑をいたします。

議長（東川継央君） 総務部長、神尾秋雄君

総務部長（神尾秋雄君） ただ今の、笹原議員のご質問にお答えをいたします。今、ご指摘のとおりですね、昨年の長期財政計画と比べて、3億4,000万円あまり当初予算の計上額が少ないというところでございます。その原因といたしましては、昨年の財政計画おきましては、平成18年度の決算額ですね、これをベースにいたしまして、若干の増額というものを見込んでおきまして特に法人税につきましては、1%の増という形で計上いたしたところでございます。しかし、今年度の当初予算につきましては、19年度の税収見込額がですね、実際の数字を捕まえまして、法人税であれば、当初予算から満額計上するのは、非常に危険性がございまして、押さえ気味に85%というような計上額になっておるところでございます。また、固定資産税につきましては、財政計画上は、平成20年度で市内の企業の大幅な償却資産の増加があるということで見込んでおったわけですが、現実点では、それも、ちょっとはつきりしないと、というような状況でございますので、そういった見込みの差が約6,000万円ほど出ておりますし、あと固定資産税、たばこ税、入湯税、それぞれですね、財政計画の時点で計上いたしました数字よりも押さえ気味に当初予算は計上いたしているところから、総額では、先程、申し上げましたような3億4,400万円の差が出ておるところでございます。いずれにいたしましても、毎年そういう形で前年度の実績を踏まえまして、計算をするわけでございますけれども当初からそれを満額見込むということはですね、経済情勢が変わった場合に非常に危険性がございまして、イメージとしては、かなり押さえ込んだ歳入計上をしていると、それが、見込額とおりですね、歳入があった場合には、財政調整基金への積み戻しと言いますか、そういう形の調整を行っている、というところでございますのでよろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 2番、笹原幸信君

2番（笹原幸信君） ただ今、総務部長から答弁いただいたわけですが、当初で歳入をあまく見ていないと、そういう回答をいただいたんですが、ということは、長期財政計画は、歳入をあまく見ていたということなんですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 総務部長 神尾秋雄君

総務部長（神尾秋雄君） 長期財政計画につきましては、平成18年度、特に法人市民税ではですね、前年度の実績、平成17年度の実績を約2億も上回るような増収になったわけですが、それをベースにしていると、ということでございます。現在の時点では、それを100%にいたしますと、約2～3%、やはり落ち込むのではなからうか、と平成19年度の決算額見込みといたしましては、そういうようなことで、最大限見ていたというのが、財政計画、特に法人税は、19年度決算ですべてを捕らえておりますので、そう意味では、一番大きい数字を見込んでいたということが、今後、どう影響するか、ということでございます。あまく見ていた、というよりも希望的な意味も含んで財政計画は、作っている面もございましてよろしくお願いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 2番、笹原幸信君

2番（笹原幸信君） はい、わかりました。希望的ということでお答えいただいたわけですが、長期財政計画は、市民法人税につきましては、1%づつ、伸びを見込んでいたということですね。ただ今、大変、サブプライム問題とかいろんな経済情勢の変化で、今までどおりの税収が見込めるかどうか、非常にわからないところですね、ここで、今、19年度から20年度まで来るまでに約3億円の予定外のダウンをしたと、平成30年度までの長期財政計画が出ているわけです。10年間でこれだけ、これが今、19年度も46億いくらでしたか、ここでも、約1億7,000万円ほどくるいが生じているわけです。財政計画では、地方税47億6,000万になってますが、今回の補正では、46億円と、ですから、年3億円くるいが出てくるれば、10年間であれば、30億円のくるいが出るといことなんで、そういう点についてはどうお考えですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） 財政計画の数字がですね、経済状況の変化によって差がでてくるということはお理解いただけると思います。そのことと、当初予算と決算では、当然、違いがあります。当初予算では、歳入は少なめに見積もってあります。これは、どの年度でも当初と決算と比べていただければわかると思います。

そのこととは、別問題だと思いますので、2つの差が生じる可能性として、2つの可能性があるということをおひとつご理解いただきたいと思います。

議長（東川継央君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっています議案第16号から議案第27号までの12議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します

議案16第から議案第27号の一括上程

・提案理由説明・質疑・討論・委員会付託

議長（東川継央君） 議長 日程第24、議案第28号、ふるさとあわらサポート条例の制定について、日程第25、議案第29号、あわら市後期高齢者医療に関する条例の制定について、日程第26、議案第30号、あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、日程第27、議案第31号、あわら市防犯隊設置条例の一部を改正する条例の制定について、日程第28、議案第32号、あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、日程第29、議案第33号、あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程第30、議案第34号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程第31、議案第35号、あわら市学校体育館の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第32、議案第36号、芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

以上の議案9件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第28号「ふるさとあわらサポート条例の制定について」から議案第36号「芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第28号「ふるさとあわらサポート条例の制定について」の説明を申し上げます。

平成20年度の税制改正の中にふるさと納税という制度が盛り込まれております。これは、自治体に対して寄附を行った場合に、居住する自治体の個人住民税を優遇することにより、実質的に住民の意思で居住する自治体以外の自治体に納税をしたのと同じ効果を与えるものであります。

もとより自治体が寄附を受ける際には、条例の根拠を必要とするものではありません

せんが、このふるさと納税制度のスタート時点において、市の姿勢を明らかにした、魅力ある施策を掲げた条例が制定されていることは、全国1,800近い自治体が横並びにある中で、自治体の存在感をアピールし、一步でも抜きん出て、市内外からの寄附を呼び込む有効な手段になるものと考え、この案を提出するものであります。

議案第29号「あわら市後期高齢者医療に関する条例の制定について」は、後期高齢者医療制度の創設に対応するため、本県においては、昨年、県内17市町が加入する福井県後期高齢者医療広域連合が設立され、この4月から制度がスタートいたしますが、この制度のスタートにあたり、広域連合と自治体との役割分担や保険料の納期等について定める必要がありますので、この案を提出するものであります。

議案第30号「あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」は、職員数の減少とあわせて新たな行政課題に積極的に対応していくため、さらに効率的で機動的な組織・機構とする必要があることから、この案を提出するものであります。具体的には、市長室を廃止、総務部に統合するほか、新たに財政部を置くものであります。

議案第31号「あわら市防犯隊設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、嶺北消防組合におけるあわら消防団の組織見直しにより、隊長補佐職がなくなることから、防犯隊においても対応する団長補佐職を削る必要があるため、この案を提出するものであります。

議案第32号「あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」は、産業団地整備事業を推進するに当たり、特別会計を設置して実施する必要があるため、この案を提出するものであります。

議案第33号「あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の特別徴収に係る規定を追加するほか、税率を改正する必要があるため、この案を提出するものであります。

議案第34号「あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、議案第33号と同様、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者の一部負担金等に関する規定等を改正する必要があるほか、現在2万円となっている葬祭費の支給額を他市等の状況を勘案し5万円に引き上げるため、この案を提出するものであります。

議案第35号「あわら市学校体育館の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、学校教育法の改正に伴い、本条例の同法の引用部分について所要の改正を行う必要があるため、この案を提出するものであります。

議案第36号「芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」は、財産区における使用水量の落ち込みにより、収益自体も減少しており、これを改善するため、基本料金、超過料金の改定をお願いするものであります。

基本料金につきましては現行の682円から900円、率にして32%、超過料金につきましては現行の105円から120円、率にして14.3%の改定となっております。

す。

以上、9議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君

4番（山川知一郎君） 今回、国保税の見直しが行われまして国保税が総額6,000万円近く、一世帯あたり14,171円増税となる、これは、大変、私としては、残念に思うところですが、そのことについては、また、一般質問でやらせていただきと思いますが、税率の見直しで今まで、私が再三、申し上げておりました、「資産割55%、37%に減らす」これは、大変、歓迎するところでございまして、その点は、評価をいたしますが、問題はですね、全体としては、今まで応能割と応益割は、「応能割60に対して応益割40」でありましたが、今回は、応益部分である均等割、平等割がいずれも増えまして応能対応益は、57対43となっております。お伺いしたいのは、応能と応益で私は、税は、支払い能力に応じて負担すべきだと応能部分をむしろ増やすべきだと思っておりますが、これを逆に応能部分を減らして応益部分を増やしたその考え方、理由について、伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 総務部長、神尾秋雄君

総務部長（神尾秋雄君） ただ今の山川議員のご質問にお答えをいたします。ただ今のご質問、支払い能力に応じて負担すべきであってですね、応能割の比率を逆に応益割を増やして応能割を減らすべきではないかというようなご質問だと思います。これにつきましては、国民健康保険税につきましては、国からのいろんな基準がございましてその中の3パターンの内のひとつの農村部型のパターンをあわら市は採用しているわけがございます。その内容といたしましては、所得割額、資産割額、均等割額及び平等割額という4つの方式によりまして賦課をしているところがございます。

これが、国の基準の割合で申しますと賦課総額の按分方法ですね、応能割額50%、その内訳といたしまして所得割を40%、資産割を10%、それから、応益割、これも50%ぐらいにいたしまして、その内訳といたしまして、均等割を35%、平等割を15%とこれが基準ですよ、というところで規定をいたしております。しかし、当市の現状といたしましては、応能、応益割につきましては、応能割が60%、その内訳といたしまして、所得割額が34%、資産割額が26%という形になっております。また、応益割につきましては、40%でございまして、その内訳が均等割が25%、平等割が15%、という具合になっているわけがございます。従いまして、国の基準から言いますと低所得者層に考慮した税率設定という形になっただけでございます。

しかしながら、保険税の考え方の根本にはですね、そもそも、保険税は不均一で偶発的な事項に対しまして、保険救済のために充てられるものでございますので、受益に対する負担が考慮されなければならない、そういう意味から国の判断基準割合が50・50となっていたわけでございます。この、負担割合ですね、これを大幅に逸脱するということになりますと国保税の性格上、適当ではないと考えているところでございます。また、県内各市におきましても、今回の税率改正にあたりまして、この応能・応益割をですね、50対50に近づけるように各市が取り組んでいるところでございます。これらの状況を踏まえまして今回の税率改正につきましては、本年の4月から創設されます、後期高齢者医療制度の支援金等の基礎課税総額との税率の調整を図りながら納税者の急激な負担増に配慮いたしまして資産割額を縮小、均等割及び平等割額を若干、増額する形の応能割57%、応益割43%、という形にさせていただいたものでございます。応能割の割合につきましてはですね、所得割が現行の34%からですね、44%、約10%増加という形になりました。

また、資産割につきましては、現在26%あるものが13%ととということ、資産割は、約13%縮小いたしております。応益割のうちの均等がですね、25%であったものが26%ということ、山川議員、ご指摘のとおり1%拡大をいたしております。また、平等割につきましては、15%だったものが17%ということ、2%増えております。そういう意味では、若干、低所得者層に負担が及ぶのではなからうかという意味ではこういった、1%なり2%なりの部分につきましては、そういう影響がでるかと思いますが、国、全体の考え方の保険の形というのはですね、仕組みから言いますとまだ、あわら市はそういった配慮がなされている国保税率になっているのではないかと考えているのでよろしくお願ひいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 私はですね、今の国の考え方自体が非常におかしいと、今回の改定によりまして、担当課で試算をしていただきましたが、夫婦に子供2人、そして、固定資産税が10万の所帯で所得が200万円の場合、500万円の場合、1,000万円の場合、今回の改定で保険料がいくらになるか、200万円の場合は、26万5,840円、500万円の場合は、48万1,840円、1,000万円の場合は、限度額で59万円、この保険料を所得に対する割合を見ますと200万の所帯では、国民健康保険税が13.3%になるわけです。500万の所帯では、10%弱、1,000万の所得がある所帯では、6%弱と、これを見ますと明らかに低所得者に対しては、非常に重い負担になるということは明らかです。1,000万の所帯は、所得は、200万の所帯にくらべて、5倍あるわけですが、保険料の負担率は、逆に半分程度、200万の所帯は、13.3%で1,000万の所帯は、6%弱ということですから、こういうことが現在もかなり国保の滞納が多いと思っておりますけども、これは、ますます、こういう滞納が増える原因になっていくの

ではないかと、確かに県内の各自治体を調べてみますと、応能、応益57対43というのは、2番目に応能が、まだ多い方だと、そういう点では、評価できるかもしれませんが、私は、根本的には、そういう国の考え方そのものがおかしいという点で、私は、国の考え方に、合理的な理由は何もないというふうに思いますが、その点について、再度、伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長(神尾秋雄君)

総務部長(神尾秋雄君) 再度のご質問にお答えいたします。所得の高い、低い所得に対してのこの保険税の負担額というものは、計算するとそういうものになるかと思えます。所得割額1本でいけばですね、所得が1,000万の人、200万の人であれば、当然、所得の多い方が5倍になるわけですが、それに、資産割、それから、応益割が入ってくる関係でそういうような形にならないということは、当然のことです。都会の方へ行きますとですね、都市部へ行きますと、いわゆる世帯間というものがない関係上ですね、世帯割がない、大都会にいきますと、世帯割がなくてですね、資産割もない、ということでこれが50%・50%でなっております。また、中規模程度の都市へ行きますと資産割がなくてですね、所得割だけ、それから応益割につきましては、被保険者割の均等割、それから、世帯別の平等割、これは、我々の農村部と同じような比率になっております。ですから、地域によりましてですね、国もパターンをいろいろ作っているわけでございまして、その考え方といたしましては、いずれも、応能、応益割は50対50でございます。これが、根本的にあわら市としては、どう考えるんかと、ということにつきましては、我々の担当レベルではですね、ちょっとご答弁するような材料を持ち合せておりません。

いずれにしましても、保険というのは、先程もありましたように、国のいろいろ出しております通達等を見ますと病気等というのは、すべての人が病気にかかるわけでもございせん。そういう意味で不均一であってですね、その病気がいつ起きるかもわからないと、いう意味ではですね、皆さん平等でありますよ、という考え方ですね、そういうことで、それぞれの受益に対して負担をしていただきましょう。というのが50%・50%の考え方だそうでございます。それ以上のことは、我々としましては判断がつかみせんので、答弁は、控えさせていただきます。

議長(東川継央君) ほかに質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) 議案28号ふるさとあわら条例の制定について、でございます。

昨日の新聞で、27日にですね、市長、担当課長会議が行われたということでございます。新聞に載っております、先の12月議会におきまして、一般質問で寄付金による寄付条例と申しますかね、一般質問をさせていただいてとにかく、スピードがこれからは大事だということで、もう何かせかしたというようなこともあった

かもわかりませんが、非常に4月からの施行ということで関係者からですね、特に旧条例の推進をされている東京の先生が、先日、坂井市でも研究会を開きまして、あわら市、えらい早いなとういうことで、あわら市にも一度、条例、ちょっと見せていただきたいということで来ました。その時に、とにかく、優秀な職員だとこれは、立派なもんやと、いうことをお墨付きをいただきまして本当に私も安心、ほっといたしました。その矢先にですね、こういう新聞記事がでまして、とにかく、私といたしましては、どこよりも先駆けてやるという姿勢は、非常にこれは、大事なことでありますので、ただ、県の方に対して、どのようなアプローチといいますかね。対応といいますか。事前にそういう話をされていなかったのかどうかね、その辺と、中身の話をできればお伺いしたいと思います。この県の市長会のお話を伺います。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長室長 長谷川賢治君

市長室長(長谷川賢治君) ただ今の、宮崎議員のご質問にお答えいたします。議員の言われるとおり、ふるさと納税制度が本年の4月から導入されることから一昨日ですが、県内17市町の担当者を集め会議が開催されております。会議の内容は、県と県内17市町によるふるさと納税推進協議会を立ち上げPRの投資と窓口の一本化を図ることを計画しているとのことであります。まず、PRの統一についてであります。個々の自治体の機運について独自にPR活動を行うことになると多大な負担が生じその範囲には、限界があることから協議会として県が持つ豊富な広報媒体を活用し統一的にこれを展開するとのことであります。次に窓口の一本化についてあります。東京、大阪等、福井県外に在中している方からの寄付の受け入れ窓口を県に一本化し当該受け入れをした寄付金は、あらかじめ、定めた配分に基づき、県と市町に割振るというものであります。そこで、県が提示した案についてあわら市としての考え方がありますが、県の案では、寄付者が県のホームページ等から寄付の相手として任意の市町を選択し、寄付するとしていますが、寄付金のすべてが、当該市町に交付されるわけではなく、あらかじめ、定めた割合により、県と市町に分けて配分されることとなります。例えば、あえら市に愛着があり、あわら市の施策に賛同し全額寄付したいと思っている人の寄付でも県と県の配分としてその一部カットされてしまうということになります。しかしながら、寄付相手先及び金額につきましては、あくまでも、寄付者に選択されるべきであり、県に寄付するもの、市町に寄付するもの、寄付者の自由意志に任せるべきであると考えます。また、県の提案する制度では、寄付者を県外在住者に限るとしており県内市町間での寄付や現に住んでいる市町への寄付は対象としておりません。したがって、県内在住者から寄付については、それぞれの市町での取り組みをしなければならず、寄付の制度も2本立てになることとなります。次に、仮にふるさと納税推進協議会を立ち上げたとしても当該協議会は、ふるさと納税を県内自治体に呼び込むためのPR活動のために内容と課すべきものでありそういった方向で検討している県もあると

聞いております。以上のことから、あわら市では、現段階におきましては、県の示す提案に諸手を上げて賛成することはできないわけであります。なお、県は一昨日の会議における各市町の意見を踏まえまして、再度、会議を開催するとのことであり、最終的にどのような形で県と市町の連携をすることになるのか、現時点では、お答えできませんのでご了承いただきたいと思います。

議長（東川継央君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます

議長（東川継央君） ただいま議題となっております議案第28号から議案第36号までの9議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

議長（東川継央君） 暫時休憩いたします。

（午後12時03分）

議長（東川継央君） 再開いたします。

（午後1時）

議案第37号、議案第38号の上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第33、議案第37号、福井県自治会館組合規約の変更について、日程第34、議案第38号、福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

以上の議案2件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第37号「福井県自治会館組合規約の変更について」及び議案第38号「福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号「福井県自治会館組合規約の変更について」は、昨年の地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う規約の変更であります。

本組合は、規約に収入役の設置規定がなかったことから、昨年の地方自治法の改正の際に変更を行わなかったものであります。今回、新たに会計管理者の規定等を整備するものであり、これらを変更することについて協議する必要があるため、この案を提出するものであります。

次に議案第38号福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の全部改正に伴い、規約における引用部分、文言等を改める必要が生じたため、これらを変更することについて協議する必要があるため、この案を提出するものであります。

以上2議案について、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっております議案第37号、議案第38号につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第39号から議案第41号の一括上程・提案理由説明・質疑・討論・採決
議長（東川継央君） 日程第35、議案第39号、あわら市公平委員会委員の選任について、日程第36、議案第40号、あわら市公平委員会委員の選任について、日程第37、議案第41号、あわら市公平委員会委員の選任について、以上の議案3件を一括議題とします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第39号から議案第41号までの「あわら市公平委員会委員の選任について」の提案理由の説明を申し上げます。

これら3議案は、平成20年5月10日で任期満了となりますあわら市公平委員会委員について、あわら市中川第21号12番地、坪田健夫氏、あわら市前谷第11号2番地、山本光子氏、あわら市国影第22号10番地14、藤本 満氏の3氏を、それぞれ再任することについて、議会の同意をお願いするものであります。

3氏は、人格、識見ともに公平委員会委員に適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 本案に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。ただ今、議題となっております議案第39号から議案第41号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存知ますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論に入ります。討論はありませんか。

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これから、日程第35から日程第37までの採決に入ります。

議案第39号、あわら市公平委員会委員の選任について採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

議長（東川継央君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり同意されました。

議長（東川継央君） 議案第40号、あわら市公平委員会委員の選任について採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

議長（東川継央君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり同意されました。

議長（東川継央君） 議案第41号、あわら市公平委員会委員の選任について採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

議長（東川継央君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり同意されました。

議案第42号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第38、議案第42号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第42号「人権擁護委員の候補者の推薦について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成20年6月30日で任期満了となります人権擁護委員の青木友子氏の後任に、藤井さち江氏を委員候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

氏は、人格、識見ともに人権擁護委員として適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） ただ今、議題となっております議案第42号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしました旨と存知ますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） お諮りします。本件はただ今提案のとおり、「異議はない」旨の意見を付したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号、人権擁護委員の候補者の推薦については、「異議はない」旨の意見を付すことに決定しました。

請願第1号 後期高齢者医療制度に関する請願

議長（東川継央君） 日程第39、請願第1号、後期高齢者医療制度に関する請願を議題とします。

議長（東川継央君） ただいま議題となっております請願第1号は、教育厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。したがって、この請願は教育厚生常任委員会に付託して、審査することに決定しました。

請願第2号 米価の安定と生産調整に関する請願

議長（東川継央君） 日程第40、請願第2号、米価の安定と生産調整に関する請願を議題とします。

議長（東川継央君） ただいま議題となっております請願第2号は、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。したがって、この請願は産業建設常任委員会に付託して、審査することに決定しました。

散会の宣言

議長（東川継央君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、3月6日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午後1時10分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成20 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成20 第2回あわら市議会 定例会

第 2 日

平成20年 3月 6日(木)

午前9時30分 開 議

1. 開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(散 会)

出席議員(21名)

1番 八木 秀雄	2番 笹原 幸信
3番 大下 重一	4番 山川 知一郎
5番 山口 峰雄	6番 北島 登
7番 関山 博夫	8番 向山 信博
9番 坪田 正武	10番 篠崎 巖
11番 石田 則一	12番 丸谷 浩二
13番 牧田 孝男	14番 卯目 ひろみ
15番 宮崎 修	16番 穴田 満雄
17番 山川 豊	18番 海老田 州夫
19番 見澤 孝保	20番 東川 継央
22番 杉田 剛	

欠席議員(0名)

地方自治法第121条により出席した者

市 長 橋本 達也	副 市 長 北島 善雄
教 育 長 寺井 靖高	市 長 室 長 長谷川 賢治
総 務 部 長 神尾 秋雄	市民福祉部長 毛利 純雄
経済産業部長 出店 学	会計管理者 山口 博行
芦原温泉上水道財産区次長 土守 善美	市民福祉部理事 石田 喜一
土木部 理事 田崎 震太郎	

事務局職員出席者

事務局長 圓 道 信 雄
書 記 渡 邊 清 宏

事務局長補佐 中 林 敬 雄

開議の宣告

議長（東川継央君） これより、本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、21名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、竹田芦原温泉上水道財産区管理者より、体調不良のため欠席の届けが出ております。代理として土守次長が出席しております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前9時33分）

会議録署名議員の指定

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、山川知一郎君、5番、山口峰雄君の両名を指名します。

一般質問

議長（東川継央君） 日程第2、これより一般質問を行ないます。

篠崎 巖君

議長（東川継央君） 一般質問は、通告順に従い、10番、篠崎 巖君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 10番、篠崎 巖君。

10番（篠崎 巖君） 質問に入る前に一言、前回の12月議会の中学校建設問題についての一般質問も1番で質問いたしました。今回の3点の質問は、前々から質問しようとして取り組んでいましたので、中学校問題が関係者のご理解でようやく一歩踏み出せたのではないかと思います。今回も1番で質問をさせていただきます。中学校問題については、理事者と議会で考え方の相違はありましたが、あわら市の将来を考えてのことでそれぞれに考えは、同じだと思います。ただ、市長の学校教育に対する情熱、熱意、取り組みに対しましては、議員の時代からよく考え方など存じあげて尊敬しておりましたので、今後ともあわら市の教育を良くする方策については、大いに議論を深めさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

さて、通告してあります、3件について、順次、質問をさせていただきます。1点目として、芦原庁舎の利活用についてお伺いをいたします。平成18年6月、庁舎統合が議会において決定し、平成19年4月、金津庁舎と芦原庁舎が統合し、金津庁舎を「あわら市役所」として発足をいたしております。

この庁舎統合によって、合併効果が一層高まり行政運営の効率化、市民へのサー

ビスの向上に大きく寄与していると思っております。

そこで、芦原庁舎の事でございますが、庁舎は築26年を経過していますが、まだ外から見ると立派なものですし、横を通っていても空き家とは到底、思えません。一般市民も現状に関心を持っております。閉庁後、1年を過ぎようとしていますが、閉庁後の維持管理費及び防犯対策について、また、私は、芦原庁舎の利活用、有効利用については、平成18年の12月定例会において一般質問をいたしております。その時の答弁では、閉庁の期間は長くても1年程度を限度と考え18年度中に活用の方針を決定し、19年度中には詳細な活用計画を取りまとめるとのことでしたが、その後の芦原庁舎の利活用はどのようになっているか。早急に解決すべきと思っておりますがお尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 篠崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、閉庁後の維持管理費及び防犯対策についてでございますが、維持管理経費につきましては、窓口業務を行っている保健センターの経費を除く平成19年度の経費として、借地料、空調設備のリース料などで約2,000万円を予算計上しております。

また、防犯対策といたしましては、24時間体制で警備業務の委託を行うとともに、職員により定期的に庁舎周りや庁舎内の巡回を行い、閉庁された旧芦原庁舎の安全管理に努めております。

次に、旧芦原庁舎の利活用策でございますが、議員ご指摘のように、平成18年12月議会定例会における篠崎議員の一般質問に、前市長が、平成19年度中における活用計画のとりまとめに意を注がれる旨の答弁をされております。

当時は、市民の皆さんや職員で構成する芦原庁舎有効活用検討委員会において、特に庁舎の有効活用という観点からその検討を重ねている最中でした。

その有効活用検討委員会による検討も、昨年3月にはその結果がまとめ、野田委員長から報告書が提出されたところであります。

報告書の内容は、ご案内のように、1階部分を本陣飾りの展示施設として、2階及び3階部分を生涯学習や文化活動の活動拠点と賃貸スペースとして活用しようというものであります。

しかしながら、この案はあわら市にとってまったく新規の施設であり、合併の効果を最大限に引き出すという点において、また、費用対効果の点などにおいて、疑問があることから、この提案を積極的に採用するには至らなかったと伺っております。

この案については、昨年6月に開催された議会定例会の総務常任委員会で、担当課に説明させたところでありますが、委員の皆さんからも費用対効果に対する懸念が示され、私自身も同様の見解であったことから、同案を一時棚上げし、昨年7月からさらに視野を広げた対応策の検討に入ったところであります。有効活用検討委

員会の皆さんには、長時間をかけて検討していただいた案を採用することができず、この場をお借りしてお詫び申し上げます。

さて、利活用策の再検討に当たっては、旧芦原庁舎の活用方法が、これまでの検討経過や市民、職員などからの意見公募を経て既にいくつかの類型に分類されていること、新たに委員会を立ち上げても際だったアイデアが提示される可能性が低いことなどから、職員のみによる庁内検討会議を設置することといたしました。

この庁内検討会議では、施設の有効活用に加え、第三者への譲渡、取り壊しなども検討の対象とし、関係法令、費用、技術手法といった実務的な視点からも検討を加えてきたところであります。

その結果、昨年末の会議までに、一つは、解体撤去、一つは、老人センターと芦原南幼稚園、北幼稚園を統合した総合福祉施設、一つは、統合図書館を核とする生涯学習センターの3案に絞られて参りました。

それぞれの概要につきましては、ここでは説明を省略させていただきますが、今後はさらに綿密な調査と分析を行い、なるべく早い段階でその方向性を打ち出して参りたいと考えております。

結果的に、平成19年度において利活用策を決定するには至りませんでした。旧芦原庁舎の利活用は、あわら市にとって財政に直結した極めて重要な課題であります。軽々に結論付けることは、避けなければならないと考えております。

しかしながら、ご指摘のありましたように、この課題は、市民の皆さんも大変、関心のあることだと承知いたしておりますので、今後は、慎重さを心掛けながらもスピーディに取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 10番、篠崎 巖君。

10番(篠崎 巖君) 再質問をいたします。私の意見でございますが、給食センターや嶺北消防組合の施設としての活用や藤野巖九郎記念館に展示してある資料を移設して展示施設としての活用も考えられます。答弁では、解体撤去、総合福祉施設、生涯学習センターの3案に絞って検討するとのことですが、この3案以外には、もう検討の余地はないのでしょうか。また、庁内検討委員会の協議経過を見ますと福井県の三国土木事務所や坂井健康福祉センターなどが含まれる福井県合同庁舎としての活用も検討したようですが、早々にこれを断念しているように見受けられます。その経緯と理由をお示しく下さい。また、財政が厳しい状況にあって市単独での利活用が困難な場合には、公共利用を図りながらも民間に対し施設の一部を賃貸又は譲渡するといった第三者利用のことも念頭に置くべきかと考えられますがどうでしょうか。お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長室長、長谷川賢治君。

市長室長(長谷川賢治君) 篠崎議員の再質問にお答えいたします。まず、解体、撤去、総合福祉施設、生涯学習センターの3案以外に検討の余地はないのか、とのお尋ね

ですが、そういうわけでは決してございません。利活用策は現点における3案に絞られているとうことであり、これらに変わるすばらしい代替案が出てくれば、これを、検討の俎上に上げることは、至極、当然のことです。ただし、先程も市長が申しあげましたように、芦原庁舎の利活用策は、慎重性の中にも迅速性を求められる課題であり、案を模索する段階をすでに経過しているのではないかと考える次第であります。従いまして、時間の経過とともに新しい案が浮上してくる可能性は、否定はできませんが、いたずらに、これに捕らわれることは、適当でないと考えていますので、現点における方針にご理解くださるようお願いいたします。

次に、三国土木事務所や坂井健康福祉センターなどを福井県合同庁舎としての利用については、県の市町村課を窓口にして三国土木事務所長や坂井健康福祉センター所長とも協議を経てこれを強く要望するとともに県が進める出先機関統廃合の所管課である県人事企画課長、さらには、県議会自民党の新政会など事務レベルにおいても、政治的レベルにおいても、あらゆる機会を通じてあわら市の要望をお伝えいたしました。しかしながら、福井県では、老朽施設の更新は、現在して行くことを原則としている上、出先機関の統廃合を通して経費の縮減を図っている県にとって、光熱水費を除いて年間約2,000万円の維持費を要する旧芦原庁舎は、移転先の対象としては、考えられないとの回答を得ております。従いまして、平成19年10月以降の検討会では、福井県による利用という案を選択肢から除外し、これ以外の案について検討を進めてきたものであります。最後に、民間などの第三者利用を考慮した利活用策につきましては、例えば、老人センターや生涯学習センターなりに民間の軽食コーナーや売店などを設置することは、施設の利便性を一層向上させるものであることから検討していくことは当然と考えます。また、施設の空きスペースを公共施設の目的を阻害しない範囲内で民間企業等に貸し付けることについても併せて検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 10番、篠崎 巖君

10番(篠崎 巖君) 次に、2点目、竹田川改修事業計画についてお伺いをいたします。地球温暖化から世界各地で干ばつ、洪水、高温、気温上昇と異常気象が発生をしております。中国では、中国南部から中央アジアにかけて寒波で50年ぶりの大雪、直接被害額が2兆2,700億円、被害を受けた農地は、日本の農地の総農地面積の2.5倍1,200万haに当たるとしております。

平成16年、本県においても7月の福井豪雨、8月の大型台風の上陸で局地的な集中豪雨により未曾有の災害が発生していますし、平成18年7月6日～19日には大雨となり、所どころで雨量400ミリを超え、あわら市においても被害がございました。

昨年あわら市洪水避難地図が出されましたが、この地図は竹田川、宮谷川が大雨によって増水をし堤防が決壊した場合の浸水予測結果に基づいて、浸水の範囲とそ

の深さ並びに避難場所等を示し危険を感じたら早めに避難しましょうという地図でございます。

私の地区は、1階の軒下まで2m浸水する地域に入っていますが、また、上重橋下流だけでも最近、何度か浸水した所が見受けられます。今の竹田川の河川改修は昭和56年頃に一部分が改修が行われたままでございますが、その後、竹田川河川改修事業計画として、三国町汐見からあわら市番田地係まで区間6.4km、工事期間、平成25年度までと示されています。当管内には、排水機場が8箇所、揚水機が4箇所ありますが、これらの改修を待ちながら部品交換をしながら使用しているようございます。

平成元年には、龍ヶ鼻ダムができ貯水容量が890万 m^3 の内、洪水調節容量として460万 m^3 で、昔のように洪水におびえるような事は少なくなりましたが、近年の異常気象を思うと被害が予想されます。河川の拡張、川底を掘り下げ等により、洪水を流すようにしなければならないと思います。常日頃から河川の安全度を高め、水防に対する備えを万全にしておく事が行政側の責務でありますので、河川管理者と連携を密にし、万全な対策を講じていただきたいと思います。平成9年の河川法改正により河川整備計画と合せて竹田川改修事業工事計画について、現状の進捗状況と今後の計画についてお伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えをいたします。竹田川の河川改修事業についてのお尋ねですが、竹田川の治水計画は、流域資産の増大に対応するため、昭和40年前半に竹田川総合開発事業として策定されております。

また、昭和51年9月には九頭竜川水系工事实施基本計画が策定され、これを契機として、将来計画を見据えた具体的な竹田川河川改修計画の検討が開始されました。

その後、昭和56年7月2日から3日にかけての梅雨前線により、竹田川流域では大規模な水害に見舞われました。

この水害を契機として、九頭竜川合流点から金津橋下流部までの約8km区間の河川改修工事が、災害復旧事業として昭和56年後半から開始され、昭和61年に完成いたしました。

さらに平成2年度には、九頭竜川合流点の坂井市三国町汐見から番田地係のえちぜん鉄道橋梁地点までの、約6.4km区間の河川改修工事全体計画が、平成25年度までの総事業費270億円で認可されました。

また、平成9年に改正された河川法に基づいて、昨年策定された「九頭竜川水系整備計画」において、今後の整備目標が定められております。

この河川整備計画の整備目標としては、過去に浸水被害があった河川については、九頭竜川本川との整合に配慮しつつ、現状で5年から10年程度の治水安全度を、概ね10年から30年に向上させるため、河道の整備等を行うものとし、九頭竜川

本川に流入する支川については、関係機関等の計画と整合を図ろうとするものであります。

この中で、竹田川については、下流部の九頭竜川合流点からえちぜん鉄道までの約6.4 kmと、旧金津町市街地の約1.7 kmの改修が位置づけられました。

その整備内容は、議員ご質問の河道の拡幅及び河床を掘削することにより、6.4 km区間は概ね50年に1回程度の確率降雨量による洪水を、また、1.7 km区間は現況規模により洪水を安全に流下する能力を向上させ、市街地における家屋や公共施設、道路等の浸水を防止しようとするものであります。

平成元年度に完成した龍ヶ鼻ダムにより治水安全度は向上しましたが、その後も、平成16年7月の「福井豪雨」、平成18年の「7月豪雨」とあわら市において浸水被害が発生しております。

これらは何れもJR北陸本線橋梁からの上流域、特に田島川流域の下流部に集中している状況であります。

この地域の浸水被害の解消としては、旧金津中心街区間の疎通能力を高め、この区間の洪水を安全に流下させるなどの対策が不可欠であると考えております。

昨年、あわら市においては、「福井豪雨」の災害を踏まえて、洪水時の竹田川、宮谷川の浸水想定区域等の情報提供により、災害時における住民の避難、水防活動等を迅速かつ円滑に行うことで、洪水による被害を最小限にとどめるとともに、防災意識の向上を図ることを目的とした「あわら市洪水避難地図」を関係各行政区等に配布いたしました。

河川管理者である三国土木事務所によりますと、当該河川改修事業の現在までの状況は、河口から坂井市三国町の栄橋付近までの、約0.7 kmの左岸の引提と河床の掘削が完了し、事業費ベースでは59.5%の進捗率となっており、現在は栄橋の仮橋撤去に着手しているとのことであります。

今後、引き続き兵庫川合流地点までの河床掘削工事を早急に実施したいとのことあります。

議員ご指摘のように、市といたしましては、市民の水防に対する備えを万全にするとともに、あわら市工区への改修事業を早期に着工していただくよう県及び国に対し、さらに強く要望して参りたいと存じますのでご理解をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 10番(篠崎 巖君)

10番(篠崎 巖君) 16年と18年、2年づつ洪水がありましたが、今年は、20年ということで、大雨洪水の周期に当るような気がします。雨が降ると心配することがないように竹田川河川改修、拡幅、川底の掘り下げ整備については、さらに強く要望をいたします。

さて、3点目の質問に入らせていただきます。コミュニティバスについて、今後の対策についてお伺いをいたします。コミュニティバスは、平成17年の11月より、あわら市内6ルートを運行し2年3ヶ月が経過しております。コミュニティバ

スは、路線バス事業者が運行しない地域を運行し、しかも、運賃は、定額で営利事業には、そぐわず、交通空白地帯の解消、公共交通の確保という公益的観点から運行をしております。しかし、平成18年の実績から見て利用率がもっとも低い路線は新郷・本荘方面の南ルート2号線で一便当りの乗車数が0.8人、1日当りの利用者数が3.8人となっております。これは、小学生の通学も含まれておりますので、これを除くと、まだ少なくなると思いますし、半分近くになるのかと思います。そこで、新郷地区、本荘地区を対象にアンケート調査を実施し要望の多かった新郷地区と本荘地区の連結したルート、細かく言えば、新郷地区から下番、中番を連結し本荘地区へ直接行けるルートへと19年の7月に変更をいたしました。しかしながら、当地域は、幹線道路より入ったところにあるところが多い関係からか、また、昔から交通体系に合せた習慣があるのかもしれませんが、今のところ、乗客数が増加したようには、見受けられません。営利事業ではなく、公益的観点からの運行との見方から、運行していますが、投資費用と効果面から見方も考えられます。資料によりますと、現在、6ルートありますが、一人当りの投資額は、800円のところ、また、5,000円かかるところとの差が出ています。このままの状態で行くのも、いかがかと思えます。そこで、市民が利用しやすい、デマンドバスや福祉タクシーの導入、または、70歳以上は、無料にする等、乗客増加が必要だと思えますが、路線変更後の効果と今後の対策についてお伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答をいたします。新郷・本荘方面の南ルート2号線の「路線変更後の効果と今後の対策について」であります。言うまでもなく、地域住民の日常生活に欠かせない交通空白地帯の解消・公共交通の確保という公益的な観点から、コミュニティバスの導入を図っているところであります。

今日までの利用状況につきましては、平成17年度は5ヶ月で1万7,153人、1月当り3,430人。平成18年度は、4万1,940人、1月当り3,495人。本年度は、4月から1月までの10ヶ月で3万6,153人、1月当り3,615人となっており、昨年同期の3万5,025人と比較しますと、1,128人、率にして約3%の増となっております。

利用者数の少なかった本荘・新郷方面の南ルート2号線は、本荘地区と新郷地区を連結し、利用促進と乗車時間短縮を図るため、昨年7月に見直しを行ったところであります。

見直し後の利用状況は、8月から1月までの6ヶ月間を前年度と比較しますと、平成18年が704人、平成19年が896人で、192人、率にして約27%の増となっております。

これを本荘地区と新郷地区に分けた利用状況は、次のようになっております。

まず、本荘地区では、平成18年の乗車数は356人、降車数362人、平成19年の乗車数472人、降車数469人で、乗降者数とも増加をしているところで

あります。

これらの増加は、主に65歳以上の高齢者と本荘小学校の児童の利用によるものであります。

一方、新郷地区では、平成18年の乗車数は96人、降車数78人、平成19年の乗車数は、108人、降車数35人で、乗車数は増加をしていますが、降車数は減少しているところであります。乗車の増加は、主に65歳以上の高齢者の利用によるものであります。この状況を見ますと、わずかではあります、利用者は増加傾向にあるといえます。

しかしながら、それでも他のルートと比較しますと乗車率は、まだ低い状況にありますので、今後は、現況の利用度を基に、一定水準以下の利用の低い停留所の廃止も視野に入れて、運行時間の短縮や、運行ルートの見直しをしてまいりたいと考えております。

なお、見直しにあたっては、予約制のデマンドタクシーの導入と併せて、乗車密度が低い路線バスの金津本荘線が、県補助金の対象路線から外れる公算が高く、今後、廃止される可能性があること、さらに、坂井市のコミュニティバスとの両市間の相互乗入れなど、運行調整をも含めた中で、総合的に進めて参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 10番、篠崎 巖君。

10番（篠崎 巖君） これで、質問を終わりますが、このデマンドバスにつきましては、今回は、南ルート2号線を主に質問を行いました、他の路線でも時間帯の見直しをするところもあるかと思っておりますので、乗る人があっての効果でございますので、全体的な面でも、今後の見直し対策を検討をお願いいたしまして質問を終わります。

牧田孝男君

議長（東川継央君） 続きまして通告順に従い、13番 牧田孝男 君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 13番、牧田孝男君。

13番（牧田孝男君） 通告順に従い、13番、牧田、一般質問をさせていただきます。

今回、私は、現在の一部事務組合の在り方について、あるいは、今後の方向性についての思いを市長に問いたいというふうに思っております。

私は、現在、坂井地区介護保険広域連合議会に所属しております。昨年11月の終わりに視察研修ということで愛知県にある知多北部広域連合議会を訪れました。その地方の広域連合及び一部事務組合が、一箇所に集められ、事務局及び議会が単一の組織となって起動していくことを目指していく、というような説明を受けたわけでございます。あるいは、そうすることで、事務組合能率化が図られる、という、そういう話を聞いてなるほどな、というふうに思った覚えがあります。厳密には、

広域連合と一部事務組合との間に違いがあるのですけれども、一般的な定義として、一部事務組合とは、市町村等の事務を共同処理するために設立された組合である、市町村単独では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である等の理由で設立されるものである、ゴミ処理、消防、火葬等、様々な事務処理のために各地で設立されている。様々な事務処理のために各地で設立されているものである。そして、自治体を普通地方公共団体というのに対し、市町村同様、固有の議会、固有の執行機関及び財産を持ち、また条例及び規則の制定権も有しているということでありまして特別地方公共団体とも呼ばれております。現在、このあわら市が、組織として入っている一部事務組合には、三国あわら斎苑組合、年間予算が大体、8億5,000万、坂井地区環境衛生組合、同じく、年間予算2億前後、嶺北消防組合20億、坂井地区水道用水組合30万、及び坂井地区を超えるものとして福井坂井地区広域市町村圏事務組合あるいは広域連合としては、坂井地区介護保険広域連合がありますし、そして本年、4月1日スタート予定のものとしては、福井県後期高齢者医療広域連合というものがあります。この問題に関してインターネットで、一部事務組合の統合というような文言というか、言葉というか、そういった言葉で検索してみますと、この問題がいくつかの地域で取りざたされているという現在の状況が、よく分かるのであります。例えば、岩手県の奥州市、ここは、人口12万8千人くらいなんですけども、と例えば岩手県の奥州市、人口12万8千人と金ヶ崎町、人口1万7千人くらいです。で構成する一部事務組合の場合でも統合に向けて審議がなされている、と書き込んであります。両市町が統合を計画しているのは、広域行政組合と消防組合、広域水道企業団の三つの一部事務組合であります。これに伴いまして、両市町は3組合の統合について、基本方針、効果額等についての当局からの説明があったわけでありまして、共同処理による事業効率化を図り、あるいは、事務量・議員定数等を考えると5カ年のトータル実質効果額は約5,000万円に近くなる見込みであるというようなことが書いてありました。それは、インターネットなんですけれども、あるいは、新聞記事で読んだのが、これは、長野県の池田町と松川町の場合、それぞれ人口1万人くらいなんですけども、両町村でつくる2つの一部事務組合、「葬祭センター施設組合」と「学校給食共同調理施設組合」を統合するということが書いてありました。統合して事務の効率化を図る。葬祭施設組合を解散して、学校給食施設組合が共同処理する事務に葬祭センターの管理運営を加えるということが可決された、というふうに書いてありました。葬祭と学校給食の両組合には、両町村でつくる組合議会があり、現在合せて19人の議員がいる新組合の組合議会の議員数は、両町村のそれぞれ、4人の8人となる、と書いてあります。こういうのを読んでいますと、確かにそうすることで事務運営の能率化が図られます。そして、肝心な事なんですけれども、大きな意味での行財政改革に繋がるのではないかな、というふうに思います。それから、自治法関係の雑誌をちょっと捲ってみたんですけども、こういうことも書かれていました。市町村は、地方分権を担う基礎自治体として自らの判断と責任で各種行政サービスや施策

を立案実施していくことが求められている。そのためには、行財政改革の観点から既存の事務処理のあり方を十分に検討していく必要がある。特に、一部事務組合方式による事務の共同処理については、迅速・的確な意思決定を行うことができない等の制度的な課題が指摘されているところでもある。地域の課題を総合的に解決するためには、地方分権の担い手として十分な経営基盤を有する単独の基礎自治体が必要で、意思決定や事務処理を行うことが望ましい。さらに、市町村数が減少する中、構成市町村がほぼ重複する組合や単一の事務のみを処理する小規模組合が引き続き存続するなど、必ずしも広域化による事務の効率化等のメリットが十分に活かされていないのが現状である。そこで、市町村にあっては、そういう点に留意して既存の一部事務組合方式による事務の共同処理の見直しを検討すべきである。等々が書かれておりました。

私は、このあわら市を愛していますし、自治体自体の更なる合併については、慎重でなければならないというふうに思っております。しかしながら、それを前提としても上記の観点から事務組合相互の一体化を図ることが必要なのではないかと、いうふうに思っている者であります。市長はどう考えているか。お聞かせいただきたい、というふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 牧田議員のご質問にお答えをいたします。現在、あわら市が構成団体となっている一部事務組合としては、福井県市町総合事務組合、福井県自治会館組合、福井坂井地区広域市町村圏事務組合、嶺北消防組合、坂井地区水道用水事務組合、坂井地区環境衛生事務組合、三国あわら斎苑組合の7つがあります。

また、このほか広域連合として、坂井地区介護保険広域連合、福井県後期高齢者医療広域連合の2つがございます。

このうち、4つの一部事務組合と1つの広域連合が、坂井市との2市だけで構成する組合となっているものでございますが、私も、議員ご指摘のように、これらを一元化することにより、能率の向上あるいは経費の節減が図れるものと考えております。しかしながら、嶺北消防組合については、ご承知のとおり平成18年に消防組織法が改正されたことにより、消防庁が人口30万人規模での広域化を進めており、現在、県下でも広域化の議論がなされていることから、この一元化の俎上からは、はずれることになると思います。

その他の2市で構成する組合につきましては、すでに坂井市と事務レベルでの検討を始めさせているところであります。

私といたしましては、一部事務組合の枠にとらわれず、坂井地区介護保険広域連合や、障害者介護給付費等支給に関連して共同設置している審査会、坂井北部丘陵地営農推進協議会なども視野に入れて、幅広い検討を加えていきたいと考えております。

なお、これに関しましては、議会のご理解、ご協力が必要不可欠の課題でありま

す。今後、一定の段階がまいりましたらご報告させていただきますので、よろしく
お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 今の市長のお答えですと、事務レベルでそういうことが進み始
められているということで、これは、初耳でありまして、是非、進めていただきた
いというふうに思うものであります。当然、一部事務組合ということになるとメイ
ンがあわら市と坂井市の間に渡るものを一元化するという軸足になるのではない
かなというふうに思っております。先程の私のインターネットでの検索の中で例え
ば、規模の違いがあつてそんなに簡単に比較できるものではないと思うですが、
例えば、奥州市と金ケ崎町の場合にそれをする事によって、トータル実質効
果額は、5,000万ぐらいになる見込み、とか書いてありまして、例えば、あわら
市、坂井市の場合と比べると全体の少ないところでもそれぐらいの効果があるのか
なというふうに思いました。その辺は、例えば、今のような状態で進んだ場合に、
その効果がどれくらいあるのか、というような事を年頭に置いているのかどうか、
というようなことを一つお聞きしたいのと、それから、それを、もう少し、具体的
に実現する上での議会に諮るところまでのタイムスケジュールみたいなのを考え
ているのかどうかという、2点についてちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 再質問に対して答弁をさせていただきますが、昨年、坂井市
と、先程、市長の答弁にございましたように、4つの一部事務組合と1つの広域連
合これをできるだけ、一本化できなか、ということで、お互いのですね、これから、
協議に入っていくということについての意思確認を行った、という段階でござ
います。従いまして、経費削減効果でありますとか、そういうものにつきましては、
これから、お互いに検討して結論を出していく問題であると思っております。それから、
タイムスケジュール等につきましても、これもまた、具体的にですね、まだ、議論
の段階に入っておりません。あくまでも、今後こういう問題につきましても、坂井市
と共同歩調で取り組みましょう、というような段階でございますので、よろしくお
願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 今の部長のお答えは、取りあえず、意思確認をしたところであ
つて、入り口に着いた、端緒についた、ということであるという、言ってみれば市
政表明を出されたということなんだろうというふうに思います。

組合を構成する市町村は、ある程度、地域でまとまっていますが、処理する事務
よって、構成市町が少しずつ、異なっていたり、多くの組合が重複して存在してい
たりして、効率化の妨げになっている、と思える。制度的にも、複雑、多様化する

広域行政需要に十分な対応できない面がある。広域行政機構の事務局体制が弱いし構成市町村の利害を超えた調整を行うだけの権限がない、広域行政機構の財源は、構成市町村からの負担金に頼っているため、事業執行のあらゆる面において、構成市町の意見、利害に左右され、財政基盤が弱い、市町村は、地方分権を担う基礎自治体として自らの判断と責任で各種行政サービスや施策を立案、実施していくことが求められており、そのためには、行財政計画の観点から既存の事務所の在り方を十分、検討しておく必要があるというような考え方を参考にして総合的になることによって、より効果的で効率的な行政運営の実現等の観点から積極的に取り組まれることを求めるものであります。

例えば、私個人で考えると、今、現在、広域連合として使っているような建物を事務所として使うのも選択肢の一つではないかなと思ったりもします。あるいは、現在、それぞれの事務組合が分かれているわけですが、分かれていることによって、沢山の議員諸氏がそれぞれに張りついております。それが、統合化されれば、そういう出番も制限されるわけなんですけど、しかし、そのことによって、統合化されて、足腰の強い統合化された議会ができあがるわけでありまして、先程、申し上げましたように、協力的な行財政計画の武器になっていくのではないかなというふうに思っております。一部事務組合は、統合の話にしろこれは、単一の自治体の枠を越えているところであります。先程の話もありましたように、今、とりあえず意思確認をしたということだけでありまして、単独のあわら市だけで、考えていけることでは、ありません。坂井市との間で綿密なこれからの具体的な打ち合わせというものが当然待っているわけですが、しかし、相互の協力を求めながら、一歩ずつ実現に向かって歩いて行っていただきたい、是非、がんばっていただきたいという私の意見を添えて一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

穴田満雄君

議長（東川継央君） 続きまして通告順に従い、16番、穴田満雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 16番、穴田満雄君。

16番（穴田満雄君） ただ今、議長のご指名がありましたので一般質問をさせていただきます。その前に、昨日でしたかね、暦の24節季では、啓蟄ということをしてテレビで言うておりました。啓蟄というのは、どういう意味かといいますと、これ皆さんよくご存知のようにその土の中から虫が顔を出してくると、それだけ、春に近づいて来たんだと、こういうような、意味合いに取れるそうです。また、今朝ほどは、朝から雪が降っております。これは、春の淡雪とでもいいまいしょうかね、段々、春になって来るにあたって三寒四温という言葉がございます。三日寒い日が続くと4日暖かい日に来るんだぞ、と、これでもって、だんだん、だんだん春に近づいて行

くと、こういう意味だそうでございますけれども、先程、同僚議員も言いましたように先月2月21日の臨時会においては、学校問題が決着が着きました。2校残すんだと、大多数の議員がそれに、賛成しました。まあ、あわら市議会にもようやく、春の芽生えが出てきたなど、私は、こういうふうにとっております。大変、結構なことだと、これから、これを一つのステップとして、何事においても、21人で持って話し合いをして行くと、議論をして行くと、これが大事じゃないかなと思います。前段は、これぐらいにしておいて、早速、本題に入って行きたいとこのように思います。今程言いましたように、ようやく、中学校問題に決着が着きました。これ言うならば、将来、開業するであろう北陸新幹線に例えるならば柿原トンネルをでた新幹線の先頭車の運転席から芦原温泉駅の灯りが見えてきたとこういう捉え方できるんじゃないかと、私はそういうふうにとっております。あわら市を誕生させるべく合併協議会のなかでは、17回に及ぶ協議を重ねた結果の結論が「芦原中学校は改築、金津中学校は、大規模改修」となり、これが、あわら市の新市建設計画に明記されておりました。しかし、前市長が打ち出した芦原中学校と金津中学校を一つにする統合中学校の建設が平成18年6月22日の議会で可決されております。これで、2つの中学校から1つの中学校、言うなれば、統合中学校になったと、これに対し「2校を守る会」が松木市長のリコール運動開始を平成19年3月13日に決定しております。これを受けて松木市長は機先を制する意味も含めておられると思っておりますけれども、平成19年4月3日に統合中学校問題で市政の混乱を避けるため決断したとして市長を辞職しております。これに対しまして、直ちに実施されました統合中学校か、はたまた、二校存続かの市長選挙は、例え、厳しい財政状況であっても自分達の学校を残してほしい、自分達の学び屋である母校を残してほしいと、こういう強い市民の熱意が平成19年4月22日の選挙結果に現れまして、409票という僅差ではございましたけれども2校存続派の現の橋本市長が誕生しております。この橋本市長は、民意を受けまして、中学校問題を早く解決したいという思いから、平成19年10月19日、昨年に、平成16年～平成30年まで15年間の財政状況見通しを発表し、その中で芦原中学校の改築費用を30億円から25億円にコストダウン、金津中学校の改修費を約16億5千万円として、平成19年12月21日、昨年ですね、12月定例議会に芦原中学校も改築、金津中学校は、大規模改修の2校存続を前提としました新市建設計画の変更案を提案されましたが否決されております。その後、市長の2月中に中学校問題を解決したいという執念が平成20年、今年の2月21日開催の臨時議会で芦原中学校は、大規模改修、耐震診断の結果次第では、一部改築もあり得るを文言を盛り込んだ修正案が可決され、2校存続の結論がでました。

ところで、今述べてきたように当市の中学校は、2校存続となりましたが、その中の文言には、大規模改修、改修、一部改築、と3つの言葉が使用されております。芦原中学校の耐震診断の結果次第では、言葉の解釈について論争の火種となる懸念があります。いずれにいたしましても、あわら市にとって大型事業になることは間

違いありません。

大型事業の事業費を出来るだけ削減、圧縮することが市民の皆様の負担を軽減することにつながると、私は、確信しております。今程、述べましたように、市長は、昨年の10月19日に平成16年～平成30年まで15年間の長期に渡る財政状況見通しを発表しております。その中で、芦原中学校の改築費を30億円から25億円にコストダウンしましたと説明しております。この30億円という数字は、皆さんすでに、ご存知の様に、旧芦原町時代の芦原中学校改築の設計単価でございます。

しかし、当時の設計上の校舎面積は11,084㎡となっております。浅学非才な私ですから単純な計算しかできませんが、平米単価、約27万円という数字が出てきます。現在の芦原中学校の体育館を含む校舎面積は7,992㎡ですから、これに平米単価、約27万円を乗じて掛けてやりますと約21億5,800万円という数字がでてきます。この中には体育館面積も含まれていますから、その体育館面積分、約3億8,300万円になりますけれども、これを差し引きますと校舎の改築費だけで約17億7,500万円という数字がでてきます。

同様に金津中学校の改築費を芦原中学校の改築単価で計算してみますと約26億9,000万円となり、体育館のみの改築では、約7億2,500万円となります。また、生徒数の減少という角度から見てみると芦原中学校は、昭和38年の新築開校時、973人の生徒数が平成20年には、396人で約40.1%の減少、それから、金津中学校は、昭和39年の新築開校時、1,234人の生徒数が平成20年には、555人で、約45%になります。それぞれ、生徒数も半数以下、5割以下に減少しています。そこで、市長にお尋ねをします。

まず一つめですけれども、芦原中学校の建築費を30億円から25億円と5億円コストダウンしておりますが、この根拠はどこにあるのか。それから、二つ目ですけれども、現在の生徒数を基準で試算すると芦原中学校の改築費は、どれくらいと試算されるかと。それから三つ目ですが、両中学校の教室の広さは、約9m×7mで約63㎡となっておりますが生徒数の制限、いわゆる、生徒密度といいますが、こういう制限はあるのかどうか。この三つについてお尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 穴田議員のご質問にお答えをいたします。先ず、昨年10月に発表いたしました財政見通しの中での、芦原中学校の改築費用25億円の根拠についてのお尋ねでございますが、この金額は、芦原町時代に設計された30億円を基に試算したものでございます。

具体的には、平成15年に比較して、コンクリートなどの工事材料の単価が当時より下がっており、その見直しで約1億4千万円、体育館のドーム屋根及び外装のタイル張りの見直しで約1億円減額をさせていただきました。

また、校舎では、内装、建具、空調関係の見直しで約2億円、駐車場、中庭及び

グラウンドなどの外構工事関係で約7千万円の減額見直しをいたしました。

一方、追加工事の部分では、解体におけるアスベスト処理が当時の設計に盛り込まれていなかったため、約1千万円を追加した結果、当初より5億円減額の25億円と試算したものでございます。

次に、現在の生徒数を基準とした場合の芦原・金津両中学校の建築費の試算についてのご質問にお答えをいたします。

試算の方法については、改築面積に平米単価を乗じて求めるのが一般的であり、現在、両中学校でも十分な面積が確保されていることを考慮すると、議員が試算された金額については、的を射た試算金額であると感心させていただいたところであります。

しかし、現在の学校建築は、多様な学習空間の創設や、バリアフリー化及び情報化への対応、さらには環境教育への対応など、あらゆる教育施設・設備の整備を行わなければなりません。

また、生徒数が半分以下になったとしても、1学級の生徒は少人数化しており、普通教室及び特別教室の面積は変わりません。むしろ、廊下などの共有面積は、従来より余裕をもたせた構造となっているようであります。

言い換えると、学校の改築は、個々の学校においてどのようなコンセプトを持たせた教育環境を整備するかといった、基本設計をまず行わなければなりません。

その結果、建築面積が決定し、併せてどのようなグレードで設備を整えるかによって、総建築費が決定されるものでございます。

お尋ねの現在の生徒数を基準とした場合、今回試算させていただいた、芦原中学校の25億円の試算は、各学年5学級の15学級で積算されております。

そして、来年度は1年生が5学級、2年生が4学級、3年生が5学級の計14学級が予定されていることから、現段階で設計されたとしても、概ね同程度の面積、同程度の建築費で積算されるものと考えております。

また、金津中学校につきましては、過去において、改築の想定での基本設計は行われていないことから、現段階での試算は行うことが困難でございますので、ご理解をお願いします。

最後に、1学級当たりの生徒数の制限についてお答えをいたします。

福井県では、平成17年度より、「元気福井っ子笑顔プラン事業」に取り組んでおります。

この事業は、1学級の少人数化を図り、最終年度の本年度には、国の基準である40人に対して、中学1年では最高30人、2年、3年で36人学級としたものでございます。

さらに、平成20年度より取り組む「新笑顔プラン事業」では、初年度の中学2年生、3年生の1学級を35人とし、目標の平成23年度では、32人学級の少人数化を実現することとしています。

従いまして、平成20年度は、1年生の30人、2年生、3年生の35人が1学

級の生徒の制限であり、教室面積での生徒数の制限はございませんので、ご理解をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 今程、市長答弁でお誉めをいただきましてありがとうございました。それでは、ここで、お隣の坂井市にあります建築されてから4、5年ですかね、丸岡南中学校のことについてちょっと紹介しておきます。丸岡南中学校は、平成19年度で見えますと生徒数が391人、クラスの数13クラス、それから、校舎面積と体育館面積を合せてやりますと、約9,000㎡となっております。この、建築単価を調べてみますと、校舎、あるいは、体育館とも平米単価が約25億3千万円となっております。そこで、市長にお尋ねしますが、今程、市長の答弁のなかにありましたように芦原中学校は、旧芦原町時代の平成14年に実施設計、約30億円ですね、約30億で芦原中学校を建てましょうという実施設計をやっております。その時の校舎面積が1,184㎡とこのようになっております。今程、言いました、丸岡中学校が生徒数391人で約9,000㎡と、そうしますと、仮にですよ、芦原中学校を平成23年の開校とした場合には、芦原中学校の生徒数は、333人と、先程、言いました。昭和38年の開校時は、973人いたんですけども、333人、約1/3に落ち込んでしまっていると、そんな中で、校舎面積が1,184㎡という校舎面積は妥当かどうか、市長は、どういうお考えを持っておられますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 先程もお答えいたしましたけれども、基本的にはですね、それぞれの自治体はその学校をどのようにしていくのか、という基本的な意思決定だろうと思います。そういうふうを考えますと確かに今、ご指摘になりました、丸岡南中学校と比較しますとやや広めになるろうかと思えます。これがですね、妥当かどうかということは、これは、今、改築を前提としたお話でなるろうかというふうに思います。仮に、改築ということを経験した前提とした場合に、これが、贅沢かどうかというのは、多少、検討の余地があるのかなとは、思います。ただし、これも、先月の議会で議会がお決めになりましたようにそういう結果がありますので、今、この時点で改築を前提としたことについてですね、私の方から具体的なことをあまり金の話とは言えですね、申し上げることは、これは、差し控えをさせていただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) 市長に誠に失礼な質問をしたかと思えますけれども、一つご了承の程お願いしときます。今程、話が出ていますように、先月、2月21日の臨時議会のなかで議員発議の修正案が可決されました。これは、2校存続となりました。

これは、芦原中学校も金津中学校も残してやりましょうと、こうふうになりました。その文言の中には、大規模改修、あるいは、一部改築、あるいは、改修とこの3つの文言が残りましたけれども2つの中学校を残すんだと、これは、大多数の議員さんが賛成してくれたとこうふうな結果に出ています。そこで、私は、もう少し、自分なりに、浅学非才な頭かしか持っておりませんが、自分なりに財政シミュレーションをやってみました。何故、これをやったかと言いますと2つの中学校を残すならば、新しい中学校、芦原中学校も改築、金津中学校も改築して残してやりたいと、将来的には、市長も就任のあいさつのなかで言うてました。合併後、あわら市と一番近い坂井市を多分ターゲットにしているじゃないかと思えますけれども、合併がありゆると、合併をしていきたいと、そんな中であわら市は、財政状況は厳しいけれども教育問題には、力をいれてきたんだぞと、こういう、デモンストレーションというですかね、そういうことも私は、大事じゃないかと、そういう観点から、私、シュミレーションしてみました。それで、今程、言いましたように生徒数ですね、これ、芦原中学校の新築開校当時は、973人いた生徒が平成23年の開校にしてやりますと、これが、333人、約34.2%にまで減少してしまうと、それと、金津中学校ですが、これも、新築開校時は、1,234人いた生徒が平成23年度の開校にしますと515人に減少してしまうと、金津中学校の場合は、41.7%になってしまうと、こんな中で、平米単価27万円と丸岡南中の平米単価25万3千円でそれぞれ計算してやりますと、芦原中は、7,922㎡ありますけれども、私、頭が悪いもんですから、8,000㎡、それから、金津中学校は、9,967㎡ありますけれども、これを1万㎡。基礎数字をこのように置き換えて計算してみました。それで、芦原中学校の場合は8,000㎡の8割ですね、金津中学校も8割まで、2割の校舎面積を減少していこうと、少なくしていこうと、こういうもとで計算しますと芦原中学校は、8割ですから、6,400㎡にあります。また、1万㎡の8割ですから、8,000㎡になってくると、それに、芦原中学校の場合、6,400㎡に約27万円を掛けてやりますと、17億2,800円という数字が出てきます。金津中学校の場合は、8,000㎡に平米単価約27万を掛けてやりますと、21億6,000万円とこういう数字が出てきます。これ2つ足してやりますと38億8,000万円、こういう数字になります。何故、私、数字にこだわるかと言いますと、先程来、私、話ましたように、昨年10月19日に橋本市長は、財政状況見通しを出しました。その中で、芦原中学校の改築費を25億円、金津中学校の大規模改修、耐震も含めた改修なんですけれども、これを16億5,000万とこういう数字を発表しております。これ2つ足してやりますと、41億5,000万円になります。ですから、私は、この41億5,000万円の数字を一つの目標としまして、それから下、それよりも下げる数字を私は、私なりに検討してみた、ということ。それと、もう一つ、今程、何回も私、言うてますけど丸岡南中の建築単価、平米単価が約25億3,000万円ですからそれぞれ、これ、今の面積に掛けてやりますと、芦原中学校の場合は、16億1,900万円、それ

から、金津中学校の場合が、20億2,400万円とこういう数字になります。これ金津中学校と芦原中学校これも足してやりますと36億4,300万とですから、今程、言いましたように市長が昨年10月に出しました財政状況とは、丸岡南中学校の単価で計算してやりますと約5億、財源を圧縮できて、2つ中学校を新築できると、こういう計算になります。これは、あくまでも単純な計算ですが、そこで、市長あるいは、教育長にお尋ねしますが、今程、言いました、確かにあわら市だけじゃありません。今、日本は47都道府県ありますけれども、その中で財政にゆとりの持っているのは、東京都ぐらいです。他の46道府県は、どの自治体もそれなりに、厳しい財政状況にあります。そんな中で、今程、言いましたように、2つの中学校を残してやりたいと、どうせ残すならば、差を付けない、格差のない、新しい2つの中学校を残してやると、そういう観点から私、今、計算してみたんですけれども市長、あるいは、教育長、これに対して答弁ができたらお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 先程もお答えいたしまけども、先月の議会決定がありますので、それを超えるようなですね、ことに関しての答弁は、なかなか正直、難しいところがありますので、それを先ず、ご理解いただきたいと思います。今、例えば、丸岡南中学校の平米単価を基にして計算した場合、金津も芦原も両方改築しても返って安くなるのではないかと、というご指摘だと思います。確かに、そういうことが、実際問題として可能であれば経費的には、ご指摘のとおり下がるのかな、と思います。ただ、先程も申し上げましたように学校はどのようなコンセプトでどのようなレベルでどのような教育を施すための施設するのかというのは、それぞれ自治体の判断だろうというふうに思います。それからですね、今のようなご議論は、もう少し早い段階でですね、していただければ大変ありがたかったかな、というふうに思います。それともう一点、どのような規模の学校を今から整備するにしても合併特例債を利用しないとですね、これは、やっぱり、難しいと思います。これは、合併特例債の利用というのが前提になろうと思います。現段階におきましては、合併特例債の対象になる新市建設計画の中では、金津中学校は、改修、芦原中学校は、大規模改修というふうになっておりますし、つい先日、これを総務省の方にも届けたところでございますので、どうか、その辺は、ご理解いただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) もう時間が6分少々しかありませんので、後は、簡潔に物を言っていきたいと思います。今、市長もいみじくもこういう話はもう少し早く出してほしかったと、いや、私も出そうかなと思って考えていたんですよ。ですが、2校存続を最低限の目標とするためには、やっぱり、21人の議員の皆さんが一つにならないとだめだと、私があえてこういうやね、問題提起していきますとまとま

る話でもまとまらない方向に行ってしまうんじゃないかと、私は、そういう危惧を感じたもんですから、あえて出ませんでした。それで、理事者の皆さん、議員の皆さん、あるいは、傍聴者の皆さんも、よく聞いてください。あわら市民31,000人の市民の皆さん、平等なんです。平等の扱いをするのが当然なんです。ましてや、子供は将来のあわら市を背負って立ってくれるあわら市の宝物でございます。ですから、金津中学校は、改修だ、芦原中学校は、耐震診断の結果によっては、一部改築だなんて、こんな見識の狭い話は私は、やめていきたいと、今程言いましたように、同等な扱いをしてやる、平等な扱いをしてやると芦原中学校も改築する、金津中学校も改築する、これが、本当にこれからあわら市を背負って立ってくれる子供のために繋がるんじゃないかと、また、今、いい時に我々21名の議員は、いい時に議員をしております。何故かと言いますと、こんな、2つの中学校を建てるなんていうことは、40年先、50年先でも、おそろくない話ではないかと、それから、今、あわら市内の小学校の7つ小学校の耐震改修に13億6,000万円の予算計上をしております。ですけれども、皆さん、この前、市長もあるいは、理事者の皆さんも答弁しております。大規模改修、耐震改修をやっても20年ぐらいが限度なんですと、そうしますと、今、芦原中学校と金津中学校を建てなかったら、これは、永久に芦原中学校も金津中学校建たないと端的な比較になりますけれども、その時には、必ず、あわらにある7つの小学校、これは、もちろん、再編、統廃合でいくつなっているかわかりませんし、20年後の話をするのは、「穴田、お前、命がないぞ」と言われてもそれまでのことですけれども、今程、言いましたように議員冥利につきるんだと今、我々は、いい時期に議員をしてるんだとこういうプラス思考で考えるならば、私の発想も言うなれば、とてつもない、突飛もない発想じゃないと、私は、そうのうように確信しております。それと、今程、市長も言いました、平成25年の3月までは、合併特例債が使えます。財政状況見通しの中でも、94億200万円、市長は使いますよと、言うております。これは、通常債とは違うんです。今さら言うまでもないことなんですけれども、7割は、国から普通交付税として還元されてきます。ですから、このチャンスを逃したら、二度と永久に二つの中学校を立て替える、改築する、新築することは、できないと思います。ですから、今程、言いました、理事者の皆さん、議員の皆さん、大いに知恵を出しましょう。汗を掻きましょう。そして、子供が幸せになる、あわら市が発展して行く、活性化して行く、一つの源を私は是非、作ってみたいと、私は、こういう願いでもって今日は、一般質問に立ってみました。それでは、これで、私の一般質問を終わります。

議長（東川継央君） 暫時休憩します。

（午前10時57分）

笹原幸信君

(再開 午前 11 時 12 分)

議長(東川継央君) 議長 続きまして通告順に従い、2番 笹原幸信君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 通告順に従い、一般質問をいたします。質問は、2つございますので、1回目に2つとも質問をさせていただきます。まず、質問に入る前に、先程、同士の市政会の篠崎議員よりお話ありましたように中学校問題が何とか解決に向かって議決された、ということで、今までは、私は、中学問題、財政問題に固執して質問をしてまいりました。今回、そういうことで、通常の質問をさせていただきます。

まず、中高一貫教育に関してということで質問をさせていただきます。中高一貫教育校入学者選抜が金津高校において今年初めて実施され、今回の第一期生には芦原中より21人、金津中より25人の計46人の一貫コースを志願した生徒全員が合格したということでありました。合格した生徒のインタビューをテレビで見ましたが、はっきりした将来への目標を持っているためか、喜びにあふれ目を輝かせて質問に答えていたのが大変印象に残っております。このことが今回の一般質問に取り上げた理由であります。

金津高校は昭和58年設立され設置学科は普通科と情報処理科と経理科があります。歴史が比較的浅い高校ではありますが普通科は国立大学への進学も多く20年足らずで藤島、高志、武生高校の御三家に次ぐ進学校へと急成長したとホームページに出ておりました。これまで、金津高校の発展に寄与されました関係各位のご尽力に対して深く敬意を表する次第であります。

平成17年度からは、金津高校と金津中学校、芦原中学校との3校が「中高一貫教育実践校」として指定を受けました。このことを受け平成19年度から芦原中学、金津中学に3年生各1クラスの連携クラスが設置されました。

この福井型中高一貫教育、市町立中学校の連携クラスを県立高校の一部のクラスにスライドする制度が充実したものとなるように、3校の教職員と生徒たちが交流を図りつつ研究を進めているということでもあります。

この一貫教育の最大のメリットは、子供達の選択肢が増えたということと、一般の中学と違って進路選択が1年早くなり、将来の目標を早くたてることができ、将来大学進学を目指して金津高校へ入りたいという子供達を中学校の段階から指導するというのも大きな特徴であります。

今回連携クラスの子供たちは中学3年生時点から芦原中21人、金津中25人で各1クラス編成の小人数教育を受け、高校教員による学習指導も受けております。授業内容も通常クラスと比較すると選択の時間に、週に必須科目を前期で国語

1時間、数学2時間、英語1時間の計4時間、後期で国語1時間、数学2時間、英語2時間の計5時間、の授業を受けているとのことでした。

特に数学においては、中学から高校に上がった最初の時点で大きなギャップがありこの為に数学嫌いの子供ができるとのことで、このギャップをうめるため中学3年生の時点で高校の授業の先取りをした取り組みをし、抵抗なく高校の授業に入っていくように指導しているとのことでありました。

もうひとつのメリットは、例えば中学2年生の時は6クラスで編成されていたのが3年生になると連携クラスが1クラス増え計7クラスになるため連携以外のクラスに於いても少人数教育が実施でき、きめ細かい対応ができるとのことで、子供達全員に波及効果があるということでした。

次に、金津高校の方からみれば県の高校における1クラスの生徒数の基準は38人となっています。

20年度は藤島、高志高校とも38人の9クラス、丸岡、三国高校の普通科も38人の5クラスとなっています。一方金津高校においては今年4月に入学する連携クラスの生徒は46人ですので、1クラス23人の2クラス編成となり、県下でも最小人数でクラス編成されるため最高の教育環境になります。また、他の普通科のクラスも20年度は32人編成になるということで県の基準を大幅に下回っております。なお、現在のクラス編成は、各学年とも38人であるということでございます。

今年、連携クラスを選択した2期生の生徒は芦原中19人、金津中が26人となっております人数は横ばいということであります。

市長は議員の時は、中高一貫について消極的であったように思われますが、現時点では、どう思われているのかをお伺いしたいと思います。

西川知事は、少子化が進む中で県立高校の生徒数の適正な規模についての検討に着手する考えを表明し、高校教育問題協議会に諮問し年度内に答申を得る方針であります。県立高校の規模は、500人～1,000人が望ましいとなっていますが、500人を下回る高校もあり生徒数があまりに少なくなると、活性化が保てなくなる学校も出てくるという問題があるということで、30校ある県立高校の再編をにらんだ検討となるということが新聞に出ておりました。

幸いにも金津高校の生徒数は、19年度785人、20年度は744人の予定で500人を切ってはおりませんが普通科だけでみれば、500人強であり、伝統が短い面からみれば再編の波にもまれることも懸念されます。

そのことを鑑み県の推奨する中高一貫教育を選択したという経緯もあります。

あわら市唯一の大変、大事な高校を今後、維持してゆく方策をどのようにとられてゆくのかをお伺いしたい。最後に併設型つまり金津高校附属中学校構想については、今までは県へ要望をしてきましたが現在は要望をしていないと聞いております、どのようなお考えを持っておられるのかをお伺いをします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 笹原議員のご質問にお答えをいたします。あわら地域の中高一貫教育の取り組みについては、今ほど議員がご説明されたとおり先生方のご尽力もあって、各所で着実に成果が上がっているとお聞きをしております。

しかし、中学2年の12月時点での進路決定などに課題もあるようであります。

今後は、諸課題にも眼をそらすことなく、一步一步、実績を積み上げながら、当初の目的である「中等教育6年のつながり」、「芦原・金津の両中学間の交流及び両中学と金津高校間の交流」、「ゆとりを生かして自己実現」の目的達成のために、関係者が一層の努力をしていかなければならないと考えているところでございます。

次に、県立高校再編の中で、金津高校の現状と今後の方策についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、県教育委員会は、昨年12月11日に高校問題協議会に対して、「望ましい高校の規模と配置」、「社会ニーズに対応した職業系学科の在り方」、「定時制・通信制課程の在り方」の3点を諮問いたしました。実質的には、これをもって、県内30校ある県立高校の再編協議がスタートしたものであります。

私も、議員同様、伝統と歴史のある学校がそろった中での再編であり、金津高校にも影響を及ぼすものと考えています。

しかし、急激な高校再編などの教育改革は、地域はもとより、子どもたちを惑わすものであり、注意深く協議の進展を見ているところであります。

このような中で、あわら市にとって、金津高校は、なくてはならない学校であるとともに、さらに充実・発展させなければならないと考えております。

今後も金津高校育成会などを通して、支援するとともに、県にも当市の考え方について理解を求めて参りたいと考えております。議員各位におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、「併設型中高一貫教育への県に対する要望」については、昨年の12月定例会の一般質問においても答弁させていただきましたが、昨年度までは、市の要望として金津高校に併設中学校の設置を要望して参りました。

しかし、現在の県教育委員会では、中高一貫教育の成果を見守りたいというのが、基本的スタンスであると聞き及んでいます。

このような中、当市といたしましては、現行制度の成果を十分見守りながら、両中学校にとってさらに充実した中高一貫教育となるよう、今後も県と連携をしながら推進して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 2番、笹原幸信君。

2番（笹原幸信君） ただ今、お答えいただきました中で、中学2年の12月時での進路決定等、課題も見られるということでお答えをいただいたんですが、もう少し具体的に教育長、教えていただけないでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 笹原議員の再質問でございますが、12月の時点での進路選択に課題があるということでございます。この制度、子供達にとっては、初めてのことでございますので、まだ、十分に意識が高まっておらない、というふうなこともあるのではないかと考えております。中高一貫までの応募、出願までには、生徒や保護者の方への説明会を2回、進路希望調査を3回実施しておりますが、また、十分な進路指導を行っておりますが、何分にも、2年生の3学期で進路を決める、という話でございます。よそでは、一応、3学期の終わり頃から3年になって高校を目指して取り組むという形でそこら辺りにまだ、子供達の意識が高まってきてない。この選択の時期を幾分、少し遅らせたらいいのではいか、ということが課題として挙げられております。これらについては、協議会で検討して少しずつ改善しながら歩きながら、考えながら、進みたいというふうに思っておりますのでご理解をいただきと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 今、ご回答いただいたんですが、これは、出す方の意見ですね。受け入れ側の意見としましては、早くに進路を通常であれば3年生になってから、後半に判断をすると、しかし、受け入れ側から見れば、早く子供達が進路を選択して高校へ入ってもらう方がよろしいと、そういった、金津高校側のご意見は、そういうふうになっているわけです。ですから、指導されているというんですが、それを前倒しして指導されるということは、考えておられます。2年生の進路決定するまでにある程度の指導をしていくような方法は考えておられますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 現時点では、よその中学校よりも早めて進路指導、キャリア教育を芦原、金津、両校とも進めております。ですが、制度的には、初めてのことをやっていますし、そこら辺りがまだ、子供達が十分に期を熟していくというんですか、2年生の終わりくらい待てれば、もう3年生が卒業しますので、「さあ自分達はこれからだ」という意識になるかと思いますが、そこら辺りに多少ずれがあるということでございます。これにつきましては、高校側は早く定員を決めたい、中学校側は、できる限りもうちょっと3学期の後半でもいいんじゃないというようなこともございますので、そこら辺りが今後の課題を解決していく方法だというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 市長、すいません。先程、私の質問の中で同じ議員をしてました時に市長は、ちょっと消極的な感じということで質問させていただいたんですけ

ど、先程、お答えを聞いてますと、どうか漠然としてますんで、どういうふうな、お考えかもう一度聞かせていただけますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 確かに、議員時代にですね、中高一貫教育の動議には、私は、反対をしておりました。当時、中高一貫教育の導入に積極的に賛成される議員は、当時は、一人もいなかったように記憶をしております。それは、いろいろと懸念されることがありましたので反対をいたしました。ただ、これは、もう中高一貫教育は、導入をされました。数年たっております。私は、特に、義務教育の間というのは、子供達は、非常にデリケートな時期だと思います。従いまして、あまり急激なですね、教育システムの改正というのは、決して、子供には、よろしくないというふうに思っております。従いまして、逆に申し上げますと、仮に、中高一貫教育が良くないというふうに仮に考えていたとしても、それをもう一回、元に戻すというようなことは、これは、決してやるべきではないと、それは、子供達にとって良くないというふうに思っております。先程もお答えいたしましたように、導入された制度の中で先生方もいろいろとご努力をいただいております、結果的にですね、いろいろと良い効果も出ていますと、先程、笹原議員がご指摘になったような良い面もでているということですので、その辺をさらに発展をさせるようにですね、むしろ、今は、協力して支援をしていくべきだというふうに私は思っております。とにかく、あまり子供をいろんな制度を変えることによってですね、混乱させることだけは、これは、避けなければならないというふうに思っております。今程、教育長にご質問をされたことも私は、その一つだろうと思っております。と言いますのは、もともと、中高一貫教育というのは、中学3年と高校3年の6年間を通じてのそれぞれ一貫教育だということが眼目だと思います。しかし、そうなりますと、本来ならば、中学1年生の段階から中高一貫クラスにいるのが本来です。しかしながら、そうなりますと今程、問題になっておりましたように将来の進路決定をですね、小学校6年生でやらなければならない、この辺が非常に難しいだろうということもあって、あわら市としては、クラス編成は3年生からというふうにやったわけです。これは、中高一貫教育の持っている、やや懸念される点をなるべく解消しようという思惑があったんだろうというふうに思っております。従って、これ物の考え方ですけども、子供に進路決定をされることは、早い方が良いという考え方であれば、逆にあまり早いとこれは、ちょっと、子供にとっては、負担が多かろうという、両方の考え方は、あるかと思っております。その辺を学校とですね、中学校、高校とそれぞれ、調整しながら、検討しているというのが今の教育委員会の現状だろうというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 積極的なご回答ありがとうございました。それとですね、現在、

芦原、金津、大体、20、25人前後ですね、トータル45人ですけども、もし、希望者が増えた場合は、どう対処されますか。お答えいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 議員、お尋ねのですね、この志望生徒が増えてきた場合は、どうするんだ、ということですが、中高一貫クラスの定員につきましては、県立高校である金津高校と中高一貫入学者選抜要綱との関係がございますので、あわら市独自では困難な面がございます。ですが、あわら市の教育委員会といたしましては、これまで取り組んできた高校の学習内容の先取りをした中高のスムーズな接続等、中高一貫教育が生徒、保護者に受け入れられ、生徒の希望に添うことができるよう県との連携を深め、あわら地域の中高一貫教育がより充実するように取り組んでまいりたいと思っております。これは、連携でお願いしていく立場になるかと思っておりますので、今後、努力したいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) はい、分かりました。それとですね、金津高校に在学している子供さんの内、3割から4割が市内の子供で残り6割強が市外の子供さん達ですね、ですから、金津高校のレベルを上げるためには、市外の子供達のレベルも上げていかなければならないんじゃないかと、このことが、ひいては、金津高校の存続を不動のものにする。最たるとまでは行きませんが、ある程度の条件ではなかろうかなと、芦原、金津中学校の子供達は、金津高校へ行きたいのであれば、連携クラスへ入って、そのメリットを受けられるが、市外の子供達、私の子供も金津高校を出まして、森田地区から福井地区、福井、春江、坂井、交通の便が大変いいもんですから市外の子供達も沢山、金津高校に在籍をしますんで、その子らのレベルアップをしていかいけないじゃないかなという、学校へ入るまでにですね、ですから、私としては、市長、先程、言われましたように6年生でするのは、一貫をするというんですか、県立金津中学校を構想ですね、それについては、なかなか、難しいなとそういうふうなニュアンスでおっしゃられたと思うんですけど、先程も申しましたように、確かに今、入ったところですから、後、3年後にある程度の結果は、出ると思うんですが、ある程度の準備といえますかね、そういう点は、考えはされているんでしょうか。それと、連携は、併設型は、今の時点では、考えていないということですね。ちょっと、お答え願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長(橋本達也君)

市長(橋本達也君) 先程、中学3年と高校3年の6年間通じて一貫教育というふうに申し上げましたけれども、これは、併設型だから云々という意味では、決してありません。中高一貫教育は、本来、そういう形です。たまたま、1クラスだけを作ってるというのが福井県型ですし、その中でも3年生だけでクラス編成をするとい

うのは、これは、あわら型です。これは、全国的に見れば、極めて珍しいパターンだろうと思います。本来は、中学1年から高校3年までの6年間を一貫してやるのが一貫教育の本来の姿だという意味でありまして、決してこれは、連携型だとか、併設型だとか、というパターンの違いによることではありませんので、それは、先ず、ご理解いただきたいなというふうに思います。併設型のことにつきましては、先程も答弁いたしましたけれども実際のところですね、県としても併設型の導入ということは、事実上、どうも今のところは考えておられないようです。従いまして、この件につきましては、あわら市としてもこれ以上押し進めるつもりは、今、持っておりません。先程も、ちょっと、申し上げましたけれども、一旦、導入した制度はですね、やはり、ある程度、年月を経ってから変えるのであれば変えるというふうにしていかないと、わりと短い時間で制度そのものを変えていくということは、子供達に非常に私は、悪い影響を及ぼすと思います。これは、是非、避けなければならないという思いもありますので、そういうことも含んでひとつ、考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 中高一貫、質問は、以上で終わります。

次に市の木、花、鳥の制定についてということで質問をいたします。市ホームページを見ますと市の花、木、鳥の項目をクリックしますと現在の所、未定です、と表示され女性像がお詫びのお辞儀をしている動画が出てまいります。今まで、中学校問題でいろいろそちらの方へ目が向いてましたんで、なかなか、質問する余裕もございませんでしたんですけれども、延び延びになっておりましたが、今回質問をしようと思ったところですが、質問しようと思ったところですね、総務委員会資料に来る合併5周年を目途に制定を目指す、というふうに明記されておりました。

制定が若干遅かったかなとの思いがありますが、その一方、先程の私が言ったように心のゆとりが皆さん、出てきたのかなと、そういうような思いも持っております。坂井市は、平成18年3月に合併をしまして市民憲章等委員会が平成18年10月から市民から募集した市民憲章と花、木、鳥、の意見を元に平成19年2月28日に市長に答申をされ、ユリ、サクラ、カモメが決定されたとのことであります。

また、福井県は、スイセン、マツ、ツグミが県の指定になっておりまして、魚でカニとなっているんですが、カニとそういうふうに明記されおります。鯖江市は、ツツジ、サクラ、オシドリとなっております。総務常任委員会の資料を見ますと当市では総合振興計画の策定作業で検討を行ってきたが意見が集約するには至らなかったとのことですがなぜなのか、今後の制定の参考のためにお伺いしたいと思います。

また、制定が合併してもう5年目に入るわけですが、遅れたのにはなにか理由があるのでしょうか。また、制定のプロセスは、どういうふうに予定をされているのか。ということをお伺いしたいと思います。何はともあれ、制定しようという動きが出てき

たことは、大変、余裕も出てきて喜ばしいことであり、市民の皆様にも参加いただき制定して頂きたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 副市長、北島善雄君。

副市長(北島善雄君) 笹原議員のご質問に私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

市のシンボルとなります。花、木、鳥の制定につきましてでございますが、平成17年1月からスタートいたしました総合振興計画の策定作業に併せまして、同計画の策定のためのワーキンググループとなりました、4つの「まちづくり計画策定委員会専門部会」におきまして、その検討をお願いした経緯がございます。

公募によります市民委員と職員で形勢する専門部会では、両町のシンボルを参考に検討をお願いをいたしました。が、いずれの部会でも意見を集約するまでには至りませんでした。

その理由でございますけれども、当時は、各専門部会が、それぞれ、毎日のように総合振興計画の素案づくりのために、月に何度も会議を開き、深夜まで議論や検討を行っていたという時期でございます。シンボルの選定までに時間を割くということのようなことができなかったということ。あるいは、委員のみなさんからは、総合振興計画の策定に合わせるのではなく、合併3周年とか、あるいは、合併5周年とかいった記念の節目に、こうしたシンボルを制定すべきではないか、というようなご意見もあったと伺っております。

また、平成18年の4月の総合振興計画策定の前に実施いたしましたパブリックコメントにおきましても、市民憲章とシンボルの制定に関する意見が寄せられまして、これに対し、市として「市民のみなさんのご意見を聴きながら、市制施行5周年などの節目の年に制定をいたしたい」というような回答をいたしているところでございます。こうした経緯を経まして、今回、合併5周年に向け取り組むものでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、制定のためのプロセスにつきましてでございますが、先にお配りいたしました総務常任委員会資料にお示ししてあるとおり、第1段階といたしましては、本年6月末を目標に、市民の皆さんから市民憲章に使いたいキーワードや、花、木、鳥の案を募集したいと考えております。

あわら市は、合併後4年あまりを経過をいたしまして、市民の皆様の「あわら市民」としての一体感は、合併後1年とは比べものにならないほど強固なものになっております。このため、今回の募集に際しては、多くの市民の皆さんからの、旧町単位の枠にとらわれない、あわら市全体をグローバル的に見た形でのアイデアやご意見が多数寄せられるものと期待をいたしているところでございます。

市民の皆さんからこうして寄せられましたキーワードや案を現在、自治基本条例の検討作業をいただいております「自治基本条例を考えるあわら市民会議」の

皆さんに、その調整をお願いをいたしたいというふうに現在は、考えております。

市民会議におきます、作業は今年10月頃を目途に終了していただきまして、取りまとめていただきました市民憲章とシンボルの案につきまして、本年末にパブリックコメント手続を実施し、寄せられたご意見等を参考に最終案を決定したいと考えているところでございます。

以上、制定までのプロセスについて申し上げましたが、いずれにいたしましても、市民憲章や花、木、鳥などのシンボルは、あわら市民が、これから一つになってまちづくりに取り組んでいくための目標であり、心のよりどころとなるものではないかと考えます。

市民の皆さんからお寄せいただいたご意見、あるいは、アイデアをもとに、わかりやすく、かつ、親しみやすいものを制定できるように努めて参りたいと考えております。

ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 今程、副市長がおっしゃられましたように、現在は、いろいろ選挙の後でぎくしゃくした関係も市民の間ではございますが、副市長がおっしゃられたように、これから、一つになって街づくりに取り組んでいくための目標、ということで市民の皆さんからいろんなアイデア等、ご意見を伺いながら、立派な、すばらしい、市の鳥、花、木、これの制定をしていただきたいなど、そういうふうに思います。

以上で終わります。

向山信博君

議長(東川継央君) 続きまして通告順に従い、8番、向山信博君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 8番、向山信博君。

8番(向山信博君) 8番、市政会、向山、一般質問を行います。その前に、一言、申し上げたいと思います。アメリカのサブプライム住宅ローンの影響による株価化の暴落や原油価格の高騰により景気の方もますます、不透明になって来ると言わざるを得ません。また、国会の空転が続いております。捻じれ現象により、いくつもの法案が先送りをしております。国民にとっては、大変、迷惑で不幸なことであるというふうに思います。しかしながら、我々、国民のもっとも、最近では、関心のあった揮発油税の暫定税率維持を盛り込んだ税制改革法案も衆議院を通過をいたしました。これは、参議院送付後、30日で自然成立をするというため、年度内成立が確定をしたということでございます。これを、修正をすべく、空転は、最悪でまだ、続いております。こういうことでの、審議拒否であるというふうにあると

思います。一方、あわら市においては、臨時議会が2月21日、召集をされ、2年余りに及ぶ中学校整備問題については、2校改修での存続ということで一定の結論を見ました。しかしながら、この臨時議会の召集について、市長に申し上げておきたいというふうに思います。この召集は、市長の一方的な召集でありました。大きな権限を持つ市長の権利だからだといって、あまりにも、強権であるというふうに言わざるをえません。法的には、召集と開催については、議会と理事者側に双方の権利があるからです。従って、全国どこにおいても、議会の召集、開催については、お互いに確認の上、理解をした上での召集、開催というふうに聞いておりました、これがまた、現実でございます。市長は、議員時代に前市長に議会軽視だとかいう発言を何回か私は聞いております。従って、このようなことが、あるとは、私には到底、創造もできませんでした。私は、このようなことが2度あってはならないと思います。議会と理事者がお互い車の両輪であるならば、このあわら市をより良くひっぱりつづけていかなければならないというふうに考えます。また、我々、議員も自分の信念や思いを懐にし入れしながら市民の皆様方の思いを反映するために議会活動を進めなければならないというふうに強く思っているからでございます。市長におかれましても行政の牽引者として車が真っ直ぐ進むような舵取りをお願いを申し上げたいと思います。さて、前置きは、これぐらいにいたしまして、本題に入りたいと思います。

一つめ質問でございます。金津中学校のスクールバスの運行導入についてお伺いしたいと思います。現在、金津中の生徒の通学は、保護者の方の送り迎え、そしてまた、公共交通機関の利用でございます。ただ、公共交通機関の利用の場合は、徒歩と自転車との併用であります。今後、公共交通機関の廃止も聞いております。また、通学の安心、安全、保護者の負担の軽減のためにも、是非、運行導入をお願いしたいと思いますが、また、今現在、運行しております、利用度の低いコミュニティバスとの連携も考えたらいかかかなと思います。理事者の考えをお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 向山議員のご質問にお答えをいたします。現在、芦原中学校では、スクールバスを運行しており、金津中学校では、公共交通機関を利用する生徒に対して、通学補助制度を設け、それぞれ通学の足を確保しております。

この通学補助制度は、現在の金津中学校創設の昭和39年より続いているものであり、これまで、公共交通機関の存続に大いに寄与してきたものでございます。

また、この補助制度につきましては、平成19年度12月現在、利用該当者215人に対し、90人の利用となっており、大半の生徒は、保護者による送迎通学となっているのが現状でございます。

保護者の送迎の理由としては、バス停までの安全性やバスの時間調整などが挙げられます。

しかし、学校の登下校は、保護者に頼ることなく、生徒自らの足で通学することが基本でございます。

今後は、生徒の登下校時間に合わせたコミュニティバスの運行など、公共交通機関と連携を十分に配慮しながら、通学体制を整備して参りたいと考えております。

次に、金津中学校のスクールバスの導入予定についてのご質問でございますが、議員もご存知のように、現在、バス利用による金津中学校の生徒の登下校につきましては、コミュニティバス南ルート1号線の運行の中で対応させていただいております。

しかしながら、篠崎議員への答弁の中でも申し上げましたように、劔岳地区を運行している生活路線バスも廃止になる可能性が出ております。この廃止に係る代替措置といたしましては、スクールバスの運行や、先程、申し上げましたようなコミュニティバスの運行体制の見直しなどにより、生徒が安全・安心に通学できるよう検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、質問項目には、ございませんでしたが、質問の当初に去る2月21日の臨時議会召集、告示についてお叱りをいただきました。ただ今、理事者の発言時間には、制限がございませんので、あえて、この際、経緯を申し上げさせていただきたいと思っております。先日の臨時議会の閉会のご挨拶の中でも議長からそのようなご指摘をいただきましたけれどもあえて、その際に私の方からその経緯を申し上げることは差し控えをさせていただきましたが、今、この本会議場でおきまして、向山議員の方からそのようなご指摘が再度なされましたのであえて、申し上げさせていただきたいと思っております。この件につきましては、昨年12月議会で否決をされました時にも多くの議員から年が明けてなるべく早く臨時会を開いてはどうかというご意見は、従来からいただいております。そのことで、私も意を強くいたしておりますし、解決についての明かりを見出していたところでございます。なるべく、早く、この件につきましては、例えば、全員協議会等をお開きいただいでご議論いただきたいというふうに思っておりますが、その後、議会の方として、全議員の意見を集約をするという場の設定はございませんでした。私が、臨時議会召集の意向、打診を最初に行ったのは、1月21日でした。当時の議長からは、まだ、それは時期尚早であろうというようなお話がございまして、その時の1月の臨時議会での議案提案も私は、控えさせていただきました。その後、正副議長が交代をされました。何度か臨時会召集の水面化でのお願いをさせていただいたと記憶いたしております。しかし、残念ながらその時も時期尚早であるというご回答であったと思っております。その間、なんとか、2月中旬までには、議会召集をさせていただきたいということは、議会運営委員会、全員協議会、あるいは、定例記者会見、さらには、市の区長会の総会でも私は、お願いをしてまいりました。なんとか、早めの臨時議会召集をお願いしたかったわけですが、残念ながら、正副議長の方からお許しが得られないままに2月14日の全員協議会を迎えたというふうに記憶をいたしております。そして、2月14日の全員協議会の場でも全員協議会が終わってから、そ

の日の午後には、議会召集の決断をさせていただきたいというご挨拶をさせていただいて全協の部屋を退出をさせていただきました。その日の12時半くらいでしたか、正副議長が来られまして、全員協議会での議論内容を私にお伝えをいただきました。一つの新しい提案も確かあったと思います。私は、「その提案も踏まえながら今日中に議会召集の決断をさせていただきたいと思います。」というふうに申し上げたと思います。その後、正副議長は、議長会の会合で小浜市の方へ行かれたと記憶しております。夕方、幹部職員を集めまして、臨時議会召集について、協議をいたしました。その結果、臨時議会を召集をさせていただこうというふうに決定をいたしました。ただ、議会の方としてのご都合もあろうかと思しますので、こちらとしては、21日を考えておりましたが、1日、2日の変更はですね、議会と協議をした上で決定をしようというふうにその場で決めました。確か、これは、議会事務局を通じてだったとは思いますが小浜におられた正副議長に連絡をさせていただいたと思います。その返答が私のところに来たのが当日の5時すぎだったと思います。21日でも22日でもどちらでもよろしいという返答を議長からいただいたという連絡を受けまして、私としては、21日に召集告示をその場でさせていただいた次第であります。私もできれば、議会と共に臨時議会の召集は合意のもとでやりたかったことは、もちろんでございます。しかしながら、私としては、時間的な制約がある、なるべく早く、子供達を安全な学校へ入れてやりたいという多くの市民の思いを考えれば、大変、やむにやまれず、これは、臨時議会を召集をさせていただいたという経緯がございますので、その点は、ご理解、賜りたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 8番、向山信博君。

8番(向山信博君) 今程の市長のお話につきましては、コメントを避けたいと思いますし、私といたしましては、何も思いはございません。とにかく、両輪がしっかりと前を向いて真っ直ぐにあわら市をリードしていきたいという思いからでございますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。先程のスクールバスの件でございますけれども、先程、回答にありましたように、利用も少ないと言いますか、公共交通をですね、使う方よりも保護者、もしくは、家族の送り迎えが多いという話を聞いてますので、この導入といいますが、考える際には、是非、例えば、生徒、そして、保護者のアンケート等も取った方がいいのではないかというふうに思いますが、この点については、いかがお考えですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長(平田幸一君)

教育部長(平田幸一君) 向山議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思します。確かに、現在、通学補助制度を利用しております、金津中学校生徒につきましては、先程、市長も答弁されていたとおり、42%と低い率になっております。この原因につきましてもバス停までの安全性、また、バスの時間調整等々が考えられるわけございまして、今後、生活路線バスの廃止とかも出てきておりますので通

学体制の整備する中におきましては、ただ今、向山議員、ご指摘のとおり、保護者のアンケートまたは、家族のアンケート等も視野に入れながら保護者等々の意見を十分、聞きながらコミュニティバスの運行体系の見直し等々を含めまして生徒の通学体制を検討したいと考えておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

市長(橋本達也君) もう少し、今の点につきまして具体的に答弁をさせていただきたいと思えます。向山議員がご心配をされているのは、今、国道8号線がありますので、あそこを渡ってですね、バスに乗らなければならないというような子供達の状況ということをお大変、ご心配されているのではないかなと思えます。私ども、それは、非常に心配をいたしておきまして、何とかその解消に向けて努力をしなければならぬというふうにお思っております。先程来、申し上げますように路線バスがどうも廃止の方向にございますので、この対応もコミュニティバスでなければならぬと思えます。その時に今、向山議員がご心配になっているような子供達の安全のためには、どのようなルートで、あるいはどのような時間帯で、運行させるのがいいのかというようなことを十分、これは、検討させていただきまして、今年度9月いっぱいまでには結論を出さなければならぬというふうになっておりますのでこれは、鋭意努力をさせていただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 8番、向山信博君。

8番(向山信博君) 今程は、市長の意味深い答弁をいただきましてありがとうございます。それでは、2つ目の質問に入ります。坪江地区の下水道管の布設工事でございますけれども、私の認識不足でございましたけれど、残りは坪江地区だけかなと思ったんですが、旧芦原町の一部にもございました。これらの地域の今後の工事の予定をお聞きしたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

市長(橋本達也君) お答えをいたします。坪江地区の下水道整備につきましては、整備計画に基づき平成19年度までに御簾尾区及び北野区は区の全域を、北区、東田中区及び中川区においては松竜団地を除きほぼ全域を整備し、その都度、供用開始を行っているところであります。

平成20年度におきましては、中川区、東田中区の残り及び前谷区の面整備を行うとともに、次郎丸区方面の測量及び一部実施設計を行う計画であります。

その後の計画であります、上野区及び南部地区は引き続き面整備を進めていきたいと考えております。

しかしながら、北部地区の牛ノ谷区、畝市野々区及び名泉郷区につきましては、現在、認可区域に入っていないことから、平成22年度の認可変更時の区域編入に向け検討して参りたいと考えております。

また、笹岡区、熊坂区及び下金屋区につきましては、流入先を矢地ポンプ場とし

下水道管を国道8号バイパスに埋設する計画となっておりますが、現在のバイパス工事の進捗状況を考えますと、着工の見通しが立たない状況にあります

このようなことから、先程、申し上げました平成22年度の認可変更にあわせ、コスト面や流入先の変更などを含め、解決策の検討をして参りたいと考えております。なお、解決策や着工の見通しができましたら、ご報告したいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 8番、向山信博君。

8番(向山信博君) 質問を終わりますけれども、今の下水道工事につきましては、坂井市がですね、大幅な見直しと聞いておりますし、また、今程、市長がおっしゃれた認可の問題もあります。しかしながら、私としては、どれ一つ取っても周辺部、中心部との格差、そしてまた、この下水道問題につきましては、環境保全の問題もございます。従ってですね、早急に市として、一生懸命、取り組んでいただきたいなというふうに思います。また、スクールバス運行導入につきましても先程、市長からありがたいお言葉をいただきました。とにかく、子供達の通学の安心、安全のためにも、あってはならないことが起きたら困りますのでよろしく願いを申し上げまして私の一般質問を終わりたいと思います。

議長(東川継央君) 暫時休憩いたします。

なお、午後1時15分より再開いたします。

(午後12時11分)

議長(東川継央君) 再開いたします。

(午後1時16分)

宮崎 修君

議長(東川継央君) 続きまして、通告順に従い、15番、宮崎 修君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) 通告のとおり、早速、質問に入らせていただきます。

今回、質問させていただきます、空き店舗や無人家屋等の総点検をする考えはないか、ということでございます。12月議会で質問させていただいた、人、企業の誘致また、寄付による投票条例ということの続きと関連しておりますので内容が少しずれるところもあるかもしれませんが、お汲み取りいただきしたいと思います。

あわら市の現状でございますけれども、空き店舗、空き家そういうものをですね、しっかりと把握して上であわら市の将来の街づくりの一端になればと思ひまして質問をさせていただきます。

空き部屋や廃屋、無人家屋というのは、火災予防の観点からまた、防犯上の必要な措置として当然、現状把握はされておられるものと思います。現在、把握されていることがらには、何なのか、わかればお伺いしたいと思います。例えば、管理者、家主が誰であるのか、その物件は、きちんと施錠、窓ガラスが割れていないか、破損していないかどうか、ゴミの放置等はないか、そういう管理をされておられるかどうか、また、人、不審者等です。不審者や子供等出入りはないか、周辺に可燃物はおかれていないか、要注意物件等は、前回の時と変わっているところはないか等、把握はされておられるかどうか、まず、お伺いをいたします。

なお、一定規模の建物については、消防法に従って査察とか、立ち入り検査ができることになっておりますけれども実際、廃ビルの立ち入り検査、数年も経っておりますと何があるかわかりませんので、そういう検査は、されたことがあるのかどうか、お伺いをいたします。もう全部行きます。全国的に不法投棄が後を絶たない中で産業廃棄物等の格好の場所というのは、放置されている、廃屋、無人家屋でございます。現実にあわら市においても起こっているのございます。このことについても、対応はどのようになっておられるのか、お伺いをいたします。

次に、教育面での視点でお伺いをいたします。確かに、個人の財産ということで、いろいろとデリケートな問題もござますし、難しいことは、理解しております。

その中で子供による、通学路の安全マップ、これは、児童・生徒の通学路周辺の危険箇所、特に空き家、無人家屋についてでありますけれども子供達の目線で治安や特に風紀の状況はどうなのか、ということを確認されておられるのかお伺いをいたします。また、児童・生徒に対して注意や指導は、どのようにされておられるのかお伺いをいたします。少年時代というのは、冒険心が旺盛であります。私も恥ずかしいことですがけれども子供のころは、隠れ家や秘密基地みたいな感覚で廃屋といえますか、空き家で遊んだ思い出がございます。何とも、もどかしい思いもあるのですけれども、法律的にいけないことなんだという、はっきりとした理由で対応していくことが大切なことではないかと思えます。残念ながら、今は、危険が非常に多く、大問題になりかねない状況であります。また、他の県では、空きビルや空き店舗で子供達を巻き込んだ凶悪事件も発生しております。詳しくは、述べることはできませんけれども、また、いつのまにか、空き家、空きビル等にホームレスが住み着いている等、決してよそごとではございません。特にあわら市というのは、観光地でもございます。県外からも多くの方が動いております。

すばらしい、マップもできたことですので、その運用をしっかりと指導していただきたいと思います。この、マップの運用に対しての指導は、どのような指導をされておられるのかお伺いをいたします。

次に、商業関係からの視点でお伺いをいたします。近年、ライフスタイルの変化や交通網の整備、及び大型店の郊外出店等により、数年前から、人でも販売額も現象傾向にあります。今、あわら市にある2つの商店街も例外ではなく、空き店舗が目立ち空き店舗の増加は、商店街そのものの魅力の低下に繋がり、それがまた、商

店街に足を運ぶ人の減少に拍車をかけるという悪循環になっております。空き店舗対策という言葉を目にしたのは、ずいぶん昔のように思います。これまでに、どんな事業に取り組んできたのか、されてこられたのか、お伺いをいたします。また、現在は、どんな施策に取り組んでおられるのか、お伺いをいたします。それぞれ、効果はあったのかどうか、中心市街地の活性化といっても、空き店舗対策といっても高齢化のうえに後継者不足、また、商売がなりたたないので、別の仕事をしている開店休業等の問題があるなかで、どこの市町村の取り組みも効果は薄く、厳しい現状でございます。そこで、私は、まず、空き店舗や無人家屋等の総点検をすることが商店街対策の土台となると思いますので、是非、実行をしていただきたいと思っておりますけれども、市長のご所見をお伺いいたします。

最近、コンパクトシティという言葉をよく耳にいたします。私は、コンパクトシティ、イコール、生活街と捉えておりました総点検をしたうえで空き店舗、空き家をマイナスと捉えるのではなくて、貴重な、一つの資源と捉えることが大切ではないか、いかに活用するか、当然、相手のあることです。そこは、総点検をしてここは、お貸ししますよ、ここは、立て替えますよ、ここは、壊すんですよ、壊したら駐車場にいたしますよと、いろんな、そういう、調査、検討をしていただくということがいかに活用するかを調査、検討する、商店街にそうしたら人を呼び込むことができるか、という視点で商業施設だけではなく、子育て施設、高齢者対応施策等の入店を考え、特に、若者が行き来するような生活街としてのあわら市の街づくりを目指すべきではないかと考えております。将来のビジョンに向け官民、特に、商店街、店主の協力が大いに必要で協働の取り組みをしていくことが、まず、一歩前に進んでいくことだと思っておりますので、是非とも、空き店舗、空き家への総点検を実施していただきたい、このように、考えております。

これで、一応、一旦質問を切ります。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 宮崎議員のご質問にお答えをいたします。空き店舗や無人家屋などの総点検の実施についてとのことでありますが、はじめに防災上の観点から申し上げます。

あわら市は、坂井市とともに嶺北消防組合で消防事務を処理いたしております。消防法上、一定の要件に該当する建物等については、防火対象物として、組合の火災予防条例により、これらの供用を開始する場合に届出をすることになっております。このため、管内においてこれらの防火対象物が休業や廃業などをした場合であっても、1年から3年に1回以上の頻度で立ち入り検査を実施し、状況の把握と指導を行っております。

組合によりますと、市内では16箇所の施設を確認しており、管理人が不明でまったくの放置状態になっているものは1施設のみであるとのことであります。

なお、一般住宅につきましては、消防法では、「関係者の承諾を得た場合又は火

災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合」でなければ、立ち入ることができず、詳しい調査等を行っていないのが現状であります。

ただし、付近住民から通報があった場合や、現場を確認の上、火災予防の観点から必要であると判断した場合は、管理者や地元の区長さんに施錠や安全の確認等をお願いしているとのことであります。

次に観光商工の立場からみた空き店舗対策であります。ご指摘のとおり、商店街では経営の低迷に加え、経営者の高齢化や後継者不足などから休業や廃業をする店舗が増える傾向にあります。

その要因として、JR芦原温泉駅周辺では、モーターリゼーションの進展により、市民の生活環境が県道などの主要道路を中心とする市街地に移行したことが考えられます。

一方、あわら湯のまち駅周辺は、景気の低迷とともに、観光客や温泉旅館の利用客が減少し、商店街の賑わいが衰退していることが考えられ、それぞれの市街地でその要因も違っているのが現状であります。

このような状況の中、空き店舗対策には、商店街の賑わいと活性化が欠かせないものと考えており、JR駅周辺と湯のまち駅周辺を中心とする2つの市街地の活性化対策として、駅前周辺整備事業や創生塾による地域ブランド事業などが実施されているところであります。

このほか、商工会を中心として、空き店舗の情報収集や経営指導など、商店街の活性化や賑わいの創出に向けた取り組みが併行して行われております。

さらには、地域再生マネージャー事業の展開として、市民活動グループが空き店舗を活用し、地域資源を生かした情報発信やコミュニティビジネス化に向けた取り組みが進められております。

また、地域再生マネージャー事業が、平成19年度で終了することから、この事業で芽生えて来た、賑わい創出の様々な活動を育成し支援するため、市街地活性化の促進を図る新たな事業として、「市民コミュニティ活性化事業」を実施したいと考えており、当初予算において、その所要額をお願いしているところであります。

言うまでもなく、空き店舗対策には空き店舗そのものへの対応だけではなく、これから休業や廃業の可能性がある店舗への支援も必要ではないかと判断しております。

今後は、空き店舗の現状のみならず、高齢化や後継者不足など、さらに踏み込んだ調査と研究を重ねると同時に、積極的に取り組む団体等への支援策につきましても、対応して参りたいと考えていますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

一方、集落地域における空き家の状況につきましては、一部についてその情報を得てはいるものの、市全体を把握するには至っておりません。

情報を把握しているものにつきましては、福井県が主宰する「福井県空き家情報バンク」に登録し、定住や2地域居住など県内外の転入希望者に対し、その情報を

公開しておりますが、宅地建物取引業法に基づく民業圧迫を回避するため、情報の提供のみにとどめているのが現状であります。この空き家情報に対する取り組みは、県内いずれの市町もほぼ同様となっております。

議員ご指摘のように、空き家対策は、市の活力を維持するためにも、取り組んでいかなければならない重要な課題であり、ご提案いただきましたように、まちづくり活動に最大限に活用できれば、これほど望ましいことはありません。

しかしながら、一方で、所有権を個人に留保したままの物件を活用するということから、個人の財産権とも関連し、非常にデリケートな部分があることも事実でございます。

今後は、こうした権利関係について調査研究を進めるとともに、行政と民間の役割分担についても念頭に置きながら、空き家対策に取り組んで参りたいと考えております。

なお、教育面での取り組みにつきましては、教育長が答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 宮崎議員の教育面にお答えいたします。通学路における児童生徒の安全・安心確保のためのマップにつきましては、金津中学校では、マップそのものは作成しておりませんが、生徒集会等の際に、個々の通学路における危険箇所等の指導を行っているほか、その他の各小中学校におきましては、マップの作成をしております。

昨今は、登下校時の児童・生徒の安全を脅かす事件が発生するなど、まことに憂慮すべき状況にあり、福井県内におきましても、いわゆる、「声かけ」や「つきまとい」などの不審者による被害も発生しております。

市教育委員会いたしましても、愛護センターによる巡回活動をはじめ、各学校の指導主事や警察を交えての情報交換会などを行い、無人家屋に対する注意・指導を含めて、随時、各学校に対して注意喚起の指導を行っているところであります。

また、各学校におきましては、保護者、見守り隊など、地域住民の皆様のご協力をいただきながら、通学時の安全・安心確保に努めるとともに、防犯・防災の観点から、児童・生徒に対して、防犯に対する意識高揚や、自ら危険を回避する安全対応能力を高める指導等も実施しております。

なお、こうした取り組みもあって、最近では、社団法人 日本損害保険協会主催の「ぼうさい探検隊マップコンクール」において、平成17年度に北潟小学校が文部科学大臣賞を、本年度は細呂木小学校が消防庁長官賞を受賞しております。いずれにいたしましても、児童・生徒の安全確保のためには、学校、保護者、地域、行政が一体となった活動が不可欠であり、今後とも皆様のご協力をいただきながら、児童・生徒の安全・安心確保に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) 一点目の件で、1点だけお聞きしときます。この、産業廃棄物等の不法投棄でございますけれども、何故、この防ぐことができなかつたのか、これは、不可抗力とっておられるのか、それとも、事件、事故の可能性があれば、起こってからではなくて、抑止策をこうじることがその地域住民の安心、安全を守ることだと思っておりますけれども市長のご所見をお伺いします。

議長(東川継央君) 理事者答弁は。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部理事、石田喜一君。

市民福祉部理事(石田喜一君) 宮崎議員の再度のご質問のなかでいわゆる産業廃棄物の不法投棄のことでございますけれども、ちょっと、場所的にどこを指しているのかわかりませんので。

15番(宮崎 修君) 榛ノ木原

市民福祉部理事(石田喜一君) この、榛ノ木原のこの不法投棄につきましては、裁判所でも競売にかけられておりまして、一応、いわゆる、管理者といいますか、弁護士さんからの競売かけておりますけど、現在のところ所有権が競売がないということで、いわゆる、所有者としての確定ができないということで、現在が弁護士の管財のなかでの管理をさせていただいているとのなかで、今後、この件について、教育厚生委員会でも説明させていただいたんですけど不法投棄、いわゆる、行政と地元と県と三者一体でそれを処分していきたいということでございますので、今後、それに向けて3月の中旬頃に撤去するという形でこれが起きた原因につきましては、当然、今の所有者である旧藤田組が破産したということが大きな原因だと思いますのでこれについては、今後は、そういうことがないように検討し、市と一体となってそういう不法投棄に万全を期して取り組んでいきたいと思っておりますのでご理解をよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) なかなか、納得しがたいところでございますけれども、とにかく、保健所が先に見つけるまで、全然、気が付かないというこの体制、これは、北潟の時でも同じですけれども、しっかり、やっぱり、職員は、市内を車で走り回る事が多いですので、しっかり、本当にこの空き家というのは、把握をしていないと、とんでもないことになりますので注意を喚起しておきます。2番目のところでは、このマップのなかにですね、当然、子供110番の家というのも入っていると思っておりますけれども、しっかり子供達、すばらしいマップを作られたわけです。作るのが目的なのか、それとも、それをきちんと運用して価値あるものにしていくことがやはり大事だと思いますので、現在、その今、子供110番の家というのは、校区ごとに何件あるのか、お伺いをいたします。それと、その内、機能していない、110番の家とい

うのは、あるか、ないのか。あれば、その数も教えていただきたいと思います。
以上。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育総務部長、平田幸一君。

教育総務部長(平田幸一君) 質問にお答えをいたします。子供達が登下校などに不審者から「声かけ」また、「ちかん行為」、「つきまとい行為」等の被害を防ぐために、平成17年度に子供110番の家というのを設置をしております。現在、芦原小学校校区におきましては、72箇所、北潟校区で23箇所、波松校区で14箇所、新郷校区で17箇所、本荘校区で18箇所と芦原地区におきましては、144箇所、また、金津地区におきましては、金津小学校校区で107箇所、細呂木校区で24箇所、伊井校区で16箇所、吉崎校区で30箇所と計209箇所が金津地区の方で設置されておまして合計353個、設置しているところでございます。また、これまでに、この家を利用するといいますか、そこに駆け込んだり、子供さんが相談を受けたことにつきましては、学校または、警察、愛護センターには、連絡が入ってございません。これ、19年度でございますけれども、以上ような状況でございます。また、これらの、110番の家の機能がしてない所があるのではないかと、いうご質問でございますけれども、この110番の家の設置をお願いいたしました、一般家庭、商店、また、事業所等の方には、子供達が相談、駆け込んだときの、それに伴う対処するため、いろんな、想定をしたマニュアルを配布してございます。そういう意味におきまして、設置してある家庭、事業所等におきましては、これは、十分、理解をしているのではなかろうかと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) 今、駆け込みはない、ということでございます。何も無いということは、いつのまにか、何も無い、何も必要ない、ということに繋がってくる可能性もあります。まして、こういう危機感というの薄れていくと思ひますので、子供のなかには、特に小さい子供は、トイレに行きたくてもその辺です、しかし、大きいものになるとなかなかそうもいかない、とうことで、本当は、駆け込みたい、そうやけど、一回も行ったことないということ、結局、家までもがいて帰って漏らしてしまったということも聞いておりますし、このせつかく、110番の家というのを市民の協力のもとお願いしておるのでございますからできれば、不審者がいた、または、友達がちょっとけがをしたと想定のもとでね、やっぱり、この年に数回は、110番の家に立ち寄って家の人の顔をみたり、話をしたりすることが、やはり、大事なのではないかなと、ただ、作ればそれでもう終わりというもんじゃないんです。物事というのは、すべて、後々、ずうっと繋ぐことが大事ですので、とにかく、そういう、想定をした取り組みを、是非、ひとつ、取り組んでいただきたいとこのように思ひますけれども、お考えをお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育総務部長、平田幸一君。

教育総務部長(平田幸一君) ただ今、宮崎議員の質問でございますけれども、確かにそういう形で子供が入っていいというような形もございます。しかし、同時に今、やっております、「子供安心3万人作戦」といたしまして、あわら地区におきましては、236人、また、金津地区におきましては、460人の登録をしていただきましてその地域の危険個所を調査すると共に見守り活動、例えば、帰りの送り迎え、声かけ運動、等々を行っております、それに踏まえまして、この子供110番の家の確認等々も指導していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) 是非、一つ、しっかりと調査をしていただいて前向きな取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、全体的なことになるかもしれませんが、特に観光面です、別の視点から見た場合、昨年、市議会議員の会合がございまして、あちこち、いろんな、創作の森とかですね、いろんな施設をバスで周りまして。その時に、よその市の議員がですね、観光の街というわりには、非常に荒れているな、きたないな、という印象をいろんな形で耳にいたしました。何故かそれは、廃屋なんですね、廃屋。もう見るからに、もう崩れている、そのままが、ずっと私の記憶では、数年そのまま、これが、観光あわらのなかに、目立つところにある、そういうことから考えますと、本当に残念ながら、この景観を損ねている廃屋が目につきまして、今後ですね、あわら市景観条例の作成もですね、視野に入れてといいますか、必要になってくると思ひますので、是非、ひとつ、そういう取り組みも頭においてひとつこの空き家対策といいますかね、そういうのをひとつよろしく取り組んでいただきたい、このように思ひます。それを要望いたしまして、次の質問に入りたいと思ひます。

2点目に入ります。金津雲雀ヶ丘寮の民営化問題についてでございます。

福祉の仕事というのは、本当によく3Kとも言われますけれども、本当に厳しい、きつい仕事でございます。そういう、特殊な大変な仕事、それに携わっている職員というのは、どちらかといえば、女性がほとんどでございます。そういう人に対してですね、とにかく、今、金津雲雀ヶ丘寮は、数年前から6、7年前からこの民営化という言葉だけが行き来してですね、施設の中は、正職員と嘱託職員の格差の問題でなかにしっかり、いろんな技術を身に付けて一生懸命働いておられる職員が自分の能力を十二分に発揮することもなく、うだうだとやっておられる様は、これは、市長は、認識をされておられるのか、それとも、どういう思いでおられるのか、お聞きをいたします。それと、もう1点、民営化に対する市長の考え、改めてはっきりとしたお考えもお聞きしておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えいたします。まず、民営化に対する私の考えをとのことでございますが、現在のように、介護保険制度の改正が頻繁に行われるような中にあることは、事務事業遂行の迅速な対応と柔軟性が求められております。

また、福祉行政への多様化するニーズに迅速かつ的確に応える必要があり、これらに対応するには、民営で行う方がすばやい意思決定が可能であります。さらには、民営化による経営感覚の向上により、安定した効率的な運営ができるものと考えております。

次に、民営化の形態について申し上げます。既存の特別養護老人ホーム及び現在建設中の増床施設は、建設費に国庫補助金及び起債を充当している市の施設であること。また、敷地の大部分は県有地であり、今後も無償貸与してもらうこと。さらには、養護施設は、福祉行政の遂行上残すべきであること。などを考え合わせますと、金津雲雀ヶ丘寮は市の施設として、指定管理者を選定し、管理運営を任せる公設民営化で行いたいと考えております。ご理解を賜りますようお願いいたします。

2点目の、職員の現状と改善策とのことではありますが、議員も先日の職員との懇談会で十分にご理解されていることとは思いますが、私も、何度か雲雀ヶ丘寮に足を運び、市の職員と嘱託職員の双方から話を聞いております。

議員ご承知のとおり金津雲雀ヶ丘寮は、合併前から民営化の計画があったため、市の正職員の採用は、平成13年度を最後に行わず、嘱託職員を採用してきております。その結果、現在は、嘱託職員数が正職員数を大きく上回る逆転現象が起きております。

しかし、大多数を占める嘱託職員の給料は、民間施設と同等の仕事をしながらか、低額となっているため、民間への転職の声も上がっております。また、臨時という雇用形態から、育児休暇や慶弔休暇などの休暇制度や退職金制度を与えることができない現状があります。

このようななか、全職員が安心して働きやすい職場環境にするためには、一日も早い時期に民営化を行い、嘱託職員を一定のルールにより民営の正職員とし、適正な給料の確保と身分保障をすることが非常に重要であり、私の使命と考えております。

なお、指定管理者については、ただいま、申し上げました内容を十分に満たすことが出来るように、また、市の裁量権が及ぶことを考慮し、当面は公募ではなく、特命の方法により、あわら市社会福祉協議会を選定することで、現在、検討をいたしております。

ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) 施設で働く職員、現場の状況というのは、本当に厳しいものがございます。この、従業員の問題と40床の問題とこれは、問題は、切り離して考

えるべきでないのかなと思いますけども、今、施設の中で働く職員の現状というのは、本当に6、7年間、将来、民営化になるというその1点で皆さん、がんばって来られたわけですね、これが、いつまで経っても先が見えない、この中で、結局、離職者というのが出てくるわけでございますけども、これに対して、市長も、市長になられた時にですね、昨年5月の記者会見では、金津雲雀ヶ丘寮を公設民営化で取り組んでいくような発言をされておりますけども、それから、現在までどうのうような、民営化に対する取り組みというのか、議会に対して「こうだから一つ議論して承認してほしい」というような話というのは、私は、昨年、この委員会に入って、民営化の話をきちんとした数字等は、見ておりませんし、こういうのが示されたことがあるのかどうか、お聞きをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 昨年5月でしたか、そのような発言をしたことに対しまして議会の方から大変なお叱りをいただきました。議会として民営化を認めたわけではないのに何ゆえそのような発言をしたのかというような趣旨であったと思います。その後もですね、妥当な民営化に向けていろいろ検討はしてまいりましたが、議会に対して、その事をお伝えをするということにつきましては、議会上部の方から時期尚早であるというようなご指摘もございまして、控えてきたという経緯も実はございます。しかしながら、その間にもですね、雲雀ヶ丘寮の職員の離職者が相次ぎました。

私が市長になって一番驚いたのは、その雲雀ヶ丘寮の職員の離職者の多さでありました。一体、実態はどうなっているのかということをお私としての十分、把握する必要があるというふうに考えまして正職員、嘱託職員、それぞれ、確か、2回ずつくらい面接をしております。さらには、正職員、そして、嘱託職員、双方から全員から私宛に手紙、私信をいただいております。これは、私だけが開封しておりますので一切、他人には見せないということで思いの丈を手紙に綴ってもらったことがあります。そういうことを十分、把握をいたしますと、やはり、現状がいかに大変なことかと、職員がいかに辛い思いをしているのかということが十分、把握できました。尚且つ、職員のそういう状況が結局は、入所者に対して十分なサービスができないのではないかとこのように考えられます。私といたしましては、なるべく早く彼らに適切な地位と身分保障を与えるということが組織存続のためにも絶対に必要なことだというふうに考えております。特に、今程、議員は、40床の問題と分けて考えるべきだというふうに言われましたけれども、私は、そうは思いません。40床を増床しますのでその分の職員がさらに必要になります。であれば、なおさらの事、これから、募集をかけていく職員に対しても斯く斯くしかじかの地位と身分、そして、保障を与えますという条件を提示しなければ、到底、今の環境の中では、人が集まることはできないというふうに思っております。なお、その間につきましては、社会福祉協議会の方に指定管理者として指定をするをいたしますとす

ね、いろいろと、事務手続き的に難しい問題が多々ございますので、その辺の調査、検討にもかなり時間がかかったということを申し上げておきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) ただ今、私は、別に考えるべき、と言いましたけども、市長は、一緒に考えるべきであると、ということは、それならば、何故、こういう状況が分かっているながら議会に理解を求めるための手順をきちんと、とられてこなかったのか、例えば、もっと早い段階でこの運営形態がきちんとしていれば、今回の40床増床に伴う職員の募集についても、もっとスムーズに行ったと思います。これは、市長だけの責任ではないかもしれませんが。前市長からのずっとの問題であると捉えておりますけれども、市長なられてからでもその認識のなかで、もし、民営化にしていくんだということであれば、やはり、議会に対してきちんと手順を踏んで、資料も示して、もし、これが、一本で行く場合には、新たな、給与基準をきちんとすることも、もし、こうしたらこういう数字になりますよとか、いろんな資料を示して議論をするべきであったんじゃないかなと思います。これは、公設民営化を認めるか、認めんか、というだけの議論では、なかったんじゃないか、と思いますけれども、どう思われますかね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 以前のことはいざ知らず、私が市長に就任した昨年4月以降はですね、とにかく、一刻も早くこれは、民営化をして、組織体制を再整備すべきだという思いは、ずっと持っておりました。それがですね、昨年、5月の記者会見での発言になってしまったのかと思います。先程も、申し上げましたけれども、その事について、議会からお叱りを受けてしまいました。それ以降ですね、正直なところ、中学校問題が非常に、揺れ動いていたというような状況もございました。その間、議会とも、まったく折衝がなかったわけではなくて、この件につきまして、ありましたけれども、まだ、時期尚早であるというようなお話をいただきまして、私としたしましては、なるべく早く、議会に対して考え方を示したかったわけですけども、その期を逸してきたというのも実際ございます。それから、さっきも申し上げましたけれども、この地位だとか、それから労働条件等につきまして、別な組織等をなかに入れることとなりますと、両方の組織の働いてる職員とのバランス問題もありましてこの辺が非常に実務的にも難しい問題もありまして、これにも、かなり時間がかかったことは、これはもう事実でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) もう1点、万が一ですね、今、募集をかけておりますけど、今、現時点では、8人か9人ぐらいとお聞きしておりますが、もし、これがオープンす

る場合に開業を先送りの可能性ということも考えられますけれどもどのような対応を考えておられるのか。もし、福井県として、届でもしなければなりません。そういう時点で開業に差し障りがあるのか、あった場合、どう対応されるのかお聞きしておきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 40床が完成いたしましたら、なるべく速やかにですね、開業したいというふうに思っております。一番、そのところで問題になるのが入所者数と職員との人員配置の問題かと思えます。入所者2人に対して、職員1名ということを目指しておりますけれども、ちょっと、先日、聞いたところでは、県の基準から言えばですね、3対1の基準でもよいということでしたので、それだけの割合の職員が確保できれば、一応、全床、開業できるという状況ですので、とにかく、規程の職員数になるように、今後さらに募集活動を強めて、きちんと開業できるようにしたいというふうに思っております。何度も申し上げますが、そのためにもですね、今は、あわら市の臨時職員としての採用しかできませんけれども、社会福祉協議会の指定管理ができるということであれば、いずれその時点では、社会福祉協議会の正職員になれますというようなこともお知らせをすることによって職員募集も非常に前に進むのではないかと考えているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) 残念ながら、時間になりましたけれども、社会福祉協議会と決めつけずに議会に相談をしていただきたい、検討させていただきと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。終わります。

山川知一郎君

議長(東川継央君) 続きまして通告順に従い、4番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 3点にわたって質問をさせていただきます。まず第1は、国保税増税と税率改定の問題についてでございます。

市長が掲げられる「若者が子どもを生み、住みたくなるまち」を実現するためには、子育て支援を抜本的に強化することが必要と考えますが、今回、その一つとして、当初予算に出産後1ヶ月の母子健診に対する助成を、県下で初めて行うということにいただいたのは、大変、若いお母さん方にとっては喜びであり、高く評価をしたいと思います。それは、大変、結構なことなんです。今回の当初予算を見ますと、4月から導入される後期高齢者医療制度との関連もありまして、国保税

率の見直しが行われております。私が、従来から求めておりました資産割を大幅に軽減をするというふうに踏み切っていただいたことは評価をできますが、まだこの点についても、不十分であり、一層、資産割を軽減していただくように求めるものであります。全体としては、約6千万円、1所帯平均14,171円の増税となっております。国保税は市民、特に低所得者にとって最も重い負担となっており、格差と貧困が広がっている中で、ますます生活を圧迫するものになると同時に、滞納増加や病気になっても保険証がなく医者に行けない、医者離れが広がり、結果として病気の重症化や健康破壊につながるケースも出てくるというふうに考えられますので、今回のこの増税については、容認することは、できないというふうに思います。

まず、今回、なぜ増税となったのか、その理由を伺いたいと思います。

また、2番目に国保の実態がどうなっているかという点について全体のなかで、滞納件数、滞納額、短期保険証と資格証明書の発行件数等はどうなっているのか。前年に比べてどういうように変化しているのか。それから、市独自として、この保険税の軽減措置を作っておりますが、この軽減適用件数は、どれくらいあるかということについてもお答えをいただきたいと思います。

また、県全体の統計を見ますと資格証明書の発行は、あわら市は、かなり多いというふうになっておりますが、前にも申し上げましたが資格証明書は、基本的には発行すべきではないというふうに考えますが実際に資格証明書の発行手続はどのようにおこなっておられるのか。滞納者の実態は十分につかんでいるでしょうか。この資格証明書の対象となる方の実態というのは、十分に掴んでいるのかどうか、そのことについても、伺いたいと思います。

資格証明書については、前にも質問いたしまして、この資格証明書を発行することが滞納解決にはつながらないという答弁もいただいております。県下の自治体でも資格証明書は、一切発行していないという自治体もあります。あわら市も資格証明書の発行をやめる気はないのか、という点についても伺いたいと思います。

今回の改定によって、夫婦に子ども2人の世帯で、所得1千万円の場合は、保険税の所得に対する負担率が5.9%であるのに対して、同じ世帯で所得200万円の場合は13.3%となり、非常に逆進性の強い税率構造になっています。税は本来、支払い能力に応じて負担すべきであり、国の基準に大きな問題があると考えます。高すぎる国保税を引き下げる、特に、低所得者の負担を軽減するためには、まず、国の負担を大幅に引き上げていただく、また、税率については、地方自治体が自由に決定できるようにする必要があります。また、とりあえずは、低所得者の負担を軽減するために、市独自の軽減措置をもう少し、拡大をすることが必要と考えますが、これらの点についても市長の見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 山川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、国保税の増税理由についてでございますが、議員ご承知のとおり、今年4月から後期高齢者医療制度がスタートしますが、この新医療制度に75歳以上の国保被保険者が移行することにより、国保被保険者が大幅に減少し、国保税が約2億2千万円の減額になる見込みであります。

また、歳出においては、新たに創設された後期高齢者支援金等は3億2千万円の支出見込となり、従来の老人保健拠出金約5億円と比較しますと1億8千万円の減額となりますが、先程の国保税の減額により、その差額4千万円が不足することになります。

このことから、後期高齢者医療制度の支援金分に係る新たな税率の設定においては、医療分との調整を図りながら、急激な負担増に配慮し、保険税額の伸率を9.9%に抑えるとともに、国の基準である応能・応益割合に可能な限り近づけた税率の見直しの結果、各被保険者、世帯の負担が増加したものであります。

また、この税率改定については、国保運営協議会においても充分にご審議をいただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、滞納件数等についてのご質問でございますが、本年1月末現在の滞納状況は、現年度分の滞納件数は1,256件、滞納額は7,293万8千円であり、収納率は前年同期と比べ、0.54%の減となっております。

滞納繰越分の件数は、2,178件、滞納額は2億2,083万2千円、収納率は、前年同期と比べ0.94%の増となっております。

また、短期保険証と資格証明証交付世帯ですが、短期保険証は234世帯、昨年より1世帯の減、資格証明書は174世帯、5世帯の増となっております。

次に、市の国保税減免規則による適用件数でございますが、今年度、僅か3件と対象者が少ないわけですが、これは、減免規則の主要要件が、所得減少による所得割額の軽減であることから、低所得者層で、所得割額が対象外となっている世帯は、その要件に該当しないことによるものであります。

3点目の、資格証明書の発行手続きについてであります。保険証切替時に税務課と協議し、国保税の過年度分が1年以上滞っている世帯に対し納税相談の通知をいたします。その後、納税相談に応じていただけない世帯に対し、再度、通知をしますが、それでも応じていただけない世帯に対し交付しているものであります。

また、納税相談を受けている世帯の実態は把握しておりますが、所在不明世帯や再三、訪問しても会うことのできない世帯等については、十分、把握しきれない世帯もあります。

なお、資格証明書の発行にあたっては、国民健康保険法第9条および、あわら市国民健康保険被保険者資格証明証書交付等要綱に基づき、国保事業運営の独立・健全性を保つため、やむなく交付しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

最後に、低所得者層への負担軽減についてのご質問でございますが、今回の税率改正は、新医療制度の創設や医療給付費の伸び等から低所得者層のみならず、全ての被保険者に負担の増をお願いするものであり、国保事業における財政の健全化を

図るためにも、当面は、現行の減免制度を継続して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、国保制度は、国全体の仕組みでありますので、あわら市独自の軽減策は難しい事柄ではありますが、今後、市長会の国への要望事項として取り上げる機会があれば考慮してまいりたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 今のお答えのなかで一つは、先程、申し上げましたが、今の税率は、非常に低所得者にとっては、負担が重い、逆進性が非常に強いというふうに申し上げましたがこの点について、どういうふうに考えておられるのか、ということと、それから、市独自の減免規定に該当するのは、年間、わずか3件と、私は、これでは、実際の効果は、ほとんどないというのが実態だと思いたいますが、これをさらに、条件を緩和してですね、拡大をする気はないか、ということ伺いたしたいと思います。それから、もう一つは、資格証についての件数のなかで所在不明というをおっしゃられましたが、所在不明の件数は、どれだけあるのかも伺いたしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) お答えいたします。税の面で逆進性が強い税の配分になっているのではなからかということについて、それをどう考えるかということでございます。本会議の当日も初日にも、総括質疑がございましたが、国の国民健康保険法のなかでは、基準がありまして、応能・応益割50%・50%というのが国から示されている基準でございます。現時点ではあわら市の場合はですね、今回の改定によりまして応能・応益割が53対47ということで、まだ、応益割の方がですね、国の基準より低く抑えているところでございます。しかし、均等割、平等割がですね、高いということのご指摘かと思いたすけれども、これにつきましては、全国的な例を見ますとそういった部分の軽減というのがまったくないようでもないように思われます。その点につきましては、今後の研究課題という形で考えさせていただきたいと思いたす。そういう意味で現在、あわら市の減免規定につきましては、所得割のみの減免でございますので、その中でですね、そういった、応益割の部分で軽減措置ができるのかどうかと、こういったことも今後の研究課題という形でさせていただきたいと思いたす。それから、資格証の基準につきましては、市民福祉部長の方からお答させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長、毛利純雄君。

市民福祉部長(毛利純雄君) ただ今の山川議員の3点目のご質問かと思いたすが、所在不明世帯は、どれくらいあるのかということでございますが、一応、国保の切り替えが今年の10月1日ということで、9月末時点での調査でございますが45世

帯あるということでございます。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 逆進性の問題につきましては、国が応能・応益割を50・50にするようにと指導している。そのことを市独自では、変えられないということは、わかりますが私は、税負担の原則からすればおかしいと、是非、先程、申し上げました国保負担を上げる問題と併せて市長の方で国に対してもですね、是非、強力に意見を出していただくようお願いをしておきたいと思えます。

それでは、2番目の問題に移りたいと思えます。中高一貫教育についてお伺いします。先程、笹原議員も質問されましたが、私は、基本的に、中高一貫教育というのは公教育である中学校の教育に差別を持ち込んで、教育の機会均等・平等の原則に反するものであるというふうに認識しておりまして、基本的には、これをずっと続けることは弊害が大きくなり、いずれは廃止すべきだというふうに考えております。ただ、市長が言われたとおり、急激にころころと制度を変えるということは、生徒に与える影響も大きいので今、直ちに今年から廃止せよというわけではありません。今年、初めてですね、19年度に一貫コースのクラスが編成されて、4月から金津高校に進学するという事になったわけですが、17年から3年間経ちました、先程も触れられておりますが、第一は、この中高一貫教育の内容、取り組みについてどのようにされてきたのか、改めてできるだけ具体的にその取り組みの内容とそれから3年経っての評価、問題点についてまず、伺いたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 山川議員のご質問にお答えいたします。

中高一貫教育につきまして、平成19年度の具体的内容と評価、問題点に関するご質問にお答えいたします。

平成17年度からスタートした「あわら地域中高一貫教育」も、まもなく3年が経過しようとしております。

この間、芦原・金津両中学校と金津高等学校の連携3校間におきまして、金津高等学校の見学会や説明会、進路研修会、また、文化祭やサマーコンサートに代表される学校行事や部活動の交流等を通して連携を深めてきたほか、平成19年度には、初めて、両中学校の3年生に中高一貫連携クラスが誕生し、芦原中学校は21名、金津中学校は25名の生徒が在籍しております。

また、去る1月7日に、平成20年度の連携クラスの生徒選考を行い、芦原中学校は19名、金津中学校は26名の合格者を発表したところでございます。

先程の笹原議員のご質問の中にもございましたが、当該クラスでは、英語、数学、語の3教科について、中学3年からの4年間を見越したカリキュラム編成等により、高校入学後もスムーズに高校の学習に入っていくことができるよう、金津高等学校の教諭とのチームティーチング等により発展的な授業を展開しております。

当該クラスの生徒を対象として、去る1月25日に行われた金津高等学校への選抜試験におきましては、全生徒が合格をしておられ、喜んでおられるところでございます。

なお、山川議員のご質問の中に、「中高一貫教育は、教育の機会均等・平等の原則に反する」というお言葉がございましたが、前述の「発展的な授業」は、週4時間ないし5時間設けられております選択教科の時間に行っているものであり、通常の各教科の授業時数においては、他のクラスと差がございませんのでご理解を賜りますようお願いいたします。

また、その他のクラスの生徒に関しましても、例えば、平成19年度の金津中学校の場合、中高一貫クラスがなければ5クラスであったものが、中高一貫クラスをつくることにより6クラスになり、結果として、通常よりも少人数クラスになることから、よりきめ細かな生徒指導ができるようになってきているなど、全ての生徒に本制度導入によるメリットが及んでいると評価しております。

本制度導入の際に危惧されました、公立中学校の1つの学年の中に連携クラスができることへの「違和感」などにつきましても、学校現場の声を聞きますと、「特に、そういう面での弊害はでていない」とのことであり、現在のところ、大きな問題は生じていないと考えております。

ただ、両中学校とも、連携クラスとして1つのクラスが増えることにより、教員の授業時間の負担が増えているのは否定できないことであり、この点に関しましては、新年度より、市費講師を配置し、負担軽減を図りたいと考えているところでございます。

なお、今後につきましては、県と連携を図りながら、また、現制度の成果を見守りながら、歩きながら、考えながら推進してまいりたい、と考えているところでございますので、ご理解やご支援を賜りたいとお願いするものでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) この制度についての評価、基準といいますが、そういうことについて、ちょっと、今、はっきりしなかったように思いますが、私は、中高一貫教育というのは、言えば、金津高校の現状は、今、高校の教育は、大学受験のための予備校化が非常に進んでいるというふうに思いますが、それをいっそう強めていくのではないかと、公教育の本来の目的に照らして本当に評価できるのかどうかというところで、大変、懸念を持っているものでございます。それと、今年は、特別に問題はなかったということですが、高校が大学受験のためにしっかりと学力をつけてほしいという子供は、もちろん、親の強い要望があるということも十分、分かっておりますが、この中高一貫が金津高校のレベルアップと言いますが、そういうものに有効だというふうな意見がよくありますが、しかし、先程、笹原議員も言われたかと思いますが、現実には、県立高校の中で藤島や高志や武生等といった、いわゆる、Aクラスの高校と、そして、金津高校は、Bクラスに位置づけられていると思いますが、県教育委員会が明確にこういうランク付けをしている

ということも私は、大変な問題だと思いますが、こういう、Aランク、Bランクの格差ですね、これは、中高一貫教育によって私は、ますます、この格差は、固定化していく、金津は、いつまでたってもAランクにはならない、というふうになるのではないか、ということも大変、危惧をするわけであります。結局、Aクラスの高校へ入りたいという生徒はこの中高一貫コースには、入らないということですが、それから、そのコースへ入った生徒は、基本的にそこから抜けてAクラスの学校へ行くということもしないようというふうに指導をしているということですから、今年には特に問題がおこらなかったということですが、これから、ずっと続けていくとそこら辺りでは、生徒本人の進学希望と、いうものと矛盾がおきたりですね、そういうことも懸念をされるというふうに思っております。そういう点で走りながら考える、という回答ですが、もう一度、本当にこれが、今後ずっと続けていって、本当に、そういう金津高校のレベルアップに本当につながるというふうにお考えなのか、それから、中高一貫教育というものを本当に公教育の目的に照らしてどういうふうに評価していくのかということについて再度、お伺いしたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 議員ご指摘の件でございますが、この制度、今、始まったばかりでございます。これを、先程、市長もお答をいたしました、デメリットをメリットに、メリットをより伸ばす、という形でしばらく経過を見て効果をみていくしかないと私自身は、そう思っております。それが先程、歩きながら、考えながら、対応していくという回答でございます。ご理解をいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 今のご質問の点につきまして、市長としての考え方を申し上げたいと思っておりますけども、金津高校の学力を上げる、例えば、大学進学率を高めるという努力をすることについては、私は、まったく、賛成をしております。ただし、そのことと、中高一貫教育というものが、本来持っている制度の目的とが必ずしも一致するとは私は、思っておりません。もし、金津高校の学力レベルアップのために中高一貫教育を導入した、というのであれば、中学校の一貫教育のクラスを作る時にそのような選考が行われる可能性があります。しかしこれは、本来の趣旨からいえば、そうであってはならないのではないかとこのように思っております。ただ今程、教育長も私も申し上げましたけども、すでに導入をされた制度でありますので、一貫教育の中学校のクラス編成の選考がどうであれ、そのクラスに入った生徒達が高校の先生からも指導を受けながらですね、その一年間の間により学力を伸ばす、という努力をしていただきたいと思っております。また、一貫クラス以外の一般のクラスの生徒に対しても、この際、いろいろな指導をしていただきながら、その部分の学力向上も図っていただくというふうな努力をしていくよりほかないのではないのかな、というふうに私は、今、考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 私は、今、日本の高等教育のシステム自体に大きな問題があると、そういう問題のなかで考えていくとやむを得ないなあという面もわからんではないんですが、私は、やっぱり、これをずっと続けていくということは非常に大きな弊害が生まれる可能性があるかと、人格形成にとっては、本当にプラスになるかどうかということは、しっかりと判断をしていかなければならないというふうに思いますし、先程、言いました、現状のなかで高校再編の問題とも絡んで金津高校の学力を上げていく、それが、今、市長がおっしゃるように、これの目的ではないと思いますが、しかし、一般的には、評価は、そこらで決まってくるのではないかなというふうに思います。そこらも、いろいろ、見据えるなかで、私は、できるだけ早く、これは、止めるべきであるというふうに考えております。そういう点では是非、慎重にですね、判断をしていただきたいというふうに思います。

中高一貫については、それで、おきまして、3点目の問題に入りたいと思います。

芦原温泉の旅館従業員の待遇の問題についてでございます。先程も、申し上げましたが、国保税やそれから、固定資産税など各種税の滞納とそれから、生活保護受給者の増加が市の財政上大きな問題になっております。しかも、これらの大半はこの温泉地区に集中しているというふうに聞いております。

旅館のお客が減少し旅館の経営を悪化させ、地域全体にマイナスの影響を与えているということは間違いのないと思いますが、旅館の雇用のあり方にも大きな問題があると考えます。

一部の旅館では、パート雇用や派遣とかがそういう雇用が中心で、ほとんど、従業員は、社会保険にも加入していない、時給も場合によっては、最低賃金以下。

従業員は、非常に収入が不安定で、高齢化して働けなくなると年金もなく生活保護に頼らざるを得ないのが実情ではないかというふうに思います。

そこで、まず、こういう実態についてどうなっているのかを伺います。税の滞納、それから、生活保護の受給等。温泉地区の全体に占める割合ですね。そういうものは、どうなっているのか、まず伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えをいたします。まず、温泉地区における市税等の実態についてお答えをいたします。

温泉5地区における税目毎の滞納件数と滞納額につきましては、これをここで申し上げますことは、問題があると思われまので、差し控えさせていただきます。

ただし、現年分と滞納繰越分を合せた市税と国保税総額に占める温泉5地区の滞納額の割合は、54.8%となっており、議員ご指摘のとおりであります。

このように、温泉地区の滞納額の割合が高率となっている主な要因としましては、入湯客の減少による旅館経営の悪化が固定資産税の滞納額増加となっている一方

で、旅館従業員の居住把握が容易でないため、臨戸徴収等に支障をきたし、市県民税や国保税の滞納に繋がっているものと考えられます。

このことから、旅館等の高額な固定資産税については、分納による納付指導を行うとともに、納付が滞るような場合は、止むを得ず滞納処分を行い財産の差押等を執行しております。

また、旅館従業員への収納対策としましては、旅館協同組合の協力をいただき、昨年12月から各旅館内で個別の納付指導を行うなど、収納率の向上を目指した取組を進めているところであります。

次に、あわら市の生活保護受給者であります。平成20年2月1日現在で、84世帯、99人、このうち温泉市街地居住者の占める割合は、世帯数で56.0%となっております。

また、人口1,000人当たりの生活保護受給者数は3.14人となっており、県内9市でも福井市、小浜市について3番目の高さとなっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 税の滞納、それから、生活保護の受給者、いずれも、50%以上が温泉5地区に集中していると、これ、極めて異常な事態であるというふうに言わなければならないというふうに思います。そういうふうにならざるを得ないというか、そういう事情もわからんではないわけですが、大変、各旅館の経営状態も厳しいなかで直ちにこれをなくすということは、無理かもしれませんが、しかし、だからといって、これを放置することはできないというふうに思います。このままでは、旅館の従業員自体もなかなか、なり手がなくなるのではないかと、どうしても、各旅館はですね、従業員に対しては、「きちっと社会保険に加入をさせる」、高齢になって、仕事ができなくなれば、年金も受けてとれるというふうには是非、改善をしていく必要があるというふうに思っております。

先程、答弁の中で滞納に対しては、財産の差し押さえというのも行っているということでしたが、昨年、一昨年、それぞれ、差し押さえはどれくらい件数があったかについて再度、ちょっと伺いと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 再度の質問にお答えをいたします。滞納処分の状況でございますけれども、本年度12月末までの件数といたしましては、差し押さえが1件、抵当権の設定が1件、それから、分納扱いという形で7件というのがこれは、温泉5区のなかのいわゆる凝滞者との関係でございますので、件数的には、そういう内容となっております。それから、昨年と比較してということですが、けれども、温泉5区のなかでの比較がちょっと手元でございますので、あわら市全体といたしましては、昨年の差し押さえ件数につきましては、31件でございます。本年度につきましては、2件ということでございます。件数につきましては、本

年度は、少なくなっているわけでございますけれども、その代わりに、滞納徴収の嘱託職員制度を活用いたしましてそういった分野で力をいれているということでございます。滞納処分との比較については、以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) ただ今の18年度は、31件、19年度は2件とこれ急激に減った理由とは何でしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 昨年、平成18年に集中して差し押さえを行ったということ、その反動というものがございます。それからですね、差し押さえいたしましてもそれを換価できなければ、市の税収にとっては、大きな意味がないわけございまして、そういう意味で効果のあるものを差し押さえを行った、ということで、そういうことで結果的にですね、本年2件の差し押さえ執行によりまして、収納できた金額といたしまして95万9,000円、そういうことで効果は、上げているということでございます。そういうことで換価できるものを中心にやったということでございます。それから、先程、国保税のところでも、再答弁のなかでですね、応能、応益割の比率をちょっと間違えまして応能割57%と申し上げましたが53%でございます。応益割47%と申し上げましたが43%でございますので訂正をさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 19年度、2件差し押さえして、回収95万円。差し押さえが必ずしも滞納回収に有効ではないということもわかりますが、それはそれといたしまして、今回、本当は、もう少し詳しく各旅館の従業員の労働実態について伺いということで質問しようかと思いましたが、わからないというのが回答でした。是非ですね、各旅館の従業員の労働条件の改善については、まず、この実態をしっかりと掴んでいただくということが必要だというふうに思います。そういう点で、是非、市としてですね、そういう実態をまず、きちんと調査をして掴むということと、それから、それを掴んだ上でこの法令に違反している場合はもちろんですが、違反をしていなくてもですね、雇用の安定と改善のためにできるだけ各旅館に対しても指導をしていただく必要があるというふうに思いますが、これらの点について、どのように考えられるか見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 芦原温泉従業員の雇用の安定と改善についてのご質問でございますが現在、本市では、特定の職種に限定した雇用等の実態について、その調査を実施していないために詳細なお答えは難しいところでございます。ご承知のとおり

一般的に雇用労働条件に関しましては、事業主と労働者が賃金や労働時間等についてお互いに労働条件を取り決めた労働契約に基づき労働を行うことになっておりこれらを守るために労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の法律があります。しかしながら、議員ご指摘のとおり昨今の厳しい経済情勢のなか、正社員やパート従業員としての雇用、適正な賃金の支払い労働災害の防止及び各種保険制度への加入等が適切に行われているのかどうか懸念されているところであります。このことから、これらの問題を解決するためには、事業主自ら経営体質の改善や労働基準監督所等の指導と監督の強化が必要であると考えております。いずれにいたしましても今後の対応策として雇用の実態等の把握に努めるとともに労働者の生活と安全を守るために関係法令を遵守し労働条件の改善と向上を図るように指導してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 先程、申し上げましたように滞納にしても生活保護受給にしても50%以上が集中しているというのは、他の自治体にはない極めて特異な状態であるというふうに思いますので、是非、実態を調査していただいて、雇用安定に努力をしていただきたいなど、私は、今言っても仕方がないことかもしれませんが、こういう状態で本当に合併したのがよかったのかなというところまで疑問を感じるものでございます。是非、全力です、雇用改善、そのことが芦原温泉の発展にも繋がるというふうに考えますので是非、必要な努力をお願いして質問を終わります。

議長(東川継央君) 暫時休憩いたします。

再会は、3時5分といたします。

(午後2時55分)

議長(東川継央君) 再会いたします。

(午後3時6分)

北島 登君

議長(東川継央君) 続きまして通告順に従い、6番、北島 登君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君。

6番(北島 登君) それでは、通告順に従いまして、6番、市政会、北島 登の一般質問を行います。橋本市政が始まって、初の当初予算のなかで非常に残念である点に対し、一言申し述べさせて戴きます。公共下水道事業費が、5,400万減額した。その内、市単独事業で、3,400万減額している。この事は、市長が下水道共用開始を待つ多くの地区住民の施策意向に対し後退したととれます。

「地区住民は、家に下水が通るのは、いつになるんやろう、要望も何やったんやろう。」
と思うはずでありす。また、議会においては、下水道整備完成目標を芦原地区は平成26年、金津地区は平成28年と聞きおよんでいるが、この状況では、ほど遠いと思われす。同じ市民として、くらしへの地域間格差は、特に是正をしなければならない事であり、切実で緊急を要する事でもある、この問題に対し、市長のこの判断はいつも、市長が申しております。「産み・住み・育てたくなる街づくり」どころか、その地区でお嫁さんを向かい入れる事自体が困難となりえるのではないでしようか。

私は、一議員として非常に不満であり残念でなりません。今後、補正での対応を強く要望します。

また、あわら市金津雲雀ヶ丘寮の公設民営化の先程の方針の説明、創作の森財団への補助金委託料の合計金額の増額やその他、気になる所がございますので、次回にでも、一般質問をしたいと思ひます。

それでは、本題に入ります。今年の新年の初寄りでの事です。とある地区の市民から「あんたら議員や市長は、370億も借金があるこの街で、学校が、学校がって言っておるけど、本当の一番大事な仕事をしているのかね。」と、お叱りを戴きました。その事に基きまして今回、質問いたします。質問内容は、各種市税及び負担金等の収納対策についてです。

三位一体改革に伴い平成18年度税制改正により所得税から個人住民税への税源移譲がなされております。この事により、自主財源としての市税の重みが一層増した事になり、各種累積滞納額、約12億円の滞納の整理を促進し地方財政の基盤となる税収確保を図る事は、あわら市に課された一番の課題であります。また、地方交付税の配分は、自主財源、税金や国・県支出金、補助金の賦課見込みに対して増減が密接に関係しています。その自主財源、税金が多ければ、地方交付税が減額されています。当初予算を組んだが、結果として市税や分担金、負担金、使用料、手数料等の歳入不足、いわゆる、滞納があった場合、地方交付税が先もって減額されておりますので標準的な財政運営が圧迫してしまう、という点でも、また、公平負担の原則という点からも、きちんと納められている市民の皆様理解を得られる状態ではありません。

この様な事態を受け、市長は、平成20年度の機構改革によって新しく財政部収納推進課を組織されるものと思ひます。また、収納推進課の徴収する範囲や内容につきまして自分なりに考えてみましたところ、疑問点があります。同じ財政部所管の税務課が徴収する各市税や国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道課が徴収する、下水道使用料、都市整備課が収納する市営住宅使用料、これらを一括して収納にあたる組織が、収納推進課なのか、または、税務課の受持ち以外の、各課の下水道使用料、市営住宅使用料の収納を中心にあたる為の組織なのか、それとも、当初予算にも計上され、今回3名の市税収納嘱託員を配属し強化を図った税務課の受け持つ市税や国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険の収納において更なる強化をする為の組織なのか。市長のお考えをお伺いしたい。また、平成18年度の各種市税及び使用料、負担金の収納状況を教えていただきたい。また、平成19年度の各種市税及び使用料、負担金の収納見込みを教えていた

だきたい。また、平成20年度の各種市税及び使用料、負担金の収納対策と収納目標数値をお伺いしたい。ここで1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 北島議員のご質問にお答えをいたします。

市税以外の使用料等の徴収についての考えを示せとのご質問であります。原則として、上水道使用料、下水道使用料、市営住宅使用料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納整理にかかる業務を収納推進課で、残りの業務は担当課が行うという役割分担を考えております。

また、決定したものではありませんが、具体的には、催告書の送付、納付交渉、強制執行などが主な業務の内容となります。

次に、収納状況についてのご質問であります。平成18年度は、市税が現年度分96.01%、滞納繰越分12.03%、国民健康保険税が、現年度分95.32%、滞納繰越分11.00%となっております。

また、下水道使用料、水道料金及び負担金の収納状況につきましては、下水道使用料が現年度分86.17%、過年度分6.13%、水道料金が現年度分98.97%、過年度分2.55%、受益者負担金、分担金が現年度分95.48%、過年度分2.8%となっております。

なお、下水道使用料は、2月分として調定された使用料につきましては、2ヶ月遅れの4月に収納されておりますので、実質的には94.3%となります。

次に今年度分でございますが、1月末の現状で、市税が、現年分82.10%、滞納繰越分11.26%、国民健康保険税が現年分82.76%、滞納繰越分11.01%となっており、住民税への税源移譲や前納報奨金の廃止の影響から、現年度分と滞納繰越分を合わせた市税総額での収納率は、前年度同期と比べ1.05%低い状況となっており、今年度の収納率は、前年度を下回るものと思われま。

また、国保税におきましても、保険税総額での収納率は、前年度同期と比べ、0.56%下落しており、収納率は、市税同様に前年度を僅かに下回るものと思われま。

次に今年度分の下水道使用料、水道料金及び負担金の収納見込みについて申し上げます。

1月末の下水道使用料の収納率は、現年度分86.36%、過年度分29.48%、水道料金が現年度分99.32%、過年度分3.58%、受益者負担金・分担金が現年度分96.33%、過年度分5.23%となっております。年度末収納見込みも同程度を見込んでおります。

なお、下水道使用料につきましては、先程も申し上げましたが、2ヶ月遅れで収納される2月分を含めると、95%程度になる見込みでございます。

平成20年度の取組としましては、収納推進課に徴収嘱託員を3名配置し、臨戸徴収の体制整備を行うとともに、定期的に税務署職員OBなどの滞納整理特別相談

員の指導を受け、国税徴収法等に基づく一体的な調査、滞納処分等の強化を図りたいと考えております。

なお、平成20年度の数値目標は特に設定しておりませんが、新収納体制のもとで、全ての税目等において、収納率を向上させたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、ご質問の前段で当初予算のなかでの下水道予算が減額をされているというご指摘がございました。これは、ただ今、提案をいたしております、当初予算案に関係することですので、あまりここで詳しく申し上げることは妥当ではないと思っておりますが、あえてご質問をされたのではないかとと思っておりますので一部、考え方を述べさせていただきますというふうに思います。

まず、芦原地区と金津地区での進捗状況の差が地域間格差になるのではないかとというお話がありました。ただし、これは、合併までにそれぞれの町での進捗状況に差があったということが1点あげられるかというふうに思います。例えば、あまりこれは、比較はよろしくないかもしれませんが坂井市の三国町と丸岡町の進捗状況の差、これらは、大変、大きいものがございます。例えば、こういう点だけをつかまえてですね、これを地域間格差だというご指摘は、なるべく格差がなくなるように努力はしないといけないと思っておりますが、それをもって直ちにですね、地域間格差を前擬しているという意味ではありませんので、そのようにご理解いただきたいというふうに思います。なお、昨年度と比べまして下水道関連予算が5,400万円ほど少なくなっている、ということもございました。これは、別に下水道事業だけに拘わらずですね、昨年度と比較して高くなったものあれば低くなったものもあります。その辺は、ひとつご理解いただきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、これからはですね、健全財政に向けて精一杯努力をしていかなければならないというふうに思っております。学校整備、教育にかけるお金であっても慎重であるべきというのが議会あるいは、多くの市民の方々の思いであったというふうに私は、受け止めております。然らば、教育関係以外の諸々の政策についても予算を措置する場合には、慎重でなければならない、というふうに私は、考えております。したがって、その点をとらえてですね、下水道が少なかったから下水道整備に対する意欲が少ないのではないかとというご指摘をされますと逆に教育にさえつぎ込む予算は慎重であるべきと言われた議会が何故に下水道には、予算を投入すべきだ、というふうに言われるのかこの説明が非常に難しくなるのではないかとというふうに私は思っております。いずれにいたしても、あらゆる、行政サービスがありますので多少ですね、前年度と比べて予算の増減があるのは、これは致し方ないというふうに思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君。

6番(北島 登君) はい、答弁ありがとうございます。今、答弁の一番最後のところで平成20年度の数値目標は見込んでいないと、設定していないということをお

っしゃいました。そのことでちょっと気になるところがあります。と言いますのは、当初予算組む段階でやっぱりそれなりの見込みを立てて組んでるんじゃないかな、というならば、イコールその数字が、数値目標になるのではないかな、と思われるんですけど、その点どうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ご指摘のとおり本来はですね、税込だけではなくてですね、数字ではっきりと明確に示せるものは、数値目標を立てるというのは、本来あるべき姿だろうというふうに思います。まだ、これも、議案として、提出しておりますので財政部の設置につきまして、お認めいただければなりませんけども、それがお認めいただのちに収納推進課の次のレベルとして整備をしていきます。まだ職員配置もまだ決まっておられませんので、それが決まってからですね、やはり、ひとつの大きな、あるいは、対外的に発表できるような数値目標というのがつかれるかどうかはわかりませんが課内においてですね、それぞれの目標というものは作るというふうに考えております。それも、今後のひとつの課題として考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君。

6番(北島 登君) 今程、数値目標の設定について、今、まだ、出せないというところでありますがその中で僕も質問したい点があったんです。例えば、下水道やら各種税、すべてを含めると約12億円の滞納が蓄積されているわけです。それに対するの目標的なことをやっぱり聞きたいなと、本音のなかでそう思っていたんですが、それは、今、この場で聞けないのであれば、致し方ないかなと。

では、当初予算のなかで載ってたと思うんですけど、税務総務費で臨時職員の賃金となっています。やはり、こういった、きちっと徴収収納をするような人を臨時で賄っていても、あくまでも、仕事内容が厳しく、ハードでございます。臨時職員で対応しきれののかな、とそうやってちょっと疑問に思ったりもしくは、臨時職員でありますのですぐ雇用を破棄するといいますが、辞めてしまわれるのではないかと、という不安があるんですが、市長は、どのようにお考えられていますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) これも、今年度の当初予算のなかでのことなのですが、臨戸徴収の臨時職員ですね、配置を今、考えております。これは、19年度にひとり、徴収員を雇用しましたところかなり良い成績がでている実績が出ております。従いまして今回、2人、合計3人でそういうふうな徴収にあたらせたいというふうに思っております。先程の数値目標の話と関係するわけですけども徴収のための人間を増やした場合、当然、これは、経費がかかるわけですから、やはり、経費以上のものをですね、やはり、徴収として実績を上げなければならない、これは、最低限の目

標になろうかと思えますけれども、そういうふうにして、囑託職員による臨戸徴収の場合は、ほとんど、個人が中心になろうかというふうに思えますけれどもやはりそういうことも進めながらですね、一方では、今、議員ご指摘のあった多くの滞納についてどのような滞納整理のやり方がいいのかという方法論も含めてですね、担当課の方で検討、そして、実施をさせて行きたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君。

6番(北島 登君) 先程、差し押さえさせ等々の内容を総務部長と、それから山川知一郎議員のなかでお聞かせいただいたわけなんですけど、そのことに対して差し押さえですとか、抵当権をつけるとかですか、そういったことに対する、専門的知識やノウハウを持ってらっしゃる職員というのは、現在では、いらっしゃるんでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) お答えをいたします。専門職員という定義がですね、どこまでを指すのかよくわかりませんが収納対策室の職員、県のいろんなそういう、差し押さえ、強制執行の関係の研修会等に出向きましてその辺の知識は、十分、得ているところでございます。それに従いまして、昨年、また、一昨年の差し押さえ、また、裁判所に対しましての倒産した企業等ですね、精算におけるあわら市の債権の交付請求という形とか、そういうものを法的に実施をしているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君。

6番(北島 登君) 今程、神尾部長の答弁と、それから、市長の1回目の答弁のなかに今、神尾部長は、講習会ということをおっしゃいますし、市長は、税務署のOBの方の指導を受けると、そういった講習会やら指導を受ける機会というのは、年何回と考えるとらっしゃいますか。お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 市長がですね、税務署OBの指導を受ける、といいますのは、現在やっております差し押さえというのは、不動産物件ですね、土地でありますとか、建物の差し押さえという形を中心にやっているわけでございます。今後は、収納推進室ができた場合にですね、物品の差し押さえと、いわゆる、家宅、家の方へ出向きまして、そういった、生活道具は、ちょっと無理かと思いますが、それ以外の換価できるものをですね、物品を押さえれる、ということにつきましては、これ初めての事柄でございますので、これらにつきましては、国税OBとか、そういった方の指導が必要だということでございます。これは、常時、そういう顧問的な形でですね、年間を通して指導いただける方をお願いしていく必要があるかと思っております。

それから、通常のこの不動産等の差し押さえにつきましては、これまた、人事異動等で人も変わりますので、そういった研修会等が開催された場合には、常時、出していきたいと考えております

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君。

6番(北島 登君) 中身的にしっかりなされているのかな、というイメージは、湧くわけではございますが、市長もご存じだと思います。先進地事例で茨城県やら三重県で滞納整理機構、そういったところでは、めざましい実績をあげられております。そのことについて、市長、どうお考えですか。お伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) これは、以前からですね、それぞれ、県内のいくつかの自治体が県に対して、滞納整理組合機構的なものの設置を要望しております。しかしながら、現段階での県の対応といたしましては、機構そのものの設立には、どうも消極的のようです。それぞれ、市や町から職員をですね、県の方に派遣してそこで、研修といいますか、実際に一緒に仕事をしながら修練を積むというようなことについての制度は、県は、設けていただいたようです。しかしながら、まだ、機構そのものの設立というまでには至っておりません。今、県を抜きにですね、県内の市町だけで今、そういうものが機構ができるかということ、これは、やはり、なかなか厳しいものがあるのかなと、やはり、もし、やるのであれば、県の方が中心になってですね、やっていただくのが一番良いのかなというふうには、思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君。

6番(北島 登君) 県がやらないで、他の市町村等とやるぶんにはちょっと厳しいかなと、難しいかなというご意見でございますが、どういった点が難しいと思われまます。その点、お聞かせ願いますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) あわら市、単独よりもですね、広域化してそういった滞納整理の徴収につきまして、専門知識を十分蓄積した体制のなかでの広域的な体制がいいんじゃないだろうか、ということだと思います。岐阜県等もですね、そういったことで効果をあげているということでございますし、福井県もですね、最近、いろいろと徴収部会があたって効果をあげているということでございますが県全体でのそういった広域的な取り組みは、県は、今のところ考えておらない、ということでございます。今、平成7年から3市づつ滞納整理の強化のための市町村職員受け入れという形でやっております。越前市、坂井市、勝山市が派遣してございまして、これを、4年がかりで、県内17市町から職員を受け入れる計画ということでございます。県は、まず、それを取り組んでですね、各市町村の徴収能力を高めようという

ところからスタートしているようでございます。その後、そういった全体的な徴収体制の考え方もでてくるのかなと思いますけれども現時点では、県は、そういう体制を今、整えているという状況でございます。また、県を外してですね、坂井地区だけで作る、とそういったことにつきましてはですね、なかなか、これは、その徴収にかかるレベルがですね、ある程度、一定してそれから、職員をそこへ配置するということがありますので、やはり、構成する市町村のそれぞれのレベルがですね、ある程度、同一均衡が保てないとですね、なかなか、そういった職員をですね、配置できない面もあるんじゃないかなと思います。そういう意味で、県の方で今、やっております市町村職員の受け入れこれで、各市町村の滞納徴収の力がですね、ある程度、一定化した段階で考えるべきかな、という具合に、これは、私の私見でございますが、そういう具合に考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君。

6番(北島 登君) 今程、このまま県の指導を待って、ということで、尚且つ、坂井地域でやるぶんには、その職員のレベルがちょっと問われるか、というようなことも部長、申してたと思うんですけどレベルが問われるというんあれば、何故、新しく機構改革で出されたような内容が臨時職員で対応するのか、とういうのが疑問点が湧きまして第1点、それから、こういったことは、「広域でやらなあかん」というのが、当然のことやと思いますし、当然、やっぱり、あわら市の滞納者に対してあわら市の人間が出向くようなことであれば、なかなか、徴収も難しいというのも現状だと思います。だから、現に、先程、牧田議員も広域連合の一本化と、そういったことを申してます。且つ、市長は、坂井地区の介護保険の広域連合の連合長でございます。坂井市長としっかり協力をしあって滞納整理機構を事務局を置くようなことをやってた方が良いのではないかと思います。その点、2点、答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 先程、私、申し上げましたのは、いわゆる、今、あわら市もですね収納推進室を作りまして、これまでの、不動産物件の差し押さえ、これは、登記簿に差し押さえをするわけですが、そういう形ではなくて、もっと実効性のあがる物品を差し押さえるという形は、始めて取り組むわけでございます。それに、国税OB等ですね、実務経験者の知恵を借りながらやっていくと、そういう経験を積んで、ある程度、育った段階で、例えば、坂井市とやるにしてもですね、そういった経験をもって構成しなければ無理だろう、ということでございます。その意味で県の受け入れにですね、順次、職員を出していき、県の強制執行のなかでですね、実務経験を積んでくるわけなんです。そういった職員も帰ってくる、そうして、あわら市にも坂井市にもですね、それなりの徴収体制が整うという段階で滞納徴収部分をですね、整理機構みたいな形の一部事務組合とい

う形に進んでいく段階があるじゃなからうか、ということでございます。それから、臨時職員で収納対策推進ができるのかというお話でございますけれども昨年7月からですね、お一人、滞納整理にあっていただいております。これは、現年度分の遅れ気味になっている方、いわゆる、それが、ほっときますと滞納繰越になっていくわけでございます。まず、それを防ぐというのが第1の目的でございます。それから、長年、滞納が膨らんでおりましてですね、高額になっている、これは、なかなか、無理でございます。しかし、滞納額もある程度、一定のラインまで少額の方の滞納整理ということを中心に取り組んでいただいているところでございます。その結果ですね、市税の徴収率、滞納繰越分の徴収率がですね、1.31%、対前年比で上昇しております。これは、大きな効果でございます、市税につきましては、7億6,000万円あるわけでございますから、その1.31%になると1,000万円以上超すということでございます。昨年ですと、90万円程の人員費で活動していただいておりますが、大きな効果をあげているということでございます。その効果を見極めましてですね、新年度では、3名体制にしまして、それをさらに充実をさせていこうというものでございます。大きな滞納繰越になっている方につきましては、正職員が分納のいろんな、そういった取り付けとか、差し押さえとか、いろんな形で取り組んでいくということである程度、使い分けをしながら行きたいと考えております。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 先程の例えば坂井市とですね、介護保険の広域連合のような組織もあることですから、2市でそういう機構を立ち上げてはどうかというご提案、これ大変、敬重にあたいするとは、思います。ただ、以前からですね、市長会において整理機構を県の方が中心でやってほしいというふうに要望してきた、と聞いております。そういうところを見ますとなかなか狭い地域での組織の立ち上げというのは難しいのがどうも現実のようです。それと、例えば、介護保険の広域連合を見ていただいてもわかりますけれども意味は多少、違うと思いますけれども、保険料の徴収は、やっぱり、坂井市、あわら市、それぞれ、わかれているわけです。決して私は、北島議員の提案を否定するわけではないんですけども、やはり順番としてはですね、今、県がやっているやり方に乗っかて行って、そのうち県が主導でそういう県下一円の機構ができるのが一番ありがたいな、と思いますし一番乗りやすいかなと思っております。しかしながら、金と時間がもし、かかるようでしたら、先程の牧田議員のご質問ではありませんが、例えば、いくつかある事務組合を大きく一つにまとめるということが仮にできたとしても、その中にそういう滞納整理機構的な事務を持たせるということも、これ、実効性については、もう少し検討しないといけないと思いますけれども、可能性としてはありゆるなと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君。

6番(北島 登君) こういったことがあるのかな、ということで、ちょっと、お聞きしたいんですけど、資産や収入があるのに対して、納付の意思がないと、悪質滞納者的なこと、というのは、現時点であわら市では、起きていますか。また、そういった人に対しての厳正な滞納整理というのは、どういうふうにするおつもりですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 資産がある、収入があるのに税金をですね、納めない悪質な滞納者というのは、それは中には一部あるかも知れませんが、現在、大きな部分を占めておりますのは、やはり、固定資産税ですね、会社の経営不振で固定資産税が納められない、毎日、営業していくのが精一杯ですね、滞納額というのが納める余裕がないというのが現状でございます。先程の温泉地区の場合の例がありましたように、そういうことで、現在の力用の範囲で月々、何百万なりという形でね、何十万なりという形で納めていただいていると、しかしですね、固定資産の方がですね、上回るものですから、なかなか、減っていかない、また、場合によっては、増えていくというようなことでございます。これらにつきましては、やはり、納税意欲は、あるわけでございますから、しばらくですね、そういう形で、できる範囲の中で精一杯、納付相談をしながらやっていきたいと思っております。それから、先程の、まったく意欲もないと、税金そのものも納める意思がないという形につきましては、先程の収納推進課の方ですね、この対応策をいろいろと技術的なこともそういう経験者からOBから伝授いただきながらですね、対策を講じていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君。

6番(北島 登君) 先程、収納対策推進室ですか、そういったところで物品の徴収も今後考えていくということでございました。その物品徴収しましたけど、その売却に対しては、どのような考えを持っていらっしゃるでしょうか。よく、滞納整理機構とかではね、インターネットでオークション形式で処分していると、現金化していることが多いですけど我が市につきましては、どのようにお考えですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 4月からそういう体制をとろう、というところでございますが、まだ、具体的にですね、そういったマニュアル等々もまだ、できていないわけですが、その収納推進課を設置するにあたりまして、すでにもう取り組んでおります鯖江市の方に視察に担当職員が出向いております。それから、加賀市も出向いております。そういったところで、現状をいろいろと収集しましてですね、

その中で一番有効的な形を取っていくという形で今後、整理をしていきたいと思
います。差し押さえた物件について、どう処分するんか、ということですが、
その先進地視察のなかで坂井市等はですね、インターネット公売にかけている、と
いうことですが。例え、座布団でもですね、公売にかけると何がしかの金で
売却ができるというようなことございまして、非常に効果がある、ということご
ざいます。一番有効なのは、そういう形では、なかろうかなと今、考えております。

6番（北島 登君） 以上で終わります。

議長（東川継央君） 以上で一般質問を終結いたします。

散会の宣言

議長（東川継央君） 以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。明日から20
日までは、休会とし休会中に付託されました案件についてそれぞれ常任委員会の審
査をお願いします。本会議は3月21日に再開をいたします。本日は、これをもっ
て散会いたします。

（午後3時50分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成20年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第29回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成20年3月21日(金)

午前11時開議

1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 7号 平成19年度あわら市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 3 議案第 8号 平成19年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 4 議案第 9号 平成19年度あわら市老人保健特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 5 議案第10号 平成19年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第11号 平成19年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第12号 平成19年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第13号 平成19年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第14号 平成19年度あわら市水道事業会計補正予算(第4号)

- 日程第10 議案第15号 平成19年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第16号 平成20年度あわら市一般会計予算
- 日程第12 議案第17号 平成20年度あわら市国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第18号 平成20年度あわら市老人保健特別会計予算
- 日程第14 議案第19号 平成20年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第20号 平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計予算
- 日程第16 議案第21号 平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第17 議案第22号 平成20年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算

- 日程第 1 8 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度あわら市モーターボート競走特別会計予算
- 日程第 1 9 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度あわら市公共下水道事業会計予算
- 日程第 2 0 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度あわら市水道事業会計予算
- 日程第 2 1 議案第 2 6 号 平成 2 0 年度あわら市工業用水道事業会計予算
- 日程第 2 2 議案第 2 7 号 平成 2 0 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 8 号 ふるさとあわらサポート条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 9 号 あわら市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 3 0 号 あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 3 1 号 あわら市防犯隊設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 3 2 号 あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 3 3 号 あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 3 4 号 あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 3 5 号 あわら市学校体育館の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 3 6 号 芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 3 7 号 福井県自治会館組合規約の変更について
- 日程第 3 3 議案第 3 8 号 福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 3 4 請願第 1 号 後期高齢者医療制度に関する請願
- 日程第 3 5 請願第 2 号 米価の安定と生産調整に関する請願
- 日程第 3 6 議案第 4 3 号 平成 1 9 年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 3 7 議案第 4 4 号 あわら市モーターボート競走条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 8 発議第 1 号 あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 9 発議第 2 号 あわら市学校施設整備基金条例の制定について
- 日程第 4 0 常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件

1 . 閉議の宣告

1 . 議長閉会あいさつ

1 . 市長閉会あいさつ

1 . 閉会の宣告

出席議員（21名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	穴田満雄
17番	山川豊	18番	海老田州夫
19番	見澤孝保	20番	東川継央
22番	杉田剛		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	市長室長	長谷川賢治
総務部長	神尾秋雄	市民福祉部長	毛利純雄
経済産業部長	出店学	会計管理者	山口博行
芦原温泉上水道財産区次長	土守善美	土木部理事	田崎震太郎

事務局職員出席者

事務局長	圓道信雄	事務局長補佐	中林敬雄
書記	渡邊清宏		

開議の宣告

議長（東川継央君） これより、本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、21名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） なお、竹田芦原温泉上水道財産区管理者より、体調不良のため、欠席の届出が出ております。

代理として、土守次長が出席しております。

また、石田理事よりも体調不良のため、欠席の届出が出ております。

議長（東川継央君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

会議録署名議員の指定

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、山川知一郎君、5番、山口峰雄君の両名を指名します。

議長（東川継央君） 日程第2から日程第33までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（東川継央君） まず、総務常任委員長より報告願います。総務常任委員長 北島 登君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 6番、北島 登君。

6番（北島 登君） 議長のご指名がありましたので、総務常任委員会審査のご報告をいたします。

当委員会は、去る3月7日、14日の両日に開会し、今回、当委員会に付託されました、議案第7号、平成19年度あわら市一般会計補正予算（第7号）委員会所管分をはじめとする、議案9件について、市長、副市長及び担当部課長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

以下、その経過と結果についてご報告いたします。

それでは、議案第7号、平成19年度あわら市一般会計補正予算（第7号）の当委員会所管分について申し上げます。

先ず、歳出の当委員会所管分の主なものにつきましては、その多くが、各項目において、事業費の確定や精算等により生じた不用額を減額するものが主なものであ

ります。

先ず、総務費関係においては、企画費及び情報化推進費で、事務費及び電算共同利用に係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金合せて559万6千円、賦課徴収費においては、固定資産課税客体異動修正業務委託料123万円、公債費関係においては、地方債償還利子で2,900万円をそれぞれ減額する一方、消防費において、嶺北消防組合負担金141万8千円、消火栓新設維持管理負担金325万2千円を計上しております。

一方、歳入につきましては、財政調整基金取り崩しの減額2億9,000万円のほか、地方交付税で1億5,071万6千円を、市債で780万円をそれぞれ減額する一方、個人・法人の市民税、固定資産税の増に伴い市税で1億7,000万円を追加計上しております。

審査の過程で、経費節減の一貫として虚礼廃止をしているが、市の功労者等の対応はどうか、との問いに対しては、非常勤の特別職職員の弔意に関する規程に定める基準に基づき、対応しているとのことであります。尚、市民に対する弔電が廃止されたが、何らかの代替措置を検討すべきではないかとの意見も出されております。

次に、みずといで湯の文化連邦推進協議会負担金の減額は、イベント企画の参加人数の減少に伴うものであるが、近隣自治体の交流は重要であることから、その対策はどうか。との問いに対して、毎年、場所やコースを変更しながら、実施しているが、今後、参加人数が増えるような対策を検討したいとのことであります。

以上、本案につきましては、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号、平成19年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ190万3千円を追加するもので、内容としましては、全国モーターボート競走施行者協議会分担金162万7千円などを追加計上し、歳入では基金繰入金160万円などを計上いたしております。

本案につきましては、特段、質疑もなく、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号、平成20年度あわら市一般会計予算の当委員会所管分について申し上げます。本案は、本市の厳しい財政状況の中、あわら市総合振興計画や新市建設計画に掲げる各種事業の取り組み、行財政改革の取り組みや地方公共団体財政健全化法の新基準が20年度から適用となることから、実質公債費比率などの財政指標が改善されるかどうかの重要な案件であることから、慎重に審査を行ったところであります。

先ず、歳出の当委員会所管分の主なものにつきましては、議会費に議員21名に係る経費など1億7,725万9千円、総務管理費において、一般管理費に行政連絡員131名に係る経費のほか、電子入札関連費用など5億134万2千円、文書

管理費に市例規集データ更新委託料など992万円、秘書広報費に市広報発行に係る経費など1,362万1千円、財政管理費に地方公営企業等金融機構出資金などの経費288万円、財産管理費に庁舎及び公用車等の管理、公有財産台帳整備業務委託料などの経費5,918万円、企画費にあわら市誕生5周年記念事業など1,539万2千円が計上されております。

また、情報化推進費では福井坂井地区広域市町村圏電算共同利用負担金などの経費9,219万5千円、国際交流推進費に日中友好協会活動事業補助など374万4千円、税務総務費に市納税組合連合会運営補助など8,796万5千円、賦課徴収費は固定資産路線価評価業務委託料など4,135万3千円などが計上されております。

消防費では、嶺北消防組合負担金、防災無線整備調査等委託料など5億2,334万2千円、公債費では元金・利子合せて14億4,933万7千円を計上し、予備費は1,000万円となっております。

一方、歳入の主なものにつきましては、市税において税源移譲による個人市民税や新增築に係る固定資産税の増などにより、前年度比3.2%増となる45億8,083万4千円を計上のほか、地方特例交付金は、恒久的減税による減収補填のための特別交付金は縮小されるが、税源移譲に係る住宅借入金等特別税額控除額の減収補填分が追加されるため、前年度と同額の3,600万円、地方交付税は普通交付税において地方税の偏在是正による財源を活用した地方再生対策費が創設されることにより前年度比1.2%増となる26億200万円、繰入金は財政調整基金繰入など3億5,343万8千円、市債に臨時財政対策債や合併特例債など6億5,990万円が計上されております。

次に、審査の過程で論議の集中した事項について申し上げます。

まず、日本中国友好事業についてであります。中国語版「藤野先生と魯迅」の活用方法や訪中団派遣事業の今後の在り方についてはどうかとの問いに対しては、あわら市持分2,000部のうち、1,500部は中国要人の方の他、中国の小中学生に対して、寄贈という形になるのでないかと思われま。また、残り500部についてはあわら市において利用する予定である。交流事業としては、心の交流は続けながら、ビジネスについては、どこかの時点でチャンスを見つけていかなければならないと思っており、中学生の交流事業は毎年継続したいが、大人の訪問事業については、概ね5年毎の実施ではどうかと思っているとのことでもあります。尚、藤野先生と魯迅の関係や紹興市の紹介などをケーブルテレビなど通じてPRすべきであるとの意見も出されております。

次に、各地域における自主防災組織の設立推進対策はどうかとの問いに対して、昨年10月に各区長に対し、アンケート調査を行った結果、回収の半数以上は必要があるとの意向を踏まえ、本年3月末には各区長と立ち上げについて協議に入りたいとのことでもあります。尚、防災組織立ち上げに係る市単独の補助制度については、他市の状況調査、区長の意向を踏まえながら、整備していきたいとのことで

あります。

次に、防災行政無線整備調査及び設計業務委託についてはどのような内容で整備するのかとの問いに対して、既に同報系を整備されている旧芦原町を含め、あわら市全域を対象に、同報系と移動系の両方を整備し、指令局は市役所に設置されるが、地域限定使用も可能となる拠点施設から発信できる地域放送施設の整備も含め、総事業費約3億5,600万円を見込んでいるとのこととあります。なお、MCA無線を利用しない場合は、約7億円が必要となるとのこととあります。また、業務内容としては、24時間対応の体制マニュアルをもとに、震度4以上、台風、津波等の避難命令、衛生通信を利用したミサイル発射等の緊急通報などのほか、行政関係で、緊急に告知したいものについては利用していきたいとのこととあります。

次に、市税徴収関係であります。行政組織の見直しに伴い、収納推進課が設置され、徴収嘱託員1人から3人となり、徴収体制の充実が図られるが、収納率の見込みはどうか、入湯税を逆算すると約62万人と見込まれるが、観光白書によると85万人となっているが、この差異の理由はどうか、また、地籍調査を進めることにより、課税客体が把握され、税込アップに繋がるのではないかと問いに対して、収納率については、現年度は例年並み、滞納繰越分については、率ではなく、金額アップで見込んでいるとのこと、入湯税については、セントピアあわらの入湯者が非課税扱いとなっていることが大きな要因であるとのこと、地籍調査については、旧金津地区が遅れているが、旧地区問わず調査可能なところから推進したいとのこととあります。なお、平成21年度から市税の納付方法が、納税組合を経由した収納を廃止し、納税通知書はすべて郵送とし、納税奨励金支給制度は廃止されることとしているが、地元に対する十分な理解を得るべきであるとの意見が出されております。

次に、今、話題となっているガソリン税の暫定税率を見込んだ予算編成となっているが、廃止となった場合に対して、基金等を取り崩して対応するかどうかとの問いに対して、あわら市では約3億円の影響があるとの見込みであるが、この影響額に対して、一般財源が充てられるかどうかであり、充てられない場合は、中止もやむを得ないとのこととあります。

最後に、議会費であります。他市では既に導入されている会議録調整業務委託及び会議録検索システムの導入については、早急に導入すべきであるとの意見が出されております。

以上、主なものを申し上げますが、本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号、平成20年度あわら市モーターボート競走特別会計予算について申し上げます。

本案は、一日平均売上げを1億375万円と見込み、予算の総額を前年度比5 .

6%減となる25億4,200万円と定めるものであります。

審査の過程で、年々、売上げが減少しているが、売上げアップ対策はどうか、また、現状では、基金を取り崩しながらの運営となっており、基金がなくなる可能性があるが、今後の考え方はどうかとの問いに対して、総合的には種々実施しているが、1つの例として、場外発売などは一定の効果を上げているが、新しいファンがいなく、ファン層の高年齢化により、これといった手段がないのが現状とのことであります。

なお、今後の対策としては、旅館組合と交渉中であるが、関西方面からツアーなどを誘致し、旅館に宿泊した場合、特観席の無料化などを検討していることのとあります。又、今後の運営の考え方については、基金の状況、公庫からの補填、マイナス決算の連続などあらゆるものを含めて、様子を見ていきたいとのことであります。

本案につきましても、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第28号、ふるさとあわらサポート条例の制定について申し上げます。

本案は、あわら市のまちづくりに賛同する個人、法人その他の団体からの寄附金を財源として、魅力あるふるさとづくりを推進するため制定するものであります。

審査の過程で、ふるさとあわらサポート基金の目的、積立方法、取り崩しする場合の期限や金額はどのように考えているのかとの問いに対して、ふるさと納税制度ができることから、受け入れ体制を整備するもので、基金の受け入れは1本化したものとし、管理は、事業毎に区分した台帳を整備し、取り崩しについては、臨機応変に対応したいとのことであります。

また、県の考え方は、県において受け入れ窓口を1本化したい意向であるが、あわら市と考え方が違うのではないかと問いに対して、県協議会が立ち上がったが、最終案は決まっておらず、最終的には、県と各自治体においての窓口が2つになるのではないかとあります。また、この基金は、サポート事業の中核であり、これを機会にサポーターのネットワーク化を検討したいとのことであります。

以上、本案につきましては、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第30号、あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、今回の機構改革に伴い、所要の改正を行うもので、内容としては、市長室を廃し総務部に統合、総務部から財政課、税務課を分離し収納推進課を新設し財政部とするものであります。

審査の過程で、まちづくりを推進するには長期的な対策が重要で専門部署が必要ではないか。又、企業誘致室は単独でもよいのではないかと問いに対して、新組織で

も重要な部署であるが、人員不足であるため、垣根を取り、仕事がやりやすいような体制を作りたいとのことであります。

以上、本案につきましては、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第31号、あわら市防犯隊設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消防団の組織見直しにあわせ、防犯隊の組織の規定を改正するもので、内容としては、隊長補佐を削除するものであります。

本案につきましては、特段、質疑もなく、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第33号、あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するもので、内容としては、後期高齢者医療制度の創設に伴う税率等の改正や国民健康保険税の特別徴収に係る規定を追加するものであります。

審査の過程で、例えば、今年8月に65歳となった場合は、いつから特別徴収となるのかとの問いに対して、今年1年間は普通徴収となり、来年より特別徴収となるが、6月・8月は仮徴収として、10月から本徴収となるとのことであります。

以上、本案につきましては、挙手採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第37号、福井県自治会館組合規約の変更について申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴うもので、会計管理者の設置を規約に規定するものであります。

本案につきましては、特段、質疑もなく、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案外になりますが、論議のありました主な事項について申し上げます。

先ず、芦原庁舎の利活用についてであります。庁内利活用検討会議において検討されてきた経過として、1案は解体撤去、2案は老人福祉センター及び南北幼稚園の複合福祉施設、3案は統合図書館を核とする生涯学習センターの3案が提示されましたが、この案以外に、給食センター、藤野資料館などの施設なども考慮できないか、また、早急に決定すべきであるとの問いに対して、この3案以外にも、政策的価値の高いもの、財政運営上、効果的なものを考慮して決めていきたいとのことであります。

次に、消防広域化についてであります。平成18年6月の消防組織法の一部改正、同年7月の「市町村消防の広域化に関する基本指針」告示を受け、平成19年度中に消防広域化推進計画を策定し、その後、5年程度で市町消防の広域化実現を

目指すし、県内3消防本部体制で広域化することとし、今後、自主的な市町の消防広域化を推進するとされておりますが、あわら市としてはメリットがなく、負担が増えるとの説明がありました。広域化に参画しなくてもよいのではないかとこの問いに対して、あくまでも市町村の自主的であり、強制ではないが、あわら市として参画するかどうかであり、参画しなければ、強い行政指導があると思われるが、今後、あわら市も参画した組合議会などで協議されることとあります。他に、一部事務組合等の合併の積極的な推進、災害用備蓄物資の早期配備や電子入札制度の導入に伴い、地元業者育成の十分なる配慮をすべきとの意見が出されております。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、総務常任委員会の報告といたします。

議長（東川継央君） 次に、産業建設常任委員長より報告願います。産業建設常任委員長、坪田正武君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 9番、坪田正武君。

9番（坪田正武君） 産業建設常任委員会審査のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月10日、13日の2日間にわたり、市長、副市長及び担当部長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案第7号、平成19年度あわら市一般会計補正予算（第7号）の当委員会所管分をはじめとする、議案14件について慎重に審査いたしました。

以下、主な経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第7号、平成19年度あわら市一般会計補正予算（第7号）の所管事項について申し上げます

本案は、事業費の確定及び精算等により生じた不用額の減額が主なものであります。

農林水産課所管では、坂井北部丘陵地農業経営体モデル事業補助金418万6千円、広域農道排水改良工事265万7千円、農地・水・環境保全向上活動支援事業負担金323万3千円、県営林道事業、劔ヶ岳線負担金480万円などが減額されております。

観光商工課所管では、あわら湯のまち駅便所漏水修繕に29万4千円が追加されたほか、工業導入促進費で社宅賃借料補助金108万円などが減額されております。

建設課所管では、県事業費の確定に伴い、県営道路改良事業負担金1,319万円、県営河川改良事業負担金381万4千円が、入札に伴い都市計画決定資料作成業務委託料202万円などが減額されておるほか、固定費先払い方式で除雪作業金額を算出することにしたことにより、除雪作業委託料725万円が追加されております。

上水道課所管では、高料金対策分に係る水道事業会計補助金200万円、農業集落排水事業特別会計繰出金78万7千円が減額されております。

次に、審査の過程で論議のありました主な事項について申し上げます。

農林水産課所管では、松くい虫の被害が増えているのに減額しているのはどうし

てかとの問いには、県の単価の見直しによるもので、事業量は変わらないとのこととであります。

なお、伐倒駆除は春60m³、秋70m³、地上散布は年2回行っているが、隣接市と連携をとり広域的に行うことによりさらに効果があるとのこととあります。

また、抜倒後の植栽については、国の補助事業はあるが、個人所有の山林で負担が伴うため事業を実施する地権者がいないとのこととあります。しかしながら、今後とも森林組合を通じて地権者に要請していきたいとのこととあります。

なお、海岸線の防風林については、県が植林を行っているとのこととあります。

次に、坂井北部丘陵地農業経営体育成モデル事業補助金の減額の理由はなにかとの問いには、当初はJAが雨よけハウス及び柿防除機の導入を予定していたが、農事組合法人が行うべきとの判断から法人設立に合わせ翌年度に繰り越したとのこととあります。

建設課所管では、除雪作業委託料で平成19年度から除雪の有無にかかわらず、固定費として除雪機械の保険料、車検料などの管理費と機械償却費の2分の1を支払う固定費先払い方式について、1、固定費に対し国の助成はないのか、2、償却費2分の1は、年間償却費の2分の1なのか、3、契約機械台数は何台なのかなどの問いに対して、国の補助はないが、雪寒地域ということで約5,500万円の地方交付税措置がある。償却費2分の1は、年間償却費のうち積雪期間分の2分の1であり、台数は45台で除雪エリアにより業者と契約しており、そのうち16台が県と重複し、固定費については県と折半しているとの答弁でありました。

なお、現在、市の職員が除雪機械に乗って除雪作業を行っているのは、県内の市ではあわら市だけであり、また技術面、事故等の心配があるので、今後、対応について検討していくとのこととあります。

以上、本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号、平成19年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ65万3千円が追加されております。

歳出においては、総務費の一般管理費で消費税148万4千円が追加計上され、事業費の維持管理費で施設修繕料など83万1千円が減額されております。

歳入においては、繰越金113万9千円などが追加計上され、一般会計繰入金78万7千円、農業集落排水事業基金繰入金50万円が減額されております。

本案につきましては、特段、質疑もなく、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号、平成19年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、収益的収入で下水道使用料268万8千円が追加計上され、収益的支出で九頭竜川流域下水道維持管理負担金350万円、消費税及び地方消費税1,561万1千円が追加されたほか、各費目の不用額が減額されております。

また、資本的収入では、下水道事業債 8,320 万円、資本的支出で下水道管渠実施設計委託料 600 万円、九頭流川流域下水道事業建設負担金 529 万円が減額されております。

本案につきましても、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 14 号、平成 19 年度あわら市水道事業会計補正予算（第 4 号）について申し上げます。

本案は、収益的収入で、一般会計からの消火栓維持管理負担金 150 万 4 千円が追加計上され、高料金対策補助金 200 万円が減額されております。

一方、収益的支出では、消火栓修繕費が 150 万 4 千円追加計上され、企業債利息 215 万 7 千円などが減額されております。

また、資本的収入で、一般会計からの消火栓設置負担金 174 万 8 千円が追加され、資本的支出では、配水設備改良費の工事請負費で同額が追加計上されております。

本案につきましても、特段、質疑もなく、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 15 号、平成 19 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

本案は、収益的収入において、営業外収益で落雷による罹災共済金 200 万 8 千円などが追加計上され、収益的支出で営業費用の修繕費で 65 万円が追加されたほか、不用額が減額されております。

本案につきましても、特段、質疑もなく、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 16 号、平成 20 年度あわら市一般会計予算の所管事項について申し上げます。

農林水産課所管では、農地集積実践事業補助金 1,490 万円、明日の地域農業を支える担い手条件整備事業補助金 4,760 万 8 千円、被害米除去対策事業補助金 2,828 万円、農地・水・環境保全向上活動支援事業負担金 3,073 万 2 千円、県営かんがい排水事業負担金 1,240 万円、土地改良事業償還金補助金 1 億 1,291 万 7 千円、県営林道事業、劔ヶ岳線負担金 1,410 万円などが計上されております。

観光商工課所管では、地域再生マネージャー事業の継承事業として市民コミュニティ活性化事業委託料 300 万円、商工会活動事業補助金 1,809 万 5 千円、中小企業振興資金預託金 1 億円、観光事業補助金 1,270 万円、セントピアあわら管理委託料 2,750 万円、花菖蒲園護岸改修工事 1,000 万円、セントピアあわら運営補助金 6,619 万 9 千円などが計上されております。

建設課所管では、一般市道に係る舗装補修工事費 2,300 万円、改良工事費 7,000 万円のほか、地方道路交付金事業の十日・嫁威線 2,000 万円、滝・

高塚線 6,000 万円、重義・国影線 6,000 万円、県営道路改良事業負担金 3,500 万円、除雪作業委託料 1,300 万円、宮谷川河川改修事業 3,500 万円、国土基本図作成業務委託料 3,300 万円、芦原温泉駅周辺整備及び都市公園整備に係るまちづくり交付金事業 1 億 9,750 万円、公営住宅ストック総合改善事業 1 億 1,116 万 3 千円などが計上されております。

上下水道課所管では、農業集落排水事業特別会計繰出金 3,698 万 2 千円、水道事業会計負担金・補助金 2 億 2,062 万 4 千円、公共下水道事業会計負担金・補助金 6 億 3,882 万 3 千円などが計上されております。

次に、審査の過程で論議のありました主な事項について申し上げます。

農林水産課所管では、鳥獣害対策について、電気柵は 5、6 年の耐用であることから、固定柵の設置、狩猟期間においても駆除を行っていかねばならないと考えるがどうかとの問いに対しては、新たに鳥獣害対策の法律が施行されたので、これに基づいて、農地・水・環境保全向上対策事業の活用も含めて地元と協議して 6 月補正に計上したいとのこととあります。また、駆除についても猟友会と協議しながら対応していくとのこととあります。

委員からは、補助事業の中で抜本的対策を地域にあわせて地域・行政・農業団体が一体となって考えていくべきではないかとの意見がありました。

次に、地籍調査の今後の計画はどのように考えているかとの問いには、地籍については行政の基図であり、金津、芦原を問わず並行して地籍の進捗を図っていきたくは担当課としては考えているとのこととあります。

次に、食育が叫ばれている中、これまでトリムパークで開催された「食のまつり」は意義があると思うが、今回、計上されていないのはどうしてかとの問いには、「JA からイベント行事は「花咲きまつり」だけにしたいとの申し出があったとのこととあります。

これに関連して、地産地消の取り組みについて、これからは米以外の食材、野菜、果樹などの地産地消を「きららの丘」を通して、学校給食、旅館に供給し取り組んでいくとのことと、現に、きららの丘の売り上げが平成 18 年度と比較し平成 19 年度は 3.75 倍に伸びているということは、地産地消が進んでいるのではないかと答弁でありました。

また、選果場から出る規格外の野菜を旅館等に供給すれば、地産地消になるのではないかと問いに対しては、旅館組合からも求められており、取り組みを行ったが、旅館との需給のバランスが取れなかったことから、今後はきららの丘を通して供給していきたいとのこととあります。

観光商工課所管では、前年度と比較して、北潟湖畔花菖蒲まつり事業補助金及び市商工会活動事業補助金が大幅に削減されていること、商工フェスティバル事業補助金及び夏まつり事業補助金が計上されていないことについての問いに対しては、基本的に悪い意味でのイベント行政からの脱却を図るため、今後は、地域や各団体の自発的な活動に対しては支援を行っていきたくはとの考えからとのこととあります。

花菖蒲まつりについては、ステージイベントの中止、商工会については、事業の精査などによる減額であり、商工フェスティバルや夏まつりについては、

団体や実行委員会が自主的な活動として実施していくようであれば支援していくとのことであります。

委員からは、これらのイベントは定着してきており、楽しみにしている人もいることから、予算を縮小してでも継続していくことはできないかとの問いには、まちの活性化、商工業の発展の観点からも団体や実行委員会の今後の動きをみていきたいとの市長の答弁でありました。

建設課所管では、金津芦原線の街路樹防除について、観光のまちの玄関口としてこれまで適期防除が行われていなかったのではないかと指摘には、防除は適時行ってはいるが、15mぐらいの高木で、防除も不十分だったことから、今回は上部を剪定し防除がしやすくするとのことで、今後も景観に配慮し管理していくとのことであります。

次に、道路改良工事7,000万円の使途はどのように考えているのかとの問いには、芦原三国線の道路補修に2,000万円、残り5,000万円は主に集落内の門型側溝整備に充てる計画であり、芦原地区、金津地区、人口割で按分して整備を進めていくとのことであります。委員からは、市全体を眺め、整備計画をたててもらいたいとの要望がありました。また、下水道整備の終わったところは、簡易な側溝整備でもよいのではないかと意見には、安く整備できるように区長と協議しながら整備を進めるとの答弁でありました。

次に、地方道路交付金事業 重義・国影線の歩道整備について、どのような経緯で事業を行うのかとの問いに対しては、金津三国線との交差点から上重橋までは歩道がないことから、県道と市道のネットワーク化の観点から新規事業として整備を行うとのことであります。

これに対し、委員からは、通学路としての位置づけは乏しいこと、新規事業であることから、市民から要望のある、集落内の門型側溝整備、新市建設計画に掲げられている千束・赤尾線の事業着手など、市街地の整備が進む中、周辺部の整備が遅れているのではないかと指摘がありました。

次に、まちづくり交付金事業について、新幹線整備の先が見えない状況の中、これまでの計画どおり駅前周辺整備を進めていくのかとの問いには、2つの駐車場、駐車場までのアクセス道路の整備は必要であり3ヵ年で整備していき、次に、西口駅前広場の整備を考えているとのことであります。

以上、本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号、平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、予算の総額、歳入歳出それぞれ6,500万円で、前年度と比較して300万円の減となっております。

主な内容は、歳入で、使用料及び手数料1,372万7千円、一般会計繰入金3,698万2千円などが計上され、歳出では、青ノ木・宮谷地区及び劔岳地区の施設の維持管理経費1,845万2千円、公債費4,005万9千円などが計上されております。

本案につきましては、特段、質疑もなく所要の措置であり、挙手採決の結果、

挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第22号、平成20年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算について申し上げます。

本会計は、古屋石塚地係において、約5ヘクタールの産業団地を整備するもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,800万円であります。

主な内容は、歳入においては、県補助金3億4,540万円、財産売払収入7億4,260万円が、歳出において、事業費10億5,882万円、公債費785万円などが計上されております。

委員からは、造成した土地については売れ残ることのないよう企業誘致に努力してほしいとの意見がありました。

以上、本案につきましては、特段、質疑もなく所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第24号、平成20年度あわら市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

本案は、「収益的収入及び支出」の収入においては、11億7,875万円、支出において11億6,851万8千円が計上されております。

また、「資本的収入及び支出」の「収入」においては、9億5,132万3千円、「支出」において、12億6,236万3千円が計上されております。

平成20年度の建設事業は、国庫補助事業分で5億2,000万円、市単独事業分で1億円が予定されております。

審査の過程で、下水道の未接続者への指導は、どのように行っているのかとの問いに対し、平成18年度末の下水道接続世帯の割合は86.4%となっており、これより接続率の低い行政区の区長を通して接続依頼しており、市の広報にも掲載して接続促進を図っているとのことであり、しかしながら、老人のみの世帯、建て替え予定の世帯では、接続はすぐには困難な状況にあるとのことであり、

次に、下水道整備は平成28年完成の目標となっているが、現在の予算規模では遅れるのではないかと問いには、平成22年度の認可変更にあわせて、現在、認可区域に入っていない区域の区域編入、流入先の変更などを含めて検討していくが、6億円ベースでは現在の認可区域でも期限までの完了は難しいとのことであり、

委員からは、計画どおり重点的に整備を進めてもらいたいとの強い意見がありました。

次に、雨水侵入水対策調査委託料について、昨年実施した調査により、今回の予算額が前年度より少ないのか、また、効果があったのかとの問いには、昨年は、調査箇所は614箇所、そのうち早急に対策が必要な箇所は汚水ますの破損など17箇所であった。それに基づき、土地所有者及び受益者に対し対処を依頼したとのことであり、前年度と比較して予算額が少ないのは、雨天時の調査であるため、対象箇所を絞り十分な調査を行いたいからとのことであり、

次に、実施設計委託料について、認可設計を行ったところが落札することが多いことから発注方法はどのように考えているのかとの問いには、あわら市の業者指名選考基準に基づいて、一般競争入札か指名競争入札にするか決定しているとのことであり、

以上、本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第25号、平成20年度あわら市水道事業会計予算について申し上げます。

本案は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道料金5億6,416万5千円、一般会計からの高料金対策補助金2億700万円など8億8,917万4千円、支出において、県水受水費4億8,373万7千円、企業債利息1億880万7千円など8億8,326万5千円が計上されております。

一方、「資本的収入及び支出」の収入においては、上水道企業債1億円、石綿セメント管更新等国庫補助金800万円など1億4,620万円、支出においては、老朽管の布設替えなどの配水設備改良費1億3,500万円、企業債償還金1億5,500万3千円など3億5,166万8千円が計上されております。

なお、公共下水道区域以外で石綿管や老朽管の布設替えの残りは、今年度末で金津地区約6キ口、芦原地区約5キ口とのことで、あと3年ぐらいで無くなるとのことであります。

以上、本案につきましても、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第26号、平成20年度あわら市工業用水道事業会計予算について申し上げます。

本案は、「収益的収入及び支出」の収入において、1,073万1千円、支出において、996万6千円がそれぞれ前年度並みに計上されております。

なお、平成20年度は、建設改良等の予定がないため収益的収支の計上のみとなっております。

本案につきましては、特段、質疑もなく、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第27号、平成20年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について申し上げます。

本案は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道料金1億7,383万5千円など、1億7,474万7千円が計上されております。

支出においては、取水及び送水に要する経費として1億58万9千円など1億7,200万1千円が計上されております。

一方「資本的収入及び支出」の収入においては、前年度当初予算に比較して、92.6%の減となる22万6千円が計上されており、支出においては、配水管布設替え工事など配水設備改良費で1,581万7千円、事務費で2,280万6千円など、21.5%の減となる、3,992万3千円が計上されております。

なお、水道料金の値上げについて、これまで問い合わせもなく、区域内の業者等の了解はおおむね了解を得たものと考えているとのことであります。

以上、本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で

原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第32号、あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、産業団地整備事業を推進するに当たり、特別会計を設置して実施する必要があるため、制定されるものであります。

本案につきましては、特段、質疑もなく、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第36号、芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、財産区における使用水量の落ち込みにより、収益自体も減少しており、これを改善するため、基本料金を現行の682円から900円、率にして32%、超過料金を現行の105円から120円、率にして14.3%に改定されるものです。

本案につきましても、特段、質疑もなく、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案外になりますが、花咲ふくい農業協同組合及びあわら市商工会からの要望等については申し上げます。

まず「坂井北部丘陵地活性化に関する要請」については、「丘陵地ブランド」の確立を図るため、土壌調査による土壌基盤整備への取り組み、冬季を中心とした地産地消の拡大を図るため、低コスト・耐候性ハウスの導入や産地間競争に負けない選果選別の確立を図るため、光センサーの導入の取り組みを求めるものであります。

また、「平成20年度市商工会事業活動に伴う補助金等の要望」については、街中活性化策として空き店舗を活用した事業や会館の雨漏れ修繕等に対して支援を求めるものであります。

これらの要望については、特段、質疑もなく、趣旨については賛同できるものと決した次第であります。

以上、主な審査の経過と結果を申し上げ、産業建設常任委員会審査の報告といたします。

議長（東川継央君） 次に、教育厚生常任委員長より報告願います。教育厚生常任委員長、関山博夫君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 7番、関山博夫君。

7番（関山博夫君） 議長のお許しをいただきましたので、教育厚生常任委員会の審査の報告をさせていただきます。

当委員会は、去る11、12の両日にわたり、市長、副市長、教育長並びに担当部課長等のご出席を求め、付託されました予算案9件、条例案3件、規約の変更案1件、請願1件を慎重に審査いたしました次第でございます。

以下、その経過と結果についてご報告をいたします。

議案第7号、平成19年度あわら市一般会計補正予算（第7号）の当委員会付託分について申し上げます。

生活環境課所管では、コミュニティーバスの運行委託料で運賃収入と入札差金で376万6千円の減額、広域生活路線維持対策等事業補助金1,059万円の増額、ごみ袋作成、及び福井坂井地区広域市町村圏事務組合の入札差金2,557万3千円の減額補正が主なものであります。京福バスの県単補助の4路線につきましては県の補助金がカットされる可能性があり、今後はコミュニティーバスの運行と合せて協議していくとのことでございました。

福祉課所管では、障害者施設入所支援事業利用者数減に伴う、介護給付費2千万円の減額、児童手当精査に伴う879万円の減額、各保育園、保育所の措置委託料において、保育単価の上昇、保育園児の増減に伴い671万5千円を増額、同じく各幼稚園の措置委託料においては736万3千円を減額、生活保護費952万円の増額補正が主なものであります。

健康長寿課所管では、要介護者数の見込みの下回り等のため、介護保険広域連合の負担金1,262万6千円を減額、老人保健特別会計繰り出し金1,050万1千円を増額、介護予防事業委託料628万4千円を減額、がん検査委託料306万5千円を増額補正が主なものであります。

なお、介護予防事業の減額については、対象者である特定高齢者の減少が原因であるが、対象者を把握する事業が当初予定より進まなかった事も原因であるとの説明でした。

教育総務課所管では、繰越明許費として、12月補正でお願いした各小学校の体育館の耐震補強事業については本年度中の完成が困難なことから、吉崎幼稚園分と合せて、20年度に全額繰り越すとのことであります。

小学校、中学校の燃料費において、灯油に単価アップに伴う290万円の増額、芦原中学校の改修工事等、金津中学校の耐震診断設計委託料の入札差金による125万円の減額のほかに、各事業費の確定に伴う減額補正が主なものであります。

小中学校の暖房については、昨今、灯油が高騰しているが、設定温度にとらわれず、実感で判断していただき、快適な教育環境の整備をお願いしております。

文化学習課所管では、公民館費で燃料代69万5千円の増額補正、創作の森アートコアエントランス工事、枕木敷設工事の入札差金による53万7千円の減額補正が主なものであります。

スポーツ課所管では、トリムパークかなづ費、体育施設費燃料費において、灯油単価アップに伴う25万2千円の増額、体育施設費において、金津中学校学校、国影トレーニングセンターの電気料の不足分50万円の増額補正が主なものであります。

本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第8号、平成19年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第

4号)について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,148万円を追加するもので、歳出の主な内容としまして、保険給付費において、残り3か月分を見込んで1億8,150万円を増額、老人保健拠出金において拠出金の確定に伴い3,428万8千円を減額、共同事業拠出金において精算見込みに伴い2,381万9千円を減額するものであります。

一方、歳入の主な内容としましては、療養給付費等負担金2,870万8千円を増額、財政調整交付金5,630万9千円を増額、療養給付費等交付金5,507万9千円を増額する一方、共同事業交付金2,381万1千円を減額するものであります。

一人あたりの医療費については、最終的な確定ではないが、見込みで一般非保険者で19万4,700円、退職者で34万500円ぐらいとの報告がありました。

本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第9号、平成19年度あわら市老人保健特別会計予算(第4号)について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,437万9千円を追加するもので、歳出の主な内容としましては、3ヶ月分の不足分を見込みとして医療給付費1億2,350万円を増額する一方、歳入の主な内容としましては、医療交付金6,725万3千円の増額、現年度の精算見込みに伴い、医療費負担金、国、県合わせ5,250万6千円などを追加するものであります。

なお、理事者からは、一人あたりの医療費については、最終的な確定ではないが、見込みで83万3千ぐらいとの報告がありました。本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号、平成19年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,210万6千円を減額するもので、歳出の主な内容としましては、指定介護老人福祉施設事務費において、雲雀ヶ丘寮増築工事費1億7千万円を減額、土地購入費2,178万5千円を減額、事業用備品2,205万円を減額、指定介護老人福祉施設事業費において、基金積立金として2,474万6千円を増額する一方、歳入の主な内容としましては、指定介護老人福祉施設費において、指定介護老人施設整備事業債で、2億7千万円の減額などを追加するものであります。

本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議案第12号、平成19年度あわら市一般会計予算のうち、当委員会付託分について申し上げます。

まず、市民課所管に関して申し上げます。

戸籍住民基本台帳費において、19年度で新規導入したICカード自動交付機の標準システムウェア保守点検委託料、福井市のアオッサに設置の証明書自動交付機にかかる委託料及び使用料など5,124万4千円、以上が主な計上であります。

ここで質疑のあった主なものを申し上げます。

ICカードによる証明書自動交付機の利用状況について質疑がなされました。理事者からは、3月1日から供用開始しており、1週間でアオッサで12件、あわら庁舎で17件の利用であり、ICカードの発行については、平成15年から18年の間で1ヶ月4.4枚の発行であったものが、2月15日から即日交付になり、1ヶ月242枚になっており、トータル537枚の実績との報告がありました。

なお、証明書自動交付機の設置については、県は申請しており、旧芦原庁舎、あわら湯のまち駅への設置を考えているとのことでありました。

次に、生活環境課所管に関して申し上げます。

交通安全対策費において、交通指導員25名分の報酬、あわら交通安全協会活動補助金など407万3千円、公共交通対策費において、コミュニティーバス運行事業委託料、駅前と昨年オープンした東口の市営駐車場管理委託料、えちぜん鉄道経営支援補助金など8,222万9千円、環境衛生費において、坂井地区環境衛生組合地区及び三国あわら斎苑組合の負担金7,708万3千円、公害対策費において、公害測定調査委託料、ダイオキシン類測定委託料など532万1千円、清掃総務費において、ゴミ減量等推進委員194名の報酬など2,695万6千円、芥処理費において、各種ゴミの収集に対する委託料、福井坂井地区広域市町村圏事務組合への負担金、資源回収奨励事業補助金など5億8,322万3千円、以上が主な計上であります。

ここで質疑のあった主なものを申し上げます。

あわら市だけが前年度比でゴミの搬入量が増えており、今後の対応について質疑がありました。坂井市においてはプラスチックゴミの分別を実施しているため、搬入量が減っているものであり、あわら市については、処分費も問題も検討しながら、21年度を目標に実施したいとのことでありました。

委員からは、同じ広域圏の処理場を使うなら、分別の仕方も市町で違いがあり、何らかの統一した分別方法が必要であり、一般ゴミの搬入量についても増えており、今後の対策をお願いしました。

理事者側からは、衛生担当者会議で統一した考え方について協議していくとのことでありました。

また、コミュニティーバスの見直しについて質疑がされ、9月に大幅な見直しを行なう予定であり、スクールバスの利用や病院への乗り入れも調整もしながら、坂井市との相互乗り入れも検討するとのことでありました。

次に、福祉課所管に関して申し上げます。

社会福祉総務費において、市社会福祉協議会運営事業補助など8,964万7千円、障害者福祉費において、相談支援事業委託料、重度心身障害者医療費助成、各

介護給付費など4億8,754万1千円、児童福祉総務費において、放課後児童クラブ指導員賃金、細呂木保育所、金津東保育所の放課後児童クラブ委託料、乳幼児医療費助成費、児童扶養手当支給費など2億22万6千円、児童措置費において、児童手当支給費など2億1,639万1千円、母子福祉費において、母子父子医療費助成費、母子生活支援施設入所措置費など2,855万1千円、保育所費において、妙安寺保育園他6園への措置委託料、次世代育成支援対策補助金、保育所送迎バス運行事業補助金など6億5,398万7千円、幼稚園費において、本荘幼稚園、北潟幼稚園措置委託料、その他運営費など3億364万1千円、児童福祉施設費において、子育て支援センター、児童館の管理運営に係る経費など2,811万7千円、生活保護総務費において、職員2人の人件費など1,716万9千円、生活保護扶助費において、生活保護世帯に係る保護費1億8,000万円、以上が主な計上であります。

ここで質疑のあった主なものを申し上げます。

年々増大する生活保護受給者の現在の状況と、生活状況の確認について質疑がありました。2月1日現在で、84世帯99人であり、生活状況の確認については、2名のケースワーカーが対応しており、新規の生活保護者については、6ヶ月間は毎月訪問しており、その後、金銭感覚が不安定な状態であれば、更に訪問するが、その後は3ヶ月毎、更に1年に1回の訪問になる。市民からも生活保護者の生活態度については苦情が来ており、民生委員の意見を聞いて確認にしているとの説明がありました。

また、就学前の幼児教育について質疑がありました。現在、旧金津地区は保育所の民営化、旧芦原地区は幼保一元化の流れできており、合併後5年を経過しており、あわら市として、保育所、幼稚園、幼児園の形態の整理を検討中とのことでした。市長個人としてはこれらの形態をひとつにすることは考えておらず、旧両町の今までの流れを尊重しながら、ある程度整理し、規模の大きさを判断基準として、今年度中に方向を出したいとの意見でありました。

次に、健康長寿課所管に関して申し上げます。

社会福祉総務費において、国民健康保険特別会計への繰出金が1億2,926万2千円。老人福祉総務費において、健康長寿祭の開催経費、介護保険広域連合負担金、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金、3月診療分のみ老人保険特別会計繰出金、新規の後期高齢者医療特別会計繰出金など7億7,366万2千円、老人福祉施設費において、市姫荘、百寿苑の管理委託料、老人保護施設措置費など1億2,814万8千円、地域支援事業費において、介護予防事業委託料、家族介護継続支援費、また新規の在宅介護支援事業補助金など6,657万7千円、保健衛生総務費において、医師、歯科医師会の地域医療活動費など2,452万4千円、予防費において高齢者インフルエンザ接種等の各種予防接種委託料など2,404万3千円、保健費において、妊婦・乳児検診委託料、がん検査等の市民の健康診断に係る委託料など4,074万2千円、以上が主な計上であります。

ここで質疑のあった主なものを申し上げます。

健康長寿祭の実施について見直しの必要性について質疑がされました。委員からは、できるだけ多くの方が出席できるように、小規模な開催も含めて、参加しない人たちへの対応を検討して欲しいとの意見や公民館活動者を中心に、手作りの健康長寿祭の開催を検討して欲しいとの意見が出されました。

理事者からは、昨年状況では該当者の約30%の出席率であるとの報告があり、本来の目的は健康長寿を祝う事や、年に一度の懇談であると思うが、手作りというのは大事であるが、会場が増えた場合の人員の確保が当面の課題であり、出席者の方の意見を聞いて、今後も検討するとの説明がありました。

次に教育総務課所管に関して申し上げます。

事務局費において、新規採用のスクールソーシャルワーカーの賃金、錦城中学校生徒委託料、子供の安全を守るための情報システム管理委託料、各教育委員会協議会の負担金、全国中学校体育大会開催に伴う負担金など1億53万9千円、海外派遣費において、金津、芦原両中学生の海外派遣事業経費など728万5千円、小学校費において、学校管理費として、複式学級解消及び、障害児、多動性児童対応の講師11名の配置に係る経費、小学校耐震補強計画及び設計監理委託料、障害者対応のトイレ改修工事など1億7,847万5千円、教育振興費として、外国人講師の謝礼、スクールバス運行委託料、市独自の社会科副読本の印刷費、教材用の備品購入など3,963万9千円、中学校費において、学校管理費として、芦原中学校耐震診断業務委託料や維持管理に係る経費など6,532万円。教育振興費として、スクールバス運行委託料や生徒通学費補助金、部・クラブ全国大会等出場補助金など4,081万8千円、幼稚園費において、園児数の増による臨時職員賃金、細呂木幼稚園のエアコン設置など7,935万6千円、学校給食費において、自校式給食、センター式給食にかかる1億9,855万6千円、以上が主な計上であります。

ここで、審査の過程で質疑のあった主なものについて申し上げます。

新規のスクールソーシャルワーカーについて質疑が出されました。今回あわら市として設置するものであり、子供のカウンセリングだけでなく、家庭、地域、社会、これら教育環境も対象に、問題点の背景について調査し、教育環境の改善を行なうとの説明でありました。つまりスクールカウンセラーは子供の対応、スクールソーシャルワーカーは家庭環境を含めた広い範囲の対応を行なうものであり、カウンセラーの委員会に入っただき、横の繋がりを深めて対応にあたっていただくとのことでありました。

また、給食センターについて、給食に対する冷凍食品の価格、品質について質問が出されました。冷凍食品については今のところ価格の高騰はないが、揚げ油に関しては値上がりに対して危機感をいだいている。また、中国製品の使用については、

冷凍食品だけでなく、他の食材に対しても、業者に対しては中国産の納入を控えるよう指示しているとのことでありました。地産地消については、市内、県内産の食材31品目を使用しており、率にして27.1%であると説明がありました。

次に文化学習課所管に関して申し上げます。

社会福祉施設費において、社会福祉センターの維持管理及び運営経費 2 8 3 万 6 千円。労働施設費において、勤労青少年ホーム、働く女性の家の維持管理及び運営経費 4 0 8 万 7 千円、社会教育総務費において、生涯学習事業に係る経費、成人式開催経費、各種教育関係団体への負担金、活動補助金など 8 , 0 1 8 万 9 千円、公民館費において、各種 2 5 講座の開催に関する経費のほか、中央公民館はじめ 8 公民館の運営に要する経費など 9 , 6 8 7 万 2 千円、図書館費において、新規図書購入費 5 0 0 万円のほか、金津、芦原両図書館の施設管理に係る経費など 5 , 0 7 1 万 8 千円、文化振興費において、創作の森管理委託料、運営補助金、1 0 周年記念事業補助金その他、観月の夕べ開催補助金、創作の森・アートコア監視カメラ設置工事など 1 億 4 2 4 万 3 千円、文化財保護費において、吉崎御山の清掃管理委託料、松くい虫の樹幹注入による防除など 4 6 2 万 6 千円、埋蔵文化財費において、遺物整理に係る経費など 1 4 2 万 3 千円、以上が主な計上であります。

ここで、質疑のあった主なものについて申し上げます。

金津創作の森の 1 0 周年記念事業の内容について質疑が出されました。これについては記念誌の発行を考えていおり、発行予定部数は千部であり、県内及び国内の美術関係者への配布を考えている。また、金津創作の森のオープン以来の経済効果の調査を行なうとの説明でありました。

次にスポーツ課所管に関して申し上げます。

トリムパークかなづ費において、施設保守点検費、植栽木維持管理費、清掃管理委託費などの維持管理に要する経費など 4 , 6 1 4 万 6 千円、保健体育総務費において、体育指導員 2 6 名、スポーツ振興審議会委員 1 2 名分の報酬、体育指導員にかかる各種協議会負担金など 4 , 9 6 6 万 6 千円、体育施設費において、農業者トレーニングセンター等の屋内施設その他、4 つのグラウンド、B & G のプールにかかる維持管理経費、市民武道館床改修工事など 3 , 2 0 7 万 2 千円、体育振興費において、トリムマラソン及び各種スポーツ大会の運営に係る経費、体育協会等に委託する各種スポーツの委託費、スポーツ少年団活動補助金など 1 , 9 3 0 万 8 千円、以上が主な計上であります。

ここで、質疑のあった主なものについて申し上げます。

市民体育祭の開催についての質疑がありました。合併後の市民の融和のために開催をしているものであり、第 3 回と第 4 回大会は、雨のため半日の実施であったため、参加人数としては 2 , 5 0 0 人程度である、現在、各地域でも運動会を実施しているが、しばらくは様子を見てほしいとのことでありました。

委員からは、体育祭ではなく、競技種目別の市民総合の大会の開催を視野に入れてほしいとの意見と、人集めのための景品の予算計上について意見が出され、今後、体育協会の役員会で協議していくとのことでありました。

本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案の

とおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

本年度においては、後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢者支援金が新たに創設され、それに伴い老人保健拠出金が大幅に減額され、75歳以上の老人被保険者、約3,000人が送出することとなります。また、退職者医療制度適用年齢の改正により65歳からは一般非保険者扱いになったことから、保険給付費、共同事業拠出金が増額されております。また、40歳から74歳までの特定健康審査委託料、ならびに特定保健指導委託料が新規で計上されております。

主な内容であります。歳出において、総務費4,997万3千円、保険給付費20億6,093万1千円、老人保健に変わるものとして後期高齢者支援金11ヶ月分として2億8,915万2千円、老人保健拠出金1ヶ月分として4,065万7千円、介護納付金1億5,050万円、共同事業拠出金3億7,564万1千円、保健事業費として特定検診にかかる委託料など2,011万8千円が計上されております。一方、歳入では、国民健康保険税7億710万円、国庫支出金5億9,144万5千円、新規として、65歳から74歳までの医療費負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整する制度が創設され、前期高齢者交付金7億8,493万1千円、療養給付費等交付金2億8,100万4千円、共同事業交付金3億7,563万6千円、一般会計からの繰入金1億2,926万2千円、以上が主な計上であります。

ここで、質疑のあった主なものについて申し上げます。

医療費の抑制のための対策について質疑がありました。まずは生活習慣病、俗にいうメタボリックシンドロームの予防が大事であり、20年度からの新規事業である、40歳から74歳までの特定検診、特定保健指導に取り組み、メタボリックシンドロームの現象を促し、時間をかけて減少を目指すとのことでありました。

本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案とおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号、平成20年度あわら市老人保健特別会計予算について申し上げます。

後期高齢者医療制度への移行に伴い、平成20年3月分、1ヶ月分の予算計上となっております。

主な内容であります。歳出では、医療諸費において3億2,051万7千円などが計上され、歳入では、支払基金交付金1億6,466万8千円、国庫支出金1億388万5千円、県支出金2,597万円、繰入金2,599万4千円などが計上されております。

本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案とおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号、平成20年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算につい

て申し上げます。

20年度より、後期高齢者医療制度設立に伴う新たな特別会計であり、総額で歳入歳出それぞれ3億2,800万円としております。

主な内容であります。歳出では、総務費において、福井坂井地区広域市町村圏事務組合への負担金など400万円、後期高齢者医療連合納付金で、連合への負担金3億2,400万円が計上され、歳入では、後期高齢者医療保険料2億6,900万円などが計上されております。

ここで、質疑のあった主なものについて申し上げます。

後期高齢者医療保健と老人保健の比較について質疑がなされました。市全体から考えれば、現段階では市の持ち出し分は変わらず、同程度の支出ではあるが、被保険者の方からみれば、県で一本化されたことにより、市単独で実施した場合に比べて保険料は安くなるとのことであります。

本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号、平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計予算について申し上げます。

養護老人施設事務費において、臨時職員18名の賃金、施設にかかる各点検委託料、外周450mのフェンス設置工事など9,393万6千円、養護老人施設事業費において、入所者90名の日用品、給食材料、備品購入費など5,661万6千円、指定介護老人福祉施設事務費において、増床を見込んでの施設にかかる点検委託料、土地借り上げ料、買収用地の整地等の外溝工事など1億7,793万4千円、指定介護老人福祉施設事業費において、寝具等のリース料、電動ベッド14台の購入費など5,325万1千円、通所介護事業費において、デイサービスにかかる諸経費、エアコン3台の取替え工事など5,242万4千円、短期入所生活介護事業費において、ショートステイにかかる諸経費、電動ベッド3台の購入費など2,234万6千円、居宅介護支援事業費において、ケアマネージャーの給料など816万1千円、訪問介護事業費において、ヘルパーの派遣にかかる諸経費、公用車2台の購入費など1,691万2千円、特定施設入居者生活介護事業費において、8部屋分の備品など804万2千円、以上が主な計上であります。

ここで、質疑のあった主なものについて申し上げます。

20年度の増床分を含めた運営について質疑がありました。今年度については、当初より満床で運営するのではなく、1年を通じて満床にするため、職員の配置や研修等の先行投資をお願いしているとのことであります。しかしながら、去年の段階から職員の確保をすべきであり、年度末にならなければ受け入れの準備ができないような考えではなく、一日も早く経営が成り立つ姿勢が必要だとの強い意見が出されました。また、本会議一般質問の中で、民営化の委託先について特定の団体名を公にしたことに対しては議会軽視であり、公設民営化に対しては議会ではなんらかの判断を出しておらず、今後の審議において、議会の中の議論を制約してしま

うものであるとの意見も出されました。

本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第29号、あわら市後期高齢者医療に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、医療制度改革関連法の成立により、平成20年度から独立した後期高齢者医療制度の創設に伴い、あわら市後期高齢者医療に関する条例を制定するものであります。

少子高齢化が進み、高齢者の医療費が増大することが見込まれる中で、公的医療保険制度の運営が危機的状況を迎えており、高齢者の医療費を安定的に確保し、将来に渡って安心して医療を受けられるようにするために、医療費の負担について高齢者の負担と現役世帯の負担を明確にして、国民全体で支えもって、高齢者の福祉増進を図るものであります。

本案につきましては、特段、質疑もなく、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第34号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者の一部負担にかかる規定等について、所要の改正を行なうものであります。本案につきましては、特段、質疑もなく、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第35号、あわら市学校体育館の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

あわら市学校体育館の開放に関する条例は、学校教育法より引用をしているため、同法の改正に伴い、同条例の一部改正を行なうものであります。

本案につきましては、特段、質疑もなく、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第38号、福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更について申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の全部改正等に伴い、福井県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により一部改正を行なうものであります。

本案につきましては、特段、質疑もなく、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、付託されました案件について、教育厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

議長（東川継央君） 暫時休憩します。なお、4時45分、再会いたします。

(午後4時36分)

議長（東川継央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4 時 47 分）

議長（東川継央君） 本日の議事の都合により予め延長いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。よって、本日に会議時間は延長することに決定しました。なお、寺井教育長は、他の公務のため退席の届け度があり、許可いたしました。

議長（東川継央君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、日程第 2 から日程第 3 3 までの、討論、採決に入ります。

議長（東川継央君） 議案第 7 号、平成 1 9 年度あわら市一般会計補正予算（第 7 号）について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第 7 号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第 7 号、平成 1 9 年度あわら市一般会計補正予算（第 7 号）については、各委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第 8 号、平成 1 9 年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第 8 号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、平成19年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第9号、平成19年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第4号）について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第9号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第9号、平成19年度あわら市老人保健特別計補正予算（第4号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第10号、平成19年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第3号）について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第10号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第10号、平成19年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第11号、平成19年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第11号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、平成19年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第12号、平成19年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第2号）について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第12号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第12号、平成19年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第13号、平成19年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第13号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、平成19年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第14号、平成19年度あわら市水道事業会計補正予算（第4号）について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第14号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、平成19年度あわら市水道事業会計補正予算（第4号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第15号、平成19年度芦原温泉上水道財産区水道事業会

計補正予算（第2号）について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第15号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第15号、平成19年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第16号、平成20年度あわら市一般会計予算について討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） まず、原案に反対者の発言を許します。

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 私は、今回の一般会計予算に反対の討論をさせていただきたいと思います。橋本市政になりまして、最初の予算、評価すべき点多々あります。

一つは、県下初の産後1ヶ月間の母子検診の無料化を実現したこと、また、市長交際費、これを100万円減額したこと、また、昨年から市長の報酬40%カットを引き続き継続する等、真摯に財政の無駄を省くということに努力しておられるとそういう点は、高く評価をするものでございます。しかし、市長が抱えておられる「若者が住んで子供を産み、育てたくなるまち」このためには、私は、何よりも市民の暮らしを守る福祉や医療、教育を思い切って充実をすることが必要であるというふうに考えます。その点で、第一は、国民健康保険税を今回、総額6,000万円、一所帯平均14,171円値上げすることは、容認できないところでございます。国保税は、各種の税の中でもっとも負担の重いものであり、特に低所得者ほど、負担率が高いものであります。この、国保税の値上げは、ここ数年、進んでおります、格差と貧困の広がり、これに拍車をかけ市民の家計を圧迫し暮らしを直撃するものになると考えます。また、この値上げは、国保税の一層の滞納増加や資格証明書の発行増加に繋がることが予想され国保税を払えない低所得者が医療保険制度から排除されることに繋がると考えます。厳しい財政状況にあることは、十分、理解をしておりますが、市民から厳しい批判をあびた議員報酬の値上げ、緊急性のないと思われる地方道路整備事業やまちづくり交付金事業の中止、あるいは、先送り等で国保特別会計への繰り出し金を増やせば、値上げを完全に押さえることができなくてもある程度、抑制することはできたのではないかというふうに考えます。

二つ目は、4月から始まる後期高齢者医療制度に関連して一般会計から負担金、繰出金として約3億6,500万円を支出するとなっております。言うまでもなく、

4月から始まる後期高齢者医療制度は、75歳以上になったということだけの理由で、今まで入っていた保険から強制的に高齢者が追い出され新たな負担を強いられ、さらに必要な医療も制限をされるという極めて不当なものであります。しかも、この保険料の負担、また、市の財政負担も2年毎に見直しをするというふうになっております。この先、高齢者人口は、ますます増加することが予想され当然、2年毎に一人一人の保険料負担も市の財政負担も膨らんでいくということは、明らかだというふうに考えます。こういう後期高齢者医療制度は、どこから考えても長年苦勞されてきた高齢者を大事にする制度とは、とても言えず、きっぱりと中止あるいは、廃止をすべきものであるというふうに考えます。もちろん、国民健康保険にしても、後期高齢者にしても根本的には、国の政策に大きな原因があります。この際、市長には、国に対して、こういう誤った後期高齢者医療制度は中止をする、また、国保に対しては、国の負担を増やすように協力に働きかけをしていただくように強く求めるものでございます。

反対の3つ目の理由としては、自衛隊募集事務等委託料として56,000円が支出されておりますが、最近のイージズ鑑衝突事故やインド洋への派兵でも明らかのように自衛隊は、日本国民の命と安全を守ることよりも米軍事戦略の一役を担うことを優先しており憲法違反の存在であることは、ますます明らかとなってきていると考えます。このような自衛隊募集に協力することは、やめるべきと考えます。

以上が反対討論でございますが、今、申し上げましたような趣旨から議案第17号、19号、及び29号、38号についても同じような趣旨で反対をします。議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げまして討論、終わります。

議長（東川継央君）他に討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君）討論なしと認めます。

議長（東川継央君）これで、討論を終わります。

議長（東川継央君）これより、議案第16号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君）起立多数です。

したがって、議案第16号、平成20年度あわら市一般会計予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君）議案第17号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計予算について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君）討論なしと認めます。

議長（東川継央君）これより、議案第17号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第17号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第18号、平成20年度あわら市老人保健特別会計予算について討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第18号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第18号、平成20年度あわら市老人保健特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第19号、平成20年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算について討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第19号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第19号、平成20年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第20号、平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計予算について討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第20号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第20号、平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第21号、平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算について討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第21号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第21号、平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第22号、平成20年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算について討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第22号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第22号、平成20年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第23号、平成20年度あわら市モーターボート競走特別会計予算について討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第23号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第23号、平成20年度あわら市モーターボート競走特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第24号、平成20年度あわら市公共下水道事業会計予算について討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第24号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第24号、平成20年度あわら市公共下水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第25号、平成20年度あわら市水道事業会計予算について討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第25号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第25号、平成20年度あわら市水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第26号、平成20年度あわら市工業用水道事業会計予算について討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第26号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第26号、平成20年度あわら市工業用水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第27号、平成20年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第27号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第27号、平成20年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第28号、ふるさとあわらサポート条例の制定について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第28号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第28号、ふるさとあわらサポート条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第29号、あわら市後期高齢者医療に関する条例の制定について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第29号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

したがって、議案第29号、あわら市後期高齢者医療に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第30号、あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第30号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第30号、あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第31号、あわら市防犯隊設置条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第31号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第31号、あわら市防犯隊設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第32号、あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第32号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第33号、あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する

条例の制定について討論ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) まず、原案に反対者の発言を許します。

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) ただ今の国保条例の改正案について反対討論をさせていただきます。今回の改正によりまして、資産割が従来の100分の55から37に引き下げられたことは、評価をいたしますが、本来、資産は、所有しているだけでは何の利益も生まないものでありまして、これに課税することは、不合理であり課税すべきではないと考えます。少なくとも、お隣の坂井市は、今回も改正を行いまして28に引き下げるということでございます。さらに、縮小をすべきであると考えます。また、今回の改正によりまして、応能負担対応益負担が60対40から57対43に応益負担の割合が増やされておりますが、応益負担が増えるということは、所得の低いものほど負担が重くなる、逆進性を強めるものでありまして、容認できません。税は、能力に応じて負担するのが原則であり、均等割や平等割を減らして応能負担部分を増やすべきであります。この点についても、国は50対50になるように指導をしておりますが、国の指導にも私は、何の合理的根拠もないと考えます。この点についても、是非、国に対しても地方自治体独自に税率設定ができるように強力に働きかけをしていただくことを重ねて要望もしておきたいと思えます。

以上で反対といたします。

議長(東川継央君) 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) これで討論を終わります。

議長(東川継央君) これより、議案第33号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第33号、あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第34号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第34号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第34号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第35号、あわら市学校体育館の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第35号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第35号、あわら市学校体育館の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第36号、芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第36号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第36号、芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第37号、福井県自治会館組合規約の変更について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第37号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第37号、福井県自治会館組合規約の変更については、委員長

の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第38号、福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます

議長（東川継央君） これより、議案第38号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

したがって、議案第38号、福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 日程第34及び日程35を会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの請願につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（東川継央君） まず、教育厚生常任委員長より報告願います。

教育厚生常任委員長、関山博夫君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 7番、関山博夫君。

7番（関山博夫君） ただ今、議長のご指名がございましたので、当委員会に付託されました、請願第1号、後期高齢者医療制度に関する請願について、教育厚生常任委員会審査のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月11日に開会し、慎重に審査いたしてまいりました。

後期高齢者医療制度はすでにスタートしている制度でもあり、対象高齢者におかれましては、保険料が低く抑えられるとの担当課からの説明でありました。また、本請願の要請事項の中に、新たな後期高齢者医療制度は中止・撤回することとなっております。そうなりますと予算案すべてを反対することになるものであります。

以上、本案につきまして、挙手採決の結果、賛成者ゼロで不採択と裁決した次第でございます。

以上、教育厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

議長（東川継央君） 次に、産業建設常任委員長より報告願います。

産業建設常任委員長、坪田正武君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 9番、坪田正武君。

9番（坪田正武君） 「請願第2号、米価の安定と生産調整に関する請願」について

の産業建設常任委員会審査のご報告をいたします。

本件については、政府が米価の下落は、「米の過剰にある」とし、今年度、飯米農家を含む全ての稲作農家を対象に10万ヘクタールの生産調整の拡大を打ち出し、ペナルティを復活させて推進していること。また、これまで棚上げしてきた備蓄米を平成20年4月以降、主食用に売却するとしていることに対して、「強制的な生産調整の推進ではなく、自給率の低い作物の生産拡大に役立つよう、万全な支援措置に誘導策に転換すること。」「生産調整の実効性をなくす備蓄米の主食用売却の棚上げを継続すること。」を意見書として政府及び関係機関に提出を求めるものであります。

しかしながら、趣旨は理解できるものの、米価の下落は、食生活の変化、食生活のグローバル化によるところが大きく、米の過剰生産であることは間違いなく現段階では生産調整を行わなければならない状況であること、備蓄米の主食用売却の棚上げの継続についても抜本的解決にはつながらず、米政策と品目横断的経営安定対策を併せた政策の推進を今以上に強力に推進すべきではないかとの考えから、挙手採決の結果、挙手少数で不採択とすべきもと決した次第であります。

以上、産業建設常任委員会審査の報告といたします。

議長（東川継央君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） これから、日程第34及び日程第35の討論、採決に入ります。

議長（東川継央君） 請願第1号、後期高齢者医療制度に関する請願について討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） まず、原案に賛成者の発言を許します。

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） ただ今の請願について、賛成討論をさせていただきます。

先程も申し上げましたように、4月1日から実施されようとしております後期高齢者医療制度、これは、高齢者が75歳を過ぎたということだけの理由で今まで、加入していた国民健康保険や社会保険から強制的に追い出されるうえに保険料が僅かの年金から介護保険料とともに天引きをされる。払えなければ、保険証を取り上げる。さらには、保険料を払っても今後、治療の期間とか治療費の上限とかが決められて医療が制限をされる。まさに、高齢者を言葉とは、裏腹に「いい加減死んでくれ」と言わんばかりの制度ではないかというふうに考えます。先進国の中でこのように年齢だけを条件にして別立ての医療制度を作っている国は、どこにもございません。最近、お年寄りからテレビの討論を見て「何て、国は、酷いことをする、年寄り、死んでくれということやろうの」等という声をよく聞くようになりました。このことについては、全国で約3割の自治体がこの制度の中止、見直しを求め

て意見書を提出をしております。最大の問題は、政府が何が何でも医療費を削減をする。2025年までには、医療費を総額8兆円、75歳以上の後期高齢者の部分だけで5兆円削減をする。まったく実態を無視して、こういう、数値目標だけを決めて強引にことを進めているところに最大の問題があると思います。このような制度は、何としても見直しをさせなければならないと考えます。是非、同僚各位のご理解を賜りますようお願いいたしまして討論といたします。

議長（東川継央君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） これで、討論を終わります。

議長（東川継央君） これより、請願第1号を採決します。

本請願に対する教育厚生常任委員長の報告は不採択であります。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立少数です。

したがって、請願第1号、後期高齢者医療制度に関する請願は、不採択とすることに決定しました。

議長（東川継央君） 請願第2号、米価の安定と生産調整に関する請願について討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） まず、原案に賛成者の発言を許します。

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） ただ今の請願について、賛成の討論を行います。先程の委員長の報告の中にもございましたが、本当に現在の米の価格の暴落、これは、米の作りすぎ、過剰生産によるものだと本当に皆さんは、お考えでしょうか。原油価格の高騰に伴う食品価格の値上がり、輸入食品の値上がり、また、中国産ギョウザの事件に示されるように食の安全性も大きく脅かされております。今、国民の中では、本当に食の安全、安心について不安が高まっているのでは、ないでしょうか。現在の食料自給率39%は、先進国の中でも、最低、飛び抜けて低い状況でございます。食料自給率の向上を求める世論は、かつてなく高まっております。米を作りすぎ、片一方では、ご承知のようにミニマム・アクセス米を輸入しながら米を作りすぎているということは、農家に対するとんでもない言い掛かりであると考えます。現状のままでは、米の再生産に必要な費用が賄えないような状況まで価格は暴落をしております。それに加えて、政府が備蓄米を秋になって超安値で市場に放出することは、米価格の一層の下落の原因になっております。こういうことに目をつむって専ら、米を作りすぎると言って農家を攻撃することは、国を滅ぼすものであるというふうに考えます。何としても、この際、外国産の食料輸入を規制をして食料自給率を少なくとも50%以上に引き上げて国民の食の安全、安心を守るというためには、

この意見書を是非、政府に出していただきたいと考えものでございます。各位のご理解を賜りますようお願い申し上げまして討論といたします。

議長（東川継央君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） これで討論を終わります。

議長（東川継央君） これより、請願第2号を採決します。

本請願に対する産業建設常任委員長の報告は不採択であります。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立少数です。

したがって、請願第2号、米価の安定と生産調整に関する請願については、不採択とすることに決定しました。

議長（東川継央君） 日程第36、議案第43号、平成19年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただ今、上程されました議案第43号平成19年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第4号）について概要の説明を申し上げます。

本案は、現在、進めております金津雲雀ヶ丘寮の増床工事のうち、防災用消防用設備にかかる工事が年度内に完成しない見込みとなったため、繰越明許費の設定を行うものであります。よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 上程議案に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） ただ今、議題となっております、議案第43号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存知ますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第43号、平成19年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 日程第37、議案第44号、あわら市モータボート競走条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長(東川継央君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただ今、上程されました議案第44号、あわら市モータボート競走条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、モーターボート競争法が改正され、これまで施行者が存在する都道府県のモーターボート競争会に限り委託できることとされていた協議関係事務について平成20年度からは、全国に一つを限って指定される競争実施期間に限るものとされたことに伴う所要の改正であります。競争実施期間につきましては、国土交通省の告示において財団法人日本モーターボート競争会が指定されておりますので今回、委託をすることができる相手側のなかにこの名称を織り込んだものであります。よろしくご審議をいただき妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(東川継央君) 上程議案に対する質疑を許します。

議長(東川継央君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 質疑なしと認めます。

議長(東川継央君) ただ今、議題となっております、議案第44号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存知ますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) これより、議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第44号、あわら市モータボート競走条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 日程第38、発議第1号、あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（東川継央君） 本案について、提案者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 19番、見澤孝保君。

19番（見澤孝保君） 議長のご指名がありましたので、発議第1号、あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを趣旨説明を申し上げます。

今回の機構改革に伴い、本条例の所要の改正を行うものであります。改正の内容につきましては、総務常任委員会の所管であります「市長室総務部」を「総務部財政部」という財政部に改めるものであります。所定の賛成者を得て提出をさせていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただ今、議題となっております、発議第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存知ますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論に入ります。

議長（東川継央君） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、発議第1号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、発議第1号、あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については提案のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 日程第39、発議第2号、あわら市学校施設整備基金条例の制定についてを議題とします。

議長（東川継央君） 本案について、提案者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 19番、見澤孝保君。

19番（見澤孝保君） 議長の指名がございましたので発議第2号、あわら市学校施設整備基金条例の制定についての趣旨説明を申し上げます。当あわら市におきましては、

小学校10校、中学校2校が設置をされております。小学校10校のうち、新耐震設計法が施行された昭和56年度以後の基準により建築されました波松小学校、新郷小学校、及び細呂木小学校を除く、7校の校舎及び体育館の耐震診断を実施したところ殆どの小学校が最悪の判定で早急な補強を要するとの診断結果とあいなっております。また、地域の避難場所としております体育館の耐震工事については、平成19年度にという予算計上をされ工事が施工をされる状況となっておりますのでございます。

しかし、今後、各小学校の校舎の耐震工事も予定され、さらには、先の第28回議会臨時会において中学校の整備方針として芦原中学校は大規模改修事業、金津中学校は改修事業、付帯施設の更新事業とした新市の建設計画を変更したところであります。

当あわら市の街づくりといたしては、学校施設整備のほか、新幹線対策や中心市街地活性化対策等、巨額な投資が必要とするものの他、高齢者、障害者の福祉、子育てや教育等の施策を推進し住民が安全、安心に暮らせる豊かな社会を実現するには、健全財政の意に十分配慮しながら限られた財源を有効且つ合理的に活用する必要があります。よって、財源確保の厳しい状況に鑑み財源の計画的配分が必要、不可欠であるということから基金を設置して将来の学校施設整備の財源を確保するためこの条例の制定をするものであります。所定の賛成者を得て提出をさせていただいておりますので議員各位のご賛同をお願いするものであります。

なお、条例案につきましては、お手元に配布のとおりでございますのでよろしくお願いをいたします。

以上であります。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 私は、この基金条例を作ることにそのものに反対するものでございませぬが、ただ今の説明を聞いておりますと小学校の7校の耐震工事、それから、中学校2校の改修が迫っていると、その財源とするために基金をというふうに今、理解をいたしましたがこの中身を見ますと、どれだけの期間でいくらを目標に積み立てるのか、ということが一切示されておられません。この小学校7校の耐震工事、また、中学校2校の改修、これは、いずれも、今後、3年から5年の間には、全部、完了する予定で進められていると思っておりますが、仮に年間1億づつ積んだとしてもですね、5年間積んでも5億、今の財政状況で、とても毎年1億づつ償うということは、不可能ではないかと、そうすると現実的には、どれだけ役に立つのかなと。この提案された目的というのがもう一つはっきりしないわけでございます。当面の小学校の耐震工事、中学校の改修工事は、別として、さらにその先のことを目指して積み立てるんだということであれば、それはそれでわからないわけではない

んですが、それであれば、一体、いつ頃を想定してどれくらい積もうというふうに考えておられるのか、目的、それから、積み立ての目標額、期間等について伺います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 19番、見澤孝保君。

19番（見澤孝保君） ただ今のご質問でございますけれども実は、基金の額、それから期間等々につきましてはですね、やはり、予算が伴うことでございますので、議会としては、理事者に対する越権行為ということでこういったものは決めなかった。決められないというのが実情でございます。さて、今ひとつはですね、いろいろ趣旨説明のなかで申し上げましたけれども将来の小学校のやはり、いろんな設備等の補修が出てくると思いますけれども、小学校、中学校ともども将来を見越した基金を積み立てたらいかがですか、ということで今回の案をさせていただいた、ということでひとつご理解を賜りたいと思います。

議長（東川継央君） 他に質疑はありませんか

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） ただ今のご説明ですと当面する小学校の耐震工事、中学校の修は、別にしてというふうに理解をいたしました。目標額を示すことは、理事者の権限を侵すということですが、それも、わからんではないんですが、ただ、実際にそのとおりするかどうかは別にして、大体、将来の整備に備えて最低これくらいは、積みたいというふうに思っていると「理事者の方でどうでもいいんや」と10年積むのか30年積むんかそれも、理事者で適当に決めてもらえばいい、また、金額も10年かかって1億程度もいいし、そこらは、もう少し提案された方には、具体的なものがあるんじゃないかというふうに思いますのでその辺りについて、私は、別にここで目標額を言ったからそれが、理事者を別に権限を侵すということにはならないというふうに思いますのでその辺りについてできれば、もう少し具体的に説明いただきたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 19番、見澤孝保君。

19番（見澤孝保君） 今ほどのご質問でございますけれども、趣旨説明でも申し上げましたように、この基金の積み立てにつきましては、従来もですね、議会のなかでこういったことをしたらどうだろうか、というようなご意見等も前々からあったのが事実でございます。なお、また、額の問題等につきましては、今程もご質問ございましたがですね、この基金条例ができてからですね、また、議会としての要望事項というようなことで、また、理事者に対して提案をさせていただくことも出てこようかと思っておりますけれども、今の段階では、条例の制定ということで止めておきたいということでございますのでひとつご理解をいただきたいと思っております。

議長（東川継央君） 他に質疑はありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 質疑なしと認めます。

議長(東川継央君) ただ今、議題となっております、発議第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしました旨と存知ますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、発議第2号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、発議第2号、あわら市学校施設整備基金条例の制定については提案のとおり可決されました。

教育厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(東川継央君) 日程第40、常任委員会の閉会中の特定事件調査の件を議題とします。

教育厚生常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長(東川継央君) お諮りします。

教育厚生常任委員長、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

教育厚生常任委員長、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議の宣言

議長(東川継央君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

議長閉会挨拶

議長(東川継央君) 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会でございますけれども、2月29日開会、3月21日最終日ということ

で本当に、長期間にわたり、種々、大事な提案をご議論いただいたわけでございます。その結果、本日、ここに妥当なるご決議をいただきました。理事者におかれましては、この会期中、いろいろな会議におきまして議会側から指摘また、ご意見等、十分あったと思えますけれども、今後の行政運営に十分、そういった点に耳を傾けながら行政運営に取り組んでいただきたいと、このように思っております。なお、今ほどは、議員発議で将来の学校施設整備に関する基金の設置ということで条例が可決をいたしました。本当にあわら市の財政状況、大変な時期がこれからも続くわけですが、当然、迎えるであろう将来のこういった案件に関して厳しいなかでも理事者として特段の配慮を願うものでございます。また、終わりになりますけれども本会議中これまでも申しておりますけれども携帯電話の着信が聞こえました。これは、これまでも、議会にはあったわけですが、議場に対しては、持ち込み禁止ということでやっておりますので議員、また、理事者共々、十分、認識のうえ今後、こういったことがないようにお願いをいたしたいと思えます。終わりになりますけれども、これから、年度が変わり、いろいろな行事等も控えております。そういった意味で議員の皆さん方には、健康には、十分、ご留意のうえ、それぞれの議会活動、また、議員としての活動にお励みをいただきたいとこのように思っております。簡単ですが一言申し述べさせていただきます。閉会のご挨拶といたします。本当にご苦労さまでございました。

市長閉会挨拶

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 閉会にあたりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。2月の29日以来、大変、長期間にわたりまして議員各位には、ご執務をいただきました。そして、提案をいたしました全ての議案につきまして、妥当なるご決議を賜りました。心から厚く御礼を申し上げます。そして今程、議長のご挨拶にもございますが、この議会を通じまして、議員の皆様からいただいたご意見等につきましては、十分、参考にさせていただき、今後の行政運営に生かして行くように努力をいたしたいというふうに思っております。なお、本日、議員発議であわら市学校施設整備基金の条例が制定をされました。将来の学校整備に対して今から、その財源的な手当をするという内容であろうと思えます。このことにつきましては、私、大変、議会の遠慮、思んばかりに對しまして大変、感銘を受けております。これによって、あわら市は、子供の教育に対して大きな関心と支援をしていくということを市内外に示すことができるのではないかとこのように思っております。条例の趣旨に添って精一杯努力をしてまいりたいというふう思っております。実は、ちょうど、明後日23日になりますけれども、お隣、石川県の津幡町にある大変、歴史のある河合谷小学校というところが閉校するそうでございます。この河合谷小学校は、ちょうど、大正15年に学校建設をしよ

うという話が起ったそうであります。しかしながら、当時の税込総額が27,000円、その時の建設経費が45,000円だったそうであります。従って、当時の財政では、とても建てることができないと、その時に、当時の村長が目を付けたのがその河合谷村の1年間のお酒の消費代、酒代、これが9,000円あったそうであります。そこで村長は、村民に呼びかけて、「1日5銭の酒を飲んだつもりになって、ひとつ学校建設のための寄付をしてくれないか」というふうに呼びかけたそうであります。全ての村民がそれに答えて、禁酒をして5年後にその学校を建てたそうであります。そういう学校が明後日、閉校されるという、そういうタイミングでございます。新潟の長岡藩の米百俵の逸話といい、今、申し上げた河合谷小学校の禁酒村の例といい私は、ただ今、制定された条例の趣旨は同じような方向にあるのではないかな、というふうに思っております。私といたしましては、議会の意に添うべく精一杯この基金を充実させるように今後、努力をしてみたいというふうに思っております。しかしながら、当然ですけれども、その分をどこかの経費を削減は、しなければならなくなってくると思います。今程の河合谷村でも当時あった8件の酒屋さんは、全部、商売ができなくなったそうであります。そういうことにつきましては、今後の予算配分につきましては、議会のご理解を是非ともお願いをいたしたいというふうに思っている次第でございます。さて、間もなく19年度も終わりますけれども、この3月いっぱいをもちまして多くの職員が退任をいたします。特に定年で退職を迎える幹部職員も多々おりますけれども、長期にわたりまして市政運営に努力をして来ていただいた方々ばかりでございます。この間の議員各位のご指導に対しまして、私からも心からお礼を申し上げる次第でございます。彼らは、今後、それぞれの人生を歩むと思いますけれども引き続きまして、議員各位の温かいご指導、ご支援を賜りますように私からもお願いを申し上げます。間もなく、新年度に入ります。いろいろな多くの課題抱えておりますのでスピード感を持って行政に励みたいというふうに思っておりますので平成20年度もどうか、議員各位のご指導を賜りますように重ねてお願いを申し上げますお礼のご挨拶にさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉会の宣告

議長（東川継央君） これをもって第29回あわら市議会定例会を閉会します。

（午後6時02分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成20年 月 日

議 長

署名議員

署名議員